

第1回秋田市住生活基本計画等策定委員会

参考資料集

目次

- 1 参考資料1 現行計画の検証・現況・課題・将来目標の全体像・・・P1
- 2 参考資料2 現行計画の成果指標の達成状況・・・・・・・・・・P2
- 3 参考資料3 現行計画の施策の実施状況・・・・・・・・・・P6
- 4 参考資料4 住宅・住環境に係る現況（バックデータ）・・・・P27
- 5 参考資料5 国の動向・上位関連計画の整理・・・・・・・・・・P79

<計画見直しの背景と目的>

資料1 P1

- 現行計画「秋田市住生活基本計画（平成23年）」は、令和2年度で計画期間が完了します。
- 本市の住宅政策をとりまく状況の変化や現行計画の検証から、新たな課題が生じていることを踏まえ、第2期秋田市住生活基本計画を策定します。

■ 現行計画の検証

資料1 P3～P11

参考資料2、3

成果指標の達成状況 / 施策の実施状況

目標1 エイジフレンドリーシティを実現する住まい・まちづくり

- 住宅リフォーム支援事業や高齢者や子育て世帯等をターゲットとした取組では、毎年一定の事業利用実績を継続しており、取組の成果がみられる。
- バリアフリー化率等の成果指標はすべての指標が策定当時から向上傾向にあるとともに、東北同規模都市と比較しても同程度または高い水準となっている。

目標2 安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり

- 「空き家定住推進事業」等は毎年一定の事業実績を継続しているほか、木造住宅の耐震診断・改修等による耐震性向上等の取組を実施した。
- 一方、認定長期優良住宅率等の成果指標はいずれも低迷の結果となり、事業の普及促進の取組等に課題が残ることが想定される。

目標3 地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり

- 商店街活性化やまちなか居住に向けた取組の推進により、市街地の魅力向上に向けた一定の効果がみられた。
- 成果指標のまちなみなどの景観についての意識は、計画策定時から向上。

目標4 「環境立市あきた」を実現する住まい・まちづくり

- 住宅用太陽光発電システム設置費の補助や緑化等の推進を図り、環境に配慮した住まいづくりの促進を行った。
- 成果指標の省エネルギー住宅の比率は目標を概ね達成するとともに、東北同規模都市平均を大きく上回った。

目標5 「ブランドあきた」を確立する住まい・まちづくり

- 地域資源を活かしたまちづくり支援事業の実施は停滞しているものの、地区計画等により市民協働による住まいづくりを推進した。
- 成果指標のNPO・ボランティア活動への関心は、計画策定時と同程度。

■ 現況の整理

資料1 P12～P25

参考資料4

人口・住宅等の動向

- 人口減少・少子高齢化の進展・加速
- 高齢者単身・夫婦世帯の増加
- 子育て世帯の減少、共働き子育て世帯の割合は増加傾向
- 空き家は増加、賃貸・売却以外の空き家のうち6～7割は利活用可能
- 7階以上のマンションのうち14%が建設後30年以上経過
- 洪水等の自然災害により市街地で被害拡大の恐れ
- 耐用年数を超過または間近の市営住宅（S40代建設）が残存

■ 上位計画・関連計画の整理

参考資料5

- 住生活基本計画(全国計画)見直し
 - ・コンパクトで持続可能な都市形成
 - ・既存住宅・リフォーム市場活性化
 - ・「住まう」形態の多様化
 - ・近年の災害の激甚化・多頻度化
 - ・情報化や先進技術が進展
- 秋田県住生活基本計画（H29.3）
- 秋田市総合計画（H28.3）
- 秋田市総合都市計画（H23.3）
- 秋田市立地適正化計画（H30.3）

考え方の反映・踏襲

■ 課題の整理

資料1 P26～P27

居住者からの視点（人や住まい方について）

子育て世帯の定住促進・高齢者の安心居住

- 子育てしやすい住まい・住環境の形成 **目標2、目標3**
- 高齢単身・夫婦世帯等を中心に高齢者が安心して住み続けられる住環境の形成 **目標2、目標3**

高齢者・障がい者等の住宅確保要配慮者のための安心居住の確保

- 住宅確保要配慮者に対応したセーフティネットの構築 **目標2**

住宅ストックからの視点（住宅や住環境について）

住宅ストックにおける質の向上と利活用の促進

- 空き家等住宅ストックの活用促進 **目標2、目標3**
- バリアフリー化、省エネルギー化等による住宅の質の向上推進 **目標2、目標4**
- 既存マンションの適切な維持管理に向けた支援 **目標2**

市営住宅等の適切な維持管理と居住者ニーズへの対応

- 市営住宅等長寿命化計画に基づく適切な維持管理 **目標2**
- 市営住宅への入居の円滑化と居住者ニーズへの対応 **目標2**

まちづくりからの視点（人や住宅を取り巻く環境について）

多核集約型のコンパクトな市街地形成の実現

- 多核集約型のコンパクトな市街地形成の推進 **目標3**
- 住宅地の生活サービス機能の維持・確保 **目標3**

安全・安心かつ持続可能な都市の実現

- 防災・防犯に向けた安全な住環境の形成 **目標1**
- 市民と事業者との協働による低炭素社会実現に向けた取組の促進 **目標4**

まちの資源を活かした居住環境づくり

- 地域が主体となったまちづくりの推進・支援 **目標5**
- 「定住人口」「交流人口」の拡大を踏まえた多様な住まい方の提案 **目標5**

■ 将来像（案）

資料1 P28～P30

（案）住み続けたいと誰もがおもいうがまち秋田の住まい・まちづくり

目標1 安全・安心に暮らせる住まい・まちづくり

- ◆ 災害に強い住まい・まちづくり（住宅の耐震化等の確実な実施、必要なハード・ソフト対策の促進 等）
- ◆ 犯罪を未然に防止できる住まい・まちづくり（除却等も視野に入れた適切な空き家対策の促進、防犯性の向上に向けた取組推進 等）

目標2 誰もが快適に住み続けられる住まい・まちづくり

- ◆ ライフスタイルに応じて誰もが安心して快適に暮らせる住まい・まちづくり（バリアフリー化やリフォーム等による住宅の質の向上 等）
- ◆ 既存住宅を活用して多様なニーズに対応した住まい・まちづくり（既存マンションの適切な維持管理、住宅確保要配慮者に対するセーフティネットの構築、市営住宅の適切な維持管理 等）

目標3 地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり

- ◆ 持続可能な住まい・まちづくり（良好な住環境の形成や都市機能の誘導等による魅力的なまちなかの形成、定住促進・居住誘導 等）
- ◆ 市民それぞれが選択した地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり（生活サービス機能の維持・確保、多世代同居・近居の促進 等）
- ◆ 都市のスポンジ化対策を推進する住まい・まちづくり（利活用可能な空き家を中心とした低未利用地の有効活用の促進 等）

目標4 環境にやさしい住まい・まちづくり

- ◆ 低炭素社会を実現する住まい・まちづくり（新エネルギー設備の導入や地域資材等を活用した住宅の整備促進 等）

目標5 自然と都市が調和した秋田らしい住まい・まちづくり

- ◆ 多様な住まい方を実現する住まい・まちづくり（多様な主体との協働による景観まちづくり等の推進、好きなタイミング・場所で住まいを自由に選択できるサービス等の活用 等）

※東北地方の同規模都市(25～35万人都市)
・福島市(29.4万人)、郡山市(33.5万人)、いわき市(35.0万人)、青森市(28.8万人)、盛岡市(29.8万人)、山形市(25.4万人)

※目標の達成状況
◎:達成 ○:概ね達成 △:達成していないものの策定当時より向上 ×:策定当時より低下

目標	基本方針	基本施策 重点的に取り組む基本施策	成果指標(★:国指標と同じ) 目標に対して							成果指標の達成状況等			
			項目	定義	策定当時	中間見直し時	最終	目標	東北地方同規模都市平均	全国平均	達成状況	評価	
【将来像】 (案)秋田らしさ みらいに引き継ぐ 住まい・まちづくり	【目標1】 エイジフレンドリー シティ(高齢者に やさしい都市)を 実現する 住まい・まちづくり	①高齢者・障がい者が 安心して暮らせる 住まいづくり	①-1 高齢者・障がい者が安定し て住み続けられる居住の確保	・高齢者居住住宅の一定のバリアフリー化率★	高齢者(65歳以上の者)が居住する住宅の一定のバリアフリー化率(2箇所以上の手すりの設置、又は屋内の段差解消に該当)	40.3% (H20年)	43.7% (H25年)	42.0% (H30年)	75% (R2年)	42.4%	42.4%	△	高齢者居住住宅の一定のバリアフリー化率は、東北地方の同規模都市平均と同程度となっており、全国計画(H23.3)に合わせて設定した目標値が高かったことが想定される。「住リリフォーム支援事業」の推進や、高齢者への「福祉用具貸与・購入、住宅改修の利用促進」等の実施により、一定のバリアフリー化世帯数は増加しており、策定当時より一定の向上がみられる。 一方、中間見直し時から比較して、数値が減少しているのは、一定のバリアフリー化世帯数は増加しているものの、「高齢者が居住する世帯総数」の増加が大きく、バリアフリー化が追いつかなかったことから、バリアフリー化率自体が減少したと考えられる。 【成果指標算定方法 住宅土地統計調査】 算定式 一定のバリアフリー化世帯数/65歳以上の世帯員がいる主世帯総数 ○H30年 65歳以上の世帯員がいる主世帯数 58,730世帯 一定のバリアフリー化世帯数 24,640世帯 24,640世帯/58,730世帯=42.0% ○H25年 65歳以上の世帯員がいる主世帯数 53,050世帯 一定のバリアフリー化世帯数 23,200世帯 23,200世帯/53,050世帯=43.7% ○H20年 65歳以上の世帯員がいる主世帯数 50,060世帯 一定のバリアフリー化世帯数 20,160世帯 20,160世帯/50,060世帯=40.3%
				・高齢者居住住宅の高度のバリアフリー化率★	高齢者(65歳以上の者)が居住する住宅の一定のバリアフリーのうち高度のバリアフリー化率(2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消および車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当)	7.6% (H20年)	9.1% (H25年)	8.6% (H30年)	25% (R2年)	9.7%	8.8%	△	高齢者居住住宅の一定のバリアフリー化率は、東北地方の同規模都市平均と同程度となっており、全国計画(H23.3)に合わせて設定した目標値が高かったことが想定される。「住リリフォーム支援事業」の推進や、高齢者への「福祉用具貸与・購入、住宅改修の利用促進」等の実施により、高度のバリアフリー化世帯数は増加しており、策定当時より一定の向上がみられる。 一方、中間見直し時から比較して、数値が減少しているのは、高度のバリアフリー化世帯数は増加しているものの、「高齢者が居住する世帯総数」の増加が大きく、バリアフリー化が追いつかなかったことから、バリアフリー化率自体が減少したと考えられる。 【成果指標算定方法 住宅土地統計調査】 算定式 高度のバリアフリー化世帯数/65歳以上の世帯員がいる主世帯数 ○H30年 65歳以上の世帯員がいる主世帯数 58,730世帯 高度のバリアフリー化世帯数 5,060世帯 5,060世帯/58,730世帯=8.6% ○H25年 65歳以上の世帯員がいる主世帯数 53,050世帯 高度のバリアフリー化世帯数 4,810世帯 4,810世帯/53,050世帯=9.1% ○H20年 65歳以上の世帯員がいる主世帯数 50,060世帯 高度のバリアフリー化世帯数 3,780世帯 3,780世帯/50,060世帯=7.6%

※東北地方の同規模都市(25～35万人都市)
 ・福島市(29.4万人)、郡山市(33.5万人)、いわき市(35.0万人)、青森市(28.8万人)、盛岡市(29.8万人)、山形市(25.4万人)

※目標の達成状況
 ◎:達成 ○:概ね達成 △:達成していないものの策定当時より向上 ×:策定当時より低下

目標	基本方針	基本施策 重点的に取り組む基本施策	成果指標(★:国指標と同じ) 目標に対して							成果指標の達成状況等		
			項目	定義	策定当時	中間見直し時	最終	目標	東北地方同規模都市平均	全国平均	達成状況	評価
【将来像】 (案) 秋田らしさを みらいに引き継ぐ 住まい・まちづくり	①高齢者・障がい者が 安心して暮らせる 住まいづくり	①-1 高齢者・障がい者が安定して 住み続けられる居住の確保	・バリアフリー化された戸建住宅の割合	戸建住宅のバリアフリー化率 (床の段差の解消、手すりの設置等に該当)	61.7% (H20年)	64.4% (H25年)	64.2% (H30年)	現状以上 (R2年)	61.7%	60.6%	◎	バリアフリー化された戸建住宅の割合は、「住宅リフォーム支援事業」の推進や、高齢者への「福祉用具貸与・購入、住宅改修の利用促進」等の実施により、策定当時から向上がみられるとともに、東北地方同規模都市平均より高くなっている。 【成果指標算定方法 住宅土地統計調査】 算定式 バリアフリー化された一戸建戸数／一戸建戸数 ○H30年 一戸建戸数 87,860戸 高齢者のための設備がある一戸建戸数 56,450戸 56,450戸／87,860戸＝64.2% ○H25年 一戸建戸数 88,470戸 高齢者のための設備がある一戸建戸数 56,950戸 56,950戸／88,470戸＝64.4% ○H20年 一戸建戸数 85,790戸 高齢者のための設備がある一戸建戸数 52,910戸 52,910戸／85,790戸＝61.7%
			・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率★	子育て世帯(世帯構成員に18歳未満の者が含まれる世帯)の誘導居住面積水準(世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準)の達成率	42.9% (H20年)	52.0% (H25年)	49.5% (H30年)	50% (R2年)	45.1%	43.7%	○	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は、「住宅リフォーム支援事業」「多世帯同居・近居推進事業」等の推進を実施してきたことで、策定当時から向上がみられるとともに、東北地方同規模都市平均と比較して高くなっている。 一方、中間見直し時からは減少傾向にある。子を持つ世帯(夫婦と子供から成る世帯、ひとり親と子供から成る世帯)の住宅の所有関係をみると、中間見直し時と比較して、持ち家が減少し、民営借家に住む世帯が増加している。平成30年の誘導居住面積水準以上の世帯は、持ち家が87.7%、民営借家が30.8%と低くなっていることから、子育て世帯全体の誘導居住面積水準達成率が減少したことが想定される。 【成果指標算出方法 住宅土地統計調査】 算定式 子育て世帯における誘導居住面積水準達成世帯数／子育て世帯数 ○H30年 子育て世帯における誘導居住面積水準達成世帯数 8,670世帯 子育て世帯数 17,510世帯 8,670世帯／17,510世帯＝49.5% ○H25年 子育て世帯における誘導居住面積水準達成世帯数 9,230世帯 子育て世帯数 17,750世帯 9,230世帯／17,750世帯＝52.0% ○H20年 子育て世帯における誘導居住面積水準達成世帯数 8,770世帯 子育て世帯数 20,450世帯 8,770世帯／20,450世帯＝42.9%
			・最低居住面積水準未達率	最低居住面積水準(世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準)を満たしていない世帯比率	4.3% (H20年)	3.2% (H25年)	4.0% (H30年)	早期に解消 (R2年)	5.5%	6.6%	△	最低居住面積水準未達率は、「住宅リフォーム支援事業」「多世帯同居・近居推進事業」等を推進してきたことで、策定当時から向上がみられるとともに、東北地方同規模都市平均と比較して低く、解消が進んでいる。 一方、中間見直し時から最低居住面積水準未達の世帯比率が増加傾向にあり、当該世帯数自体も増加している。持ち家、借家ともに当該世帯数が増加していることから、最低居住面積水準未達の住宅を選択せざるを得ない世帯の増加が想定される。 【成果指標算出方法 住宅土地統計調査】 算定式 最低居住面積水準未達の世帯数／世帯数 ○H30年 最低居住面積水準未達の世帯数 5,440世帯 世帯数 136,360世帯 5,440世帯／136,360世帯＝4.0% ○H25年 最低居住面積水準未達の世帯数 4,480世帯 世帯数 138,090世帯 4,480世帯／138,090世帯＝3.2% ○H20年 最低居住面積水準未達の世帯数 5,450世帯 世帯数 127,740世帯 5,450世帯／127,740世帯＝4.3%

目標	基本方針	基本施策 重点的に取り組む基本施策	成果指標(★:国指標と同じ) 目標に対して						成果指標の達成状況等				
			項目	定義	策定当時	中間見直し時	最終	目標	東北地方同規模都市平均	全国平均	達成状況	評価	
【将来像】 (案)秋田らしさ みらいに引き継ぐ 住まい・まちづくり	【目標2】 安全安心に暮らせる 住まい・まちづくり	①良質で住みよい 住宅地・住宅ストック の供給	①-1 長く活用できる住宅ストックの 形成の促進	・新築住宅(戸建て)における認定長期 優良住宅率★	年間の新築住宅(戸建て)に対する認定 優良住宅(住宅を長期にわたって使用す ること、環境負荷の低減や廃棄物の排 出を抑制することなどを目的として、構造 及び設備等について一定の基準を満た すものとして市町村長や都道府県知事の 認定を受けた住宅)の比率の平均	約21% (H22年1月 ～12月)	19.6% (H22年4月 からH27年3 月)	約18.5% (H27年4月 からR2年3 月)	30% (R2年度末)	-	-	×	新築住宅(戸建て)における認定長期優良住宅率は、毎年約200～300 件程度の長期優良住宅を継続して認定しているものの、新築住宅に おける割合は減少傾向にあり、要因として新築住宅(戸建て)自体の 増加や、普及促進の取組への課題が想定される。 【成果指標算出方法 住宅整備課資料】 算定式 長期優良住宅認定件数/新築件数 ○最終(H27.4～R2.3まで) 長期優良住宅認定件数 1,203戸 新築件数 6,497戸 1,203戸/6,497戸=18.5% ○中間(H22.4～H27.3まで) 長期優良住宅認定件数 1,203戸 新築件数 6,130戸 1,203戸/6,130戸=19.6% ○当初(H22.1～H22.12まで) 長期優良住宅認定件数 250戸 新築件数 1,165戸 250戸/1,165戸=21.46%(約21%とした)
			①-2 まちづくりと連携したユニバー サルデザイン化の促進	・共同住宅のユニバーサルデザイン化 率★	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関ま で車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅 ストック比率	6.8% (H20年)	8.9% (H25年)	7.4% (H30年)	8.0% (R2年)	8.1%	17.2%	△	共同住宅のユニバーサルデザイン化率は、地区計画や建築協定等 の取組による住民主体のまちづくりの実施により、策定当時と比較し て高くなっている。 一方、中間見直し時からは減少傾向にあり、共同住宅の統廃合等 による減少(H25の96.0%に減少)に比例して、ユニバーサルデザイン化 された共同住宅戸数自体も減少(H25の80.0%に減少)したと考えら れる。 【成果指標算出方法 住宅土地統計調査】 算定式 ユニバーサルデザイン化された共同住宅戸数/共同住宅 総数 ○H30年 ユニバーサルデザイン化された共同住宅戸数 3,200戸 共同住宅総数 43,130戸 3,200戸/43,130戸=7.4% ○H25年 ユニバーサルデザイン化された共同住宅戸数 4,000戸 共同住宅総数 44,900戸 4,000戸/44,900戸=8.9% ○H20年 ユニバーサルデザイン化された共同住宅戸数 2,530戸 共同住宅総数 37,220戸 2,530戸/37,220戸=6.8%
		②災害に強いまちを 目指した 住まいづくり	②-1 災害に強い住まいづくりの促 進	・住宅の新耐震基準適合率★	新耐震基準(建築物等の耐震性の向上を 図るため、建築基準法施行令の一部を改 正し、昭和56年6月より適用された構造基 準)が求める耐震性を有する住宅ストック 比率	約78% (H21年度 末)	約82% (H25年)	約86.2% (H30年)	90% (R2年度末)	-	-	△	安全安心な住まいに必要な住宅の耐震化は、計画策定時か ら向上しているが、引き続き目標達成に向けた取り組みが必要であ る。 【成果指標算出方法 建築指導課資料】 ○H30年 耐震性を有する住宅戸数:117,500戸 住宅総数:136,300戸 117,500戸/136,300戸=86.2%
			③多様な ライフスタイルに 応じた 住まいづくり	③-1 市場を通じたリフォームの促 進	・年間リフォーム実施比率★	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に 対する割合(年間)	6.4% (H16～H2 0リフォーム 実施した持 家)	6.5% (H21～H2 5リフォーム 実施した持 家)	5.7% (H26～H3 0リフォーム 実施した持 家)	6% (R2年)	5.4%	5.6%	×

※東北地方の同規模都市(25～35万人都市)
 ・福島市(29.4万人)、郡山市(33.5万人)、いわき市(35.0万人)、青森市(28.8万人)、盛岡市(29.8万人)、山形市(25.4万人)

※目標の達成状況
 ◎:達成 ○:概ね達成 △:達成していないものの策定当時より向上 ×:策定当時より低下

目標	基本方針	基本施策 重点的に取り組む基本施策	成果指標(★:国指標と同じ) 目標に対して							成果指標の達成状況等												
			項目	定義	策定当時	中間見直し時	最終	目標	東北地方同規模都市平均	全国平均	達成状況	評価										
【将来像】 (案) 秋田らしき 未来に引き継ぐ 住まい・まちづくり	①地域の中心的な市街地の魅力を高める 住まいづくり	①-1 多様なニーズに対応したまちなか居住の促進	・まちなみなどの景観についての意識	「秋田市しあわせづくり市民意識調査」(平成20年調査、平成26年調査、令和元年調査)で、秋田市に住んでいて「まちなみなどの景観」について「よい」「どちらかといえばよい」を選んだ市民の割合	18.8% (H20年)	約20.6% (H26年)	22.3% (R1年)	23% (R2年)	-	-	△	まちなみなどの景観についての意識は、策定時より順調に向上し、概ね目標を達成しており、景観形成に配慮した地区計画の取組等の効果が想定される。										
		①-2 地域の中心的な市街地の魅力的な居住地としての再生の促進																				
		①-3 良好なまちなみ形成の誘導																				
②住宅情報の提供と住意識の啓発	②-1 住宅相談ネットワーク体制の充実																					
	②-2 住まいに関する情報の発信や意識の啓発																					
③地域で支えあう住まいづくり	③-1 住宅や住環境づくりに関するNPOやボランティア活動の促進																					
	③-2 地域における防犯活動の促進																					
【目標4】 「環境立市あきた」を実現する 住まい・まちづくり	①地球環境にやさしい住まいづくり	①-1 環境に配慮した住まいづくりの促進											・省エネルギー住宅の比率★	一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率	65.0% (H20年)	70.9% (H25年)	69.5% (H30年)	70% (R2年)	49.5%	29.0%	○	省エネルギー住宅の比率は、「住宅リフォーム支援事業」「住宅用太陽光発電システム設置費」の補助等により、策定当時より向上しているとともに、東北地方の同規模都市平均と比較しても高い割合となっている。 【成果指標算出方法 住宅土地統計調査】 算定式 二重サッシ又は複層ガラス窓がすべて又は一部の窓にあり/住宅総数 ○H30年 二重サッシ又は複層ガラス窓がすべて又は一部の窓にあり 94,790戸 住宅総数 136,360戸 94,790戸/136,360戸=69.5% ○H25年 二重サッシ又は複層ガラス窓がすべて又は一部の窓にあり 97,950戸 住宅総数 138,090戸 97,950戸/138,090戸=70.9% ○H20年 二重サッシ又は複層ガラス窓がすべて又は一部の窓にあり 83,010戸 住宅総数 127,740戸 83,010戸/127,740戸=65.0%
		①-2 住宅の長寿命化の促進																				
	②資源の有効活用による住まいづくり	②-1 地域で産出される木材の活用の促進																				
②-2 再生品や再生可能な建築資材等の利用促進																						
【目標5】 「ブランドあきた」を確立する 住まい・まちづくり	①豊かな自然・歴史・文化等を活かした住まいづくり	①-1 歴史や文化等、地域の魅力を活かした暮らし方や住まいづくり、良好な景観形成の促進	・NPO・ボランティア活動への関心	「秋田市しあわせづくり市民意識調査」(平成20年実施、平成26年実施、令和元年実施)の「NPO・ボランティア活動など市民活動の関心」で「関心がある」「ある程度関心がある」を選んだ市民の割合	42.5% (H20年)	43.7% (H26年)	43.2% (R1年)	49% (R2年)	-	-	△	NPO・ボランティア活動への関心は、策定時と同程度となっており、市民の意識の変化は見られない。										
		①-2 良好な景観保全や景観形成の取り組みの促進																				
	②市民協働による住まいづくり	②-1 地域で行うまちなみ整備の促進																				

目標 1 エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)を実現する住まい・まちづくり

	策定当時	中間 見直し時	最終	目標	東北同規模都市※1 平均	全国平均	達成状況※2
高齢者居住住宅の一定のバリアフリー化率★	40.3%	43.7%	42.0%	75%	42.4%	42.4%	△
高齢者居住住宅の高度のバリアフリー化率★	7.6%	9.1%	8.6%	25%	9.7%	8.8%	△
バリアフリー化された戸建住宅の割合	61.7%	64.4%	64.2%	現状以上	61.7%	60.6%	◎
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率★	42.9%	52.0%	49.5%	50%	45.1%	43.7%	○
最低居住面積水準未達率	4.3%	3.2%	4.0%	早期解消	5.5%	6.6%	△

※1 東北同規模都市：いわき市、郡山市、青森市、盛岡市、福島市、山形市

※2 目標の達成状況 ◎：達成 ○：概ね達成 △：達成していないものの策定当時より向上 ×：策定当時より低下

①高齢者・障がい者が安心して暮らせる住まいづくり

①-1 高齢者・障がい者が安定して住み続けられる居住の確保

●高齢者・障がい者が暮らしやすい住宅整備の普及促進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
1	◆住宅性能表示制度の周知・普及の促進 ⇒住宅整備課ホームページ等による紹介	住宅整備課ホームページ「住宅制度情報等」で内容を紹介している。 【実績】なし	引き続き、内容の更新を図り、分かりやすい周知に努める。	住宅整備課	
2	◆住宅リフォーム支援事業の推進 ⇒秋田市住宅リフォーム支援事業	市内に住所を有し、本人（配偶者含む）、その親または子のいずれかが所有し、また、そのいずれかが居住する住宅で、50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。 【補助金交付実績】 平成23年度 2,794件、平成24年度 3,114件、 平成25年度 3,705件、平成26年度 2,787件、 平成27年度 2,646件、平成28年度 2,317件、 平成29年度 2,068件（内中活6件）、 平成30年度 1,660件（内中活8件）、 令和元年度 1,500件（内中活4件）	申請が年々減少傾向であるが、まだまだ需要が高いことから、県や建設業者等と連携を図りながら令和2年度も事業を継続するが、事業内容等の見直しも検討していく。 なお、平成29年度からまちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域内の住宅については、補助額を10万円に引き上げている。	住宅整備課	
3	◆障がい者への日常生活用具給付等事業の利用促進 ⇒日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに著しく支障のある重度身体障がい者が、居住する住宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費を給付する。（上限20万円） 【給付実績】 平成23年度 4件、平成24年度 6件、 平成25年度 11件、平成26年度 9件、 平成27年度 15件、平成28年度 3件、 平成29年度 4件、平成30年度 7件、 令和元年度 12件 3/23現在	事業を継続し、利用の拡大を図るため、広報や市HP等を活用し、事業の周知を行う。	障がい福祉課	
4	◆高齢者への福祉用具貸与・購入、住宅改修の利用促進 ⇒福祉用具貸与・購入、住宅改修費支給	要支援または要介護認定を持つ方へ、必要と認められる場合に福祉用具貸与・購入費および住宅改修費の一部を給付する。 福祉用具貸与：要支援・要介護度により介護保険の利用限度額あり 福祉用具購入：上限10万円/年 住宅改修：原則上限20万円 【住宅改修実績】 平成27年度 1,059件、平成28年度 934件、 平成29年度 836件、平成30年度 773件、 令和元年度 657件（見込み）	引き続き利用者の心身の状況に適した効果的なサービスが行われるよう審査・指導を行う。	介護保険課	

●民間賃貸住宅における高齢者・障がい者等の安心入居の誘導

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
5	◆居住支援協議会活動支援事業への取り組みの検討 ⇒秋田県居住支援協議会への参画	秋田県居住支援協議会との連携 【実績】 秋田県居住支援協議会に参画し、新たな住宅セーフティネット制度等の協議を行っている。 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録事務 登録数 79 戸	平成29年10月から開始した新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、県居住支援協議会を通じて、県、関係団体、関係課所室と連携を図る。 新たな住宅セーフティネット制度の周知を図り、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を進める。	住宅整備課	

●医療・介護と連携したサービス付き高齢者住宅の供給促進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
6	◆「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の活用促進 ⇒サービス付き高齢者向け住宅登録事務	サービス付き高齢者向け住宅登録事務および登録住宅のホームページによる公開 【実績】 これまでの累計…登録数 29 件	引き続き、適正な登録事務に努め、ホームページ等による登録住宅の周知を図る。	住宅整備課	

②子育て世帯が安心して暮らせる住まいづくり

②-1 子育て世帯が暮らしやすい住環境整備の促進

●子育てしやすい、子育てしたい住まいと住環境づくり

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
7	◆住宅リフォーム支援事業の推進 ⇒秋田市住宅リフォーム支援事業	市内に住所を有し、本人（配偶者含む）、その親または子のいずれかが所有し、また、そのいずれかが居住する住宅で、50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。 【補助金交付実績】 平成23年度 2,794件、平成24年度 3,114件、平成25年度 3,705件、 平成26年度 2,787件、平成27年度 2,646件、平成28年度 2,317件、 平成29年度 2,068件（内中活6件）、 平成30年度 1,660件（内中活8件）、 令和元年度 1,500件（内中活4件）	申請が年々減少傾向であるが、まだまだ需要が高いことから、県や建設業者等と連携を図りながら令和2年度も事業を継続するが、事業内容等の見直しも検討していく。 なお、平成29年度からまちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域内の住宅については、補助額を10万円に引き上げている。	住宅整備課	再掲
8	◆空き家バンク制度活用の推進 ⇒秋田市空き家バンク制度	空き家を売りたい・貸したい方の登録を受けて、その情報を利用希望者へ情報提供を行う。空き家の調査や契約の仲介などは市内宅建業者の協力を得ながら実施している。 【実績】 （令和2年3月末までの累計） 登録物件数140件（売買105件・賃貸34件・売買&賃貸1件） 成約数118件（売買87件、賃貸31件） 利用者登録45名（市内32名、市外13名※うち県外6名）	登録物件が少ないためマッチングが難しい。 空き家の状態や接道状況等により再建築ができないなど取扱いが難しい物件がある。 平成30年度から引受け希望業者募集のスキームを導入し、今後も協力宅建業者等と連携を強化しながら、登録物件の充実に努める。	住宅整備課	
9	◆多世帯同居・近居推進事業の推進 ⇒秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。 【補助額】 ・同居（工事費の1/2） 市内上限50万円、市外・子育て上限100万円 ・近居 新築購入上限100万円、賃貸借上限30万円 【実績】 （平成27年度）計7件 ・同居 市内4件、市外1件、子育て2件 （平成28年度）計46件 ・同居 市内4件、市外11件、子育て19件 ・近居 購入4件、新築7件、賃貸借1件 （平成29年度）計55件 ・同居 市内7件、市外11件、子育て21件 ・近居 購入1件、新築12件、賃貸借3件 （平成30年度）計50件 ・同居 市内5件、市外8件、子育て14件 ・近居 購入3件、新築19件、賃貸借1件 （令和元年度）計82件 ・同居 市内8件、市外21件、子育て28件 ・近居 購入5件、新築19件、賃貸借1件	市民や建設業者等へ徐々に事業周知が図られてきたことや工事の着工時期や業者要件等の要件緩和を図ったことなどにより、相談や申請が増加し、増額補正により対応するなど事業の利用が大変好調であった。 令和2年度も引き続き事業を実施し、多くの方に利用していただけるようPRに努め、事業を推進する。また、企画調整課等とも連携し、事業の利用による移住定住の促進を図る。	住宅整備課	
10	◆空き家定住推進事業の推進 ⇒秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。 【補助額（工事費の1/2）】 購入上限100万円、賃貸借上限30万円 【実績】 ・平成27年度 計1件（購入1件、賃貸借0件） ・平成28年度 計5件（購入5件、賃貸借0件） ・平成29年度 計5件（購入4件、賃貸借1件） ・平成30年度 計6件（購入6件（うち中活等・市内3件）） ・令和元年度 計24件（購入24件（うち中活等・市内11件））	平成28年度から市内に避難している東日本大震災被災者も利用可能とするなどの要件緩和を実施、平成29年度からは、まちなか居住への推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域にある空き家バンク登録物件については、市内在住者もこの事業を利用できるよう拡充し、平成30年度からは、その区域を立地適正化計画の居住誘導区域内に拡充した。 また令和元年度からは対象物件を空き家バンク登録物件のほか不動産関係団体加盟事業者が仲介を取り扱う物件に拡充した。その結果、利用件数が増加したところであるため、今後も事業の利用の推進に努める。	住宅整備課	

●民間賃貸住宅における子育て世帯の入居の円滑化

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
11	◆居住支援協議会活動支援事業への取り組みの検討 ⇒秋田県居住支援協議会への参画	秋田県居住支援協議会との連携 【実績】 秋田県居住支援協議会に参画し、新たな住宅セーフティネット制度等の協議を行っている。 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録事務 登録数 79 戸	平成29年10月から開始した新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、県居住支援協議会を通じて、県、関係団体、関係課所室と連携を図る。 新たな住宅セーフティネット制度の周知を図り、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を進める	住宅整備課	再掲
12	◆空き家バンク制度活用の推進 ⇒秋田市空き家バンク制度	空き家を売りたい・貸したい方の登録を受けて、その情報を利用希望者へ情報提供を行う。 空き家の調査や契約の仲介などは市内宅建業者の協力を得ながら実施している。 【実績】 (令和2年3月末までの累計) 登録物件数 140 件 (売買 105 件・賃貸 34 件・売買&賃貸 1 件) 成約数 118 件 (売買 87 件、賃貸 31 件) 利用者登録 45 名 (市内 32 名、市外 13 名※うち県外 6 名)	登録物件が少ないためマッチングが難しい。 空き家の状態や接道状況等により再建築ができないなど取扱いが難しい物件がある。 平成30年度から引受け希望業者募集のスキームを導入し、今後も協力宅建業者等と連携を強化しながら、登録物件の充実に努める。	住宅整備課	再掲
13	◆多世帯同居・近居推進事業の推進 ⇒秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。 【補助額】 ・同居 (工事費の1/2) 市内上限 50 万円、市外・子育て上限 100 万円 ・近居 新築購入上限 100 万円、賃貸借上限 30 万円 【実績】 (平成27年度) 計 7 件 ・同居 市内 4 件、市外 1 件、子育て 2 件 (平成28年度) 計 46 件 ・同居 市内 4 件、市外 11 件、子育て 19 件 ・近居 購入 4 件、新築 7 件、賃貸借 1 件 (平成29年度) 計 55 件 ・同居 市内 7 件、市外 11 件、子育て 21 件 ・近居 購入 1 件、新築 12 件、賃貸借 3 件 (平成30年度) 計 50 件 ・同居 市内 5 件、市外 8 件、子育て 14 件 ・近居 購入 3 件、新築 19 件、賃貸借 1 件 (令和元年度) 計 82 件 ・同居 市内 8 件、市外 21 件、子育て 28 件 ・近居 購入 5 件、新築 19 件、賃貸借 1 件	市民や建設業者等へ徐々に事業周知が図られてきたことや工事の着工時期や業者要件等の要件緩和を図ったことなどにより、相談や申請が増加し、増額補正により対応するなど事業の利用が大変好調であった。 令和2年度も引き続き事業を実施し、多くの方に利用していただけるよう PR に努め、事業を推進する。また、企画調整課等とも連携し、事業の利用による移住定住の促進を図る。	住宅整備課	再掲
14	◆空き家定住推進事業の推進 ⇒秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。 【補助額 (工事費の1/2)】 購入上限 100 万円、賃貸借上限 30 万円 【実績】 ・平成27年度 計 1 件 (購入 1 件、賃貸借 0 件) ・平成28年度 計 5 件 (購入 5 件、賃貸借 0 件) ・平成29年度 計 5 件 (購入 4 件、賃貸借 1 件) ・平成30年度 計 6 件 (購入 6 件 (うち中活等・市内 3 件)) ・令和元年度 計 24 件 (購入 24 件 (うち中活等・市内 11 件))	平成28年度から市内に避難している東日本大震災被災者も利用可能とするなどの要件緩和を実施、平成29年度からは、まちなか居住への推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域にある空き家バンク登録物件については、市内在住者もこの事業を利用できるよう拡充し、平成30年度からは、その区域を立地適正化計画の居住誘導区域内に拡充した。 また令和元年度からは対象物件を空き家バンク登録物件のほか不動産関係団体加盟事業者が仲介を取り扱う物件に拡充した。その結果、利用件数が増加したところであるため、今後も事業の利用の推進に努める。	住宅整備課	再掲

③公的住宅の適切な供給と維持管理

③-1 真に困窮する世帯への市営住宅の供給

●市営住宅における適正入居の推進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
15	◆収入超過者や高額所得者への民間賃貸住宅の斡旋（不動産事業者との連携） ⇒秋田市空き家バンク制度	空き家を売りたい・貸したい方の登録を受けて、その情報を利用希望者へ情報提供を行う。空き家の調査や契約の仲介などは市内宅建業者の協力を得ながら実施している。 【実績】 （令和2年3月末までの累計） 登録物件数140件（売買105件・賃貸34件・売買&賃貸1件） 成約数118件（売買87件、賃貸31件） 利用者登録45名（市内32名、市外13名※うち県外6名）	登録物件が少ないためマッチングが難しい。空き家の状態や接道状況等により再建築ができないなど取扱いが難しい物件がある。平成30年度から引受け希望業者募集のスキームを導入し、今後も協力宅建業者等と連携を強化しながら、登録物件の充実に努める。	住宅整備課	再掲
16	◆空き家バンク制度活用の推進 ⇒秋田市空き家バンク制度	空き家を売りたい・貸したい方の登録を受けて、その情報を利用希望者へ情報提供を行う。空き家の調査や契約の仲介などは市内宅建業者の協力を得ながら実施している。 【実績】 （令和2年3月末までの累計） 登録物件数140件（売買105件・賃貸34件・売買&賃貸1件） 成約数118件（売買87件、賃貸31件） 利用者登録45名（市内32名、市外13名※うち県外6名）	登録物件が少ないためマッチングが難しい。空き家の状態や接道状況等により再建築ができないなど取扱いが難しい物件がある。平成30年度から引受け希望業者募集のスキームを導入し、今後も協力宅建業者等と連携を強化しながら、登録物件の充実に努める。	住宅整備課	再掲

③-2 まちづくりと連携し、ニーズに応じた公的住宅の供給

●高齢者に対応した公的住宅の供給

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
17	◆建替や改修時における高齢者向け住戸の確保 ⇒既設市営住宅建替事業 既設市営住宅改修事業	・高梨台市営住宅の建替を行う 事業期間平成27年～平成30年度 ・バリアフリーに配慮するとともに、子育て世帯向けの住宅を整備（10戸） 【実績】 ・平成27年度 Aタイプ2棟10戸、Cタイプ2棟8戸 ・平成28年度 Aタイプ2棟10戸、Cタイプ2棟8戸 ・平成29年度 Aタイプ2棟10戸、Bタイプ2棟10戸、Cタイプ1棟4戸 ・平成30年度 集会所、駐車場55区画、通路、外構	・平成30年度の集会所、外構工事で高梨台市営住宅建替事業完成。整備した子育て向け住宅については、PRを図り円滑な入居を推進する。 ・全団地の住棟において耐震性が確保されている。 ・引き続き、長寿命化計画に基づき既存ストックの改修や建替事業を検討実施する。	住宅整備課	再掲

●子育て世帯への公的住宅の供給

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
18	◆市営住宅建替時の子育て支援施設併設の検討 ⇒既設市営住宅建替事業	<ul style="list-style-type: none"> 高梨台市営住宅の建替を行う 事業期間平成27年～平成30年度 バリアフリーに配慮するとともに、子育て世帯向けの住宅を整備（10戸） 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度 Aタイプ2棟10戸、Cタイプ2棟8戸 平成28年度 Aタイプ2棟10戸、Cタイプ2棟8戸 平成29年度 Aタイプ2棟10戸、Bタイプ2棟10戸、Cタイプ1棟4戸 平成30年度 集会所、駐車場55区画、通路、外構 	平成30年度、集会所、外構工事で高梨台市営住宅建替事業完成。整備した子育て向け住宅については、PRを図り円滑な入居を推進する。	住宅整備課	
19	◆建替や改修時における子育て世帯向け住戸の確保 ⇒既設市営住宅建替事業 既設市営住宅改修事業	<ul style="list-style-type: none"> 高梨台市営住宅の建替を行う 事業期間平成27年～平成30年度 バリアフリーに配慮するとともに、子育て世帯向けの住宅を整備（10戸） 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度 Aタイプ2棟10戸、Cタイプ2棟8戸 平成28年度 Aタイプ2棟10戸、Cタイプ2棟8戸 平成29年度 Aタイプ2棟10戸、Bタイプ2棟10戸、Cタイプ1棟4戸 平成30年度 集会所、駐車場55区画、通路、外構 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度、集会所、外構工事で高梨台市営住宅建替事業完成。整備した子育て向け住宅については、PRを図り円滑な入居を推進する。 平成29年度の高梨台市営住宅および手形山市営住宅の解体により、全団地の住棟において耐震性が確保されている。 引き続き、長寿命化計画に基づき既存ストックの改修や建替事業を検討実施する。	住宅整備課	再掲

●地域のまちづくりと連携した市営住宅の整備

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
20	◆市営住宅の既存ストックの改修や建替事業の推進 ⇒既設市営住宅建替事業 既設市営住宅改修事業	<ul style="list-style-type: none"> 高梨台市営住宅の建替を行う 事業期間平成27年～平成30年度 バリアフリーに配慮するとともに、子育て世帯向けの住宅を整備（10戸） 計画的に改修工事を実施 【実績】 （既設市営住宅建替事業） <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度 Aタイプ2棟10戸、Cタイプ2棟8戸 平成28年度 Aタイプ2棟10戸、Cタイプ2棟8戸 平成29年度 Aタイプ2棟10戸、Bタイプ2棟10戸、Cタイプ1棟4戸 平成30年度 集会所、駐車場55区画、通路、外構 （既設市営住宅改修事業） <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度 新屋扇町市営住宅上水直結切替えおよび受水槽施設等撤去工事等 平成30年度 御所野元町市営住宅上水直結および受水槽撤去工事等 平成31年度 旭南市営住宅1号棟外壁改修工事等 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の集会所、外構工事で高梨台市営住宅建替事業完成。整備した子育て向け住宅については、PRを図り円滑な入居を推進する。 平成29年度の高梨台市営住宅および手形山市営住宅の解体により、全団地の住棟において耐震性が確保されている。 引き続き、長寿命化計画に基づき既存ストックの改修や建替事業を検討実施する。 	住宅整備課	再掲

③-3 既設市営住宅等の適切な維持管理による有効活用

●長期を見据えた適切な維持管理の推進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
21	◆市営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の耐震化、長寿命化の推進 ⇒既設市営住宅建替事業 既設市営住宅改修事業	<ul style="list-style-type: none"> 高梨台市営住宅建替事業に伴う高梨台市営住宅の解体 旭南市営住宅の外壁改修工事等の実施 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 高梨台市営住宅16棟60戸の解体 令和元年に旭南市営住宅1号棟、4号棟の外壁改修工事を実施（42戸） 	全団地の住棟において耐震性が確保されている。 引き続き、長寿命化計画に基づき既存ストックの改修や建替事業を検討実施する。	住宅整備課	

目標 2 安全安心に暮らせる住まい・まちづくり

	策定当時	中間 見直し時	最終	目標	東北同規模都市※1 平均	全国平均	達成状況※2
新築住宅（戸建て）における認定長期優良住宅率★	約 21%	19.6%	約 18.5%	30%	—	—	×
共同住宅のユニバーサルデザイン化率★	6.8%	8.9%	7.4%	8.0%	8.1%	17.2%	△
住宅の新耐震基準適合率★	約 78%	約 82%	調整中	90%	—	—	△
年間リフォーム実施比率★	6.4%	6.5%	5.7%	—	5.4%	5.6%	×

※1 東北同規模都市：いわき市、郡山市、青森市、盛岡市、福島市、山形市

※2 目標の達成状況 ◎：達成 ○：概ね達成 △：達成していないものの策定当時より向上 ×：策定当時より低下

①良質で住みよい住宅地・住宅ストックの供給

①-1 長く活用できる住宅ストックの形成の促進

●良質な住宅ストック形成の促進

番号	取組の名称	取組の概要と平成 23 年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
22	◆住宅リフォーム支援事業の推進 ⇒秋田市住宅リフォーム支援事業	市内に住所を有し、本人（配偶者含む）、その親または子のいずれかが所有し、また、そのいずれかが居住する住宅で、50 万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に 5 万円を補助する。 【補助金交付実績】 平成 23 年度 2,794 件、平成 24 年度 3,114 件、 平成 25 年度 3,705 件、平成 26 年度 2,787 件、 平成 27 年度 2,646 件、平成 28 年度 2,317 件、 平成 29 年度 2,068 件（内中活 6 件）、 平成 30 年度 1,660 件（内中活 8 件）、 令和元年度 1,500 件（内中活 4 件）	申請が年々減少傾向であるが、まだまだ需要が高いことから、県や建設業者等と連携を図りながら令和 2 年度も事業を継続するが、事業内容等の見直しも検討していく。 なお、平成 29 年度からまちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域内の住宅については、補助額を 10 万円に引き上げている。	住宅整備課	再掲
23	◆長期優良住宅の普及促進 ⇒長期優良住宅認定事務	長期優良住宅建築等計画の認定事務を実施している。 長期優良住宅の内容については、住宅整備課ホームページで紹介 【実績】 認定件数 平成 23 年度 247 件、平成 24 年度 239 件、 平成 25 年度 261 件、平成 26 年度 194 件、 平成 27 年度 224 件、平成 28 年度 243 件、 平成 29 年度 276 件、平成 30 年度 243 件、 令和元年度 217 件	引き続き適正な認定事務に努める。なお、普及については、建築主が長期優良住宅建築を検討する場合、予算面や建築業者も大手メーカーに限られるため難しいが、引き続き取り組んでいく。	住宅整備課	
24	◆「あきた安心リフォーム協議会」との連携による リフォーム促進 ⇒あきた安心リフォーム協議会等との連携による 相談対応	相談内容に応じ、協議会を紹介し対応している。 【実績】 年間数件程度	引き続き同協議会と連携したリフォーム等の相談体制を図る。	住宅整備課	

●良質な民間賃貸住宅供給の誘導

番号	取組の名称	取組の概要と平成 23 年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
25	◆サービス付き高齢者向け住宅の情報提供 ⇒サービス付き高齢者向け住宅登録事務	サービス付き高齢者向け住宅登録事務および登録住宅のホームページによる公開 【実績】 これまでの累計…登録数 29 件	引き続き、適正な登録事務に努め、ホームページ等による登録住宅の周知を図る。	住宅整備課	再掲
	◆サービス付き高齢者向け住宅の情報提供 ⇒高齢者生活支援情報提供事業	サービス付き高齢者向け住宅情報を含む公的サービス以外の暮らしに役立つインフォーマルサービス（介護保険外サービス）等の情報を集約のうえ冊子として発行し、高齢者等に提供する。 【実績】 平成 27 年度：25,000 部、平成 28 年度：21,000 部、 平成 29 年度：25,000 部、平成 30 年度：20,000 部、 令和元年度：20,000 部	可能な限り、社会のニーズを捉えた上で、最新の情報を提供する必要のあるものと考えている。	長寿福祉課	
26	◆地域優良賃貸住宅建設の誘導・促進 ⇒未実施	未実施	未実施	住宅整備課	

●中古住宅市場の活性化

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
27	◆住宅瑕疵担保に関する制度の普及促進 ⇒住宅整備課ホームページ等による紹介	住宅整備課ホームページ「住宅制度情報等」で内容を紹介している。 【実績】なし	引き続き、内容の更新を図り、分かりやすい周知に努める。	住宅整備課	再掲
28	◆住宅性能表示制度の周知・普及の促進 ⇒住宅整備課ホームページ等による紹介	住宅整備課ホームページ「住宅制度情報等」で内容を紹介している。 【実績】なし	引き続き、内容の更新を図り、分かりやすい周知に努める。	住宅整備課	再掲
29	◆空き家バンク制度活用の推進 ⇒秋田市空き家バンク制度	空き家を売りたい・貸したい方の登録を受けて、その情報を利用希望者へ情報提供を行う。 空き家の調査や契約の仲介などは市内宅建業者の協力を得ながら実施している。 【実績】 (令和2年3月末までの累計) 登録物件数 140件(売買105件・賃貸34件・売買&賃貸1件) 成約数 118件(売買87件、賃貸31件) 利用者登録 45名(市内32名、市外13名※うち県外6名)	登録物件が少ないためマッチングが難しい。 空き家の状態や接道状況等により再建築ができないなど取扱いが難しい物件がある。 平成30年度から引受け希望業者募集のスキームを導入し、今後も協力宅建業者等と連携を強化しながら、登録物件の充実に努める。	住宅整備課	再掲
30	◆空き家定住推進事業の推進 ⇒秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。 【補助額(工事費の1/2)】 購入上限100万円、賃貸借上限30万円 【実績】 ・平成27年度 計1件(購入1件、賃貸借0件) ・平成28年度 計5件(購入5件、賃貸借0件) ・平成29年度 計5件(購入4件、賃貸借1件) ・平成30年度 計6件(購入6件(うち中活等・市内3件)) ・令和元年度 計24件(購入24件(うち中活等・市内11件))	平成28年度から市内に避難している東日本大震災被災者も利用可能とするなどの要件緩和を実施、平成29年度からは、まちなか居住への推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域にある空き家バンク登録物件については、市内在住者もこの事業を利用できるよう拡充し、平成30年度からは、その区域を立地適正化計画の居住誘導区域内に拡充した。 また令和元年度からは対象物件を空き家バンク登録物件のほか不動産関係団体加盟事業者が仲介を取り扱う物件に拡充した。その結果、利用件数が増加したところであるため、今後も事業の利用の推進に努める。	住宅整備課	再掲
31	◆多世帯同居・近居推進事業の推進 ⇒秋田市多世帯同居・近居推進事業	多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。 【補助額】 ・同居(工事費の1/2) 市内上限50万円、市外・子育て上限100万円 ・近居 新築購入上限100万円、賃貸借上限30万円 【実績】 (平成27年度)計7件 ・同居 市内4件、市外1件、子育て2件 (平成28年度)計46件 ・同居 市内4件、市外11件、子育て19件 ・近居 購入4件、新築7件、賃貸借1件 (平成29年度)計55件 ・同居 市内7件、市外11件、子育て21件 ・近居 購入1件、新築12件、賃貸借3件 (平成30年度)計50件 ・同居 市内5件、市外8件、子育て14件 ・近居 購入3件、新築19件、賃貸借1件 (令和元年度)計82件 ・同居 市内8件、市外21件、子育て28件 ・近居 購入5件、新築19件、賃貸借1件	市民や建設業者等へ徐々に事業周知が図られてきたことや工事の着工時期や業者要件等の要件緩和を図ったことなどにより、相談や申請が増加し、増額補正により対応するなど事業の利用が大変好調であった。 令和2年度も引き続き事業を実施し、多くの方に利用していただけるようPRに努め、事業を推進する。また、企画調整課等とも連携し、事業の利用による移住定住の促進を図る。	住宅整備課	再掲

①-2 まちづくりと連携したユニバーサルデザイン化の促進

●住民主体のまちづくりにおけるユニバーサルデザイン化の促進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
32	◆ユニバーサルデザインの普及・啓発（講習会開催等） ⇒住生活基本計画推進経費 等	未実施 【実績】 なし	講習会等の開催など、ユニバーサルデザインの普及・啓発の手法等を検討する。	住宅整備課	
33	◆エリアマネジメントの促進 ⇒地区計画制度	都市計画の提案制度のPRや技術的助言を行いながら住民が主体となった「地区計画」の設定を促している。 【実績】 地元と市が連携してまちづくりルール検討会を立ち上げ、地区計画を設定した（1件）	なし	都市計画課	
	◆エリアマネジメントの促進 ⇒建築協定制度	一定の区域内において、土地の所有者等の全員の合意によって建築基準法等の「最低の基準」にさらに一定の制限を加えた独自のルールを定め、これをお互いに守り合っていくことで良好な生活環境、魅力あるまちづくりを実現しようとするもの。市長の認可を必要とする。 【実績】 建築協定地区数 6地区 ※平成14年8月以降、新規に認可した地区なし。 令和元年1件廃止（更新をしなかった）	平成14年8月以降、土地の所有者等からの認可の申請はない。 近年は、ほぼ同様の効果のある都市計画法に基づく地区計画制度が活用される傾向にある。	建築指導課	
	◆エリアマネジメントの促進 ⇒緑地協定制度	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する 【実績】なし	平成20年12月以降、土地の所有者等からの認可の申請がない。	公園課	

②災害に強いまちを目指した住まいづくり

②-1 災害に強い住まいづくりの促進

●木造住宅の耐震性向上の支援

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
34	◆秋田市木造住宅耐震診断等補助事業 (秋田市木造住宅耐震診断支援事業※事業名変更) ⇒秋田市木造住宅耐震診断支援事業	木造戸建住宅の耐震診断について耐震診断士を派遣。 自己負担1万円 【補助金交付実績】 平成23年度 11件、平成24年度 5件、 平成25年度 8件、平成26年度 1件、 平成27年度 3件、平成28年度 4件、 平成29年度 1件、平成30年度 10件、 令和元年度 8件	平成19年12月に策定した秋田市耐震改修促進計画において設定した住宅耐震化の目標達成のために、平成20年度から始めた事業である。 これまで、より活用されやすい制度とするべく数回制度の変更をしてきたところである。 平成27年度に見直しおよび計画期間延長を行った秋田市耐震改修促進計画の目標達成のため、事業を継続する。 平成30年度から、補助する制度から耐震診断士を派遣する制度に変更した。	建築指導課	
35	◆秋田市木造住宅耐震改修等補助事業 ⇒秋田市木造住宅耐震改修等補助事業	木造戸建住宅の耐震改修費用等に対する助成。 耐震診断設計および耐震改修工事費用の1/2、かつ上限50万円 【補助金交付実績】 平成23年度 2件、平成24年度 1件、 平成25年度 2件、平成26年度 0件、 平成27年度 1件、平成28年度 1件、 平成29年度 0件、平成30年度 1件、 令和元年度 2件	平成19年12月に策定した秋田市耐震改修促進計画において設定した住宅耐震化の目標達成のために、平成20年度から始めた事業である。 これまで、より活用されやすい制度とするべく数回制度の変更をしてきたところである。 平成27年度に見直しおよび計画期間延長を行った秋田市耐震改修促進計画の目標達成のため、事業を継続する。	建築指導課	

●火災発生時の安全性向上の促進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
36	◆住宅性能表示制度の周知・活用促進 ⇒住宅整備課ホームページ等による紹介	住宅整備課ホームページ「住宅制度情報等」で内容を紹介している。 【実績】なし	引き続き、内容の更新を図り、分かりやすい周知に努める。	住宅整備課	再掲
37	◆住宅用火災警報器設置事業の推進 ⇒住宅用火災警報器設置促進事業	戸別訪問による設置および維持管理指導を行う。また、各種行事等においてチラシ等の配布やのぼり旗の設置などにより広く周知を図る。 【実績】 平成23年度 70.4% (6月1日現在)、平成24年度 78.1% (6月1日現在)、 平成25年度 82.0% (6月1日現在)、平成26年度 83.7% (6月1日現在)、 平成27年度 83.9% (6月1日現在)、平成28年度 84.1% (6月1日現在)、 平成29年度 84.4% (6月1日現在)、平成30年度 84.5% (6月1日現在)、 令和元年度 85.1% (6月1日現在)	設置済み世帯への住宅用火災警報器の維持管理に関する広報と併せて、未設置世帯に対する設置指導を継続する必要がある。	消防本部予防課	

●災害対策に関する対応

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
38	◆災害ハザードマップ等による危険箇所の周知 ⇒災害ハザードマップ作成経費	・「秋田県津波浸水想定」に基づき、秋田市津波ハザードマップを作成し全戸配布。 ・「雄物川洪水浸水想定」に基づき、秋田市洪水ハザードマップを作成し全戸配布。 ・県の土砂災害警戒区域等の指定に基づき、指定区域のハザードマップを作成し、対象地域の世帯へ配布およびホームページで公表。 【実績】 ・津波 (平成28年度 150,800部配布) ・洪水 (平成28年度 150,800部配布) ・土砂災害 (平成23年度～平成30年度 56地域、約3,500部配布) (令和元年度 51地域、約3,000部配布)	・今後、県河川の洪水浸水想定の見直しに合わせて、県河川の洪水ハザードマップを更新する。 ・土砂災害ハザードマップについては、県の土砂災害警戒区域等の指定作業の進捗状況に合わせてマップを作成し、令和3年度までに対象地域の世帯へ配布予定。	防災安全対策課	
39	◆がけ地近接等危険住宅移転事業の推進 ⇒秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する危険住宅の移転を促進するため、危険区域から移転する方に対して、除却費等の助成を行い、住民の災害防止と生命の安全を確保する。 【補助額】 除却等 上限975千円 建設等 上限4,210千円 (建物3,250千円、土地960千円) 【実績】 平成28年度実績：除却 1件、平成29年度実績：なし 平成30年度実績：なし、令和元年度実績：除却 2件	土砂災害特別警戒区域の指定区域が増加していることから、本事業の積極的なPRを行い、危険区域からの移転の促進を図る。なお、住民への周知は、広報、ホームページ等によるほか、住民説明会等でのチラシ配布など防災安全対策課と連携した効果的な周知方法を検討する。 なお、令和2年度は除却1件、建設等1件を実施予定。	住宅整備課	

②-2 地域の防災力向上に向けた活動等の促進

●地域における自主防災活動等の支援

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
40	◆自主防災組織等の活動支援 ⇒自主防災組織育成事業	自主防災組織育成事業の一環として、自主防災組織のリーダー研修を行い、市と地域が一体となった救護や救援を行える組織の育成と強化を図る。 【実績】 研修会開催および参加者人数 平成23年度 4回 (244人)、平成24年度 4回 (227人)、 平成25年度 4回 (150人)、平成26年度 4回 (211人)、 平成27年度 4回 (269人)、平成28年度 4回 (295人)、 平成29年度 3回 (257人)、平成30年度 3回 (193人)、 令和元年度 4回 (269人)	若者や女性などの参加者を増やすため、広報活動を実施していくとともに、参加者のニーズを把握し、研修内容の充実に努める。	防災安全対策課	

③多様なライフスタイルに応じた住まいづくり

③-1 市場を通じたリフォームの促進

●リフォームに関する適切な情報の提供

番号	取組の名称	取組の概要と平成 23 年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
41	◆リフォームに関する固定資産税優遇措置 ⇒住宅整備課ホームページ等による紹介	住宅整備課ホームページ「住宅を新築・リフォームする方への支援制度」で内容を紹介している。 【実績】なし	引き続き、内容の更新を図り、分かりやすい周知に努める。	住宅整備課	
42	◆住宅金融支援機構のリフォームローンの周知 ⇒住宅整備課ホームページ等による紹介	住宅整備課ホームページ「住宅を新築・リフォームする方への支援制度」で内容を紹介している。 【実績】なし	引き続き、内容の更新を図り、分かりやすい周知に努める。	住宅整備課	再掲
43	◆住宅リフォーム支援事業の推進 ⇒秋田市住宅リフォーム支援事業	市内に住所を有し、本人（配偶者含む）、その親または子のいずれかが所有し、また、そのいずれかが居住する住宅で、50 万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に 5 万円を補助する。 【補助金交付実績】 平成 23 年度 2,794 件、平成 24 年度 3,114 件、 平成 25 年度 3,705 件、平成 26 年度 2,787 件、 平成 27 年度 2,646 件、平成 28 年度 2,317 件、 平成 29 年度 2,068 件（内中活 6 件）、 平成 30 年度 1,660 件（内中活 8 件）、 令和元年度 1,500 件（内中活 4 件）	申請が年々減少傾向であるが、まだまだ需要が高いことから、県や建設業者等と連携を図りながら令和 2 年度も事業を継続するが、事業内容等の見直しも検討していく。 なお、平成 29 年度からまちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域内の住宅については、補助額を 10 万円に引き上げている。	住宅整備課	再掲

目標 3 地域のなかで住み続けられる住まい・まちづくり

	策定当時	中間見直し時	最終	目標	東北同規模都市※1 平均	全国平均	達成状況※2
まちなみなどの景観についての意識	18.8%	約 20.6%	22.3%	23%	—	—	△

※1 東北同規模都市：いわき市、郡山市、青森市、盛岡市、福島市、山形市

※2 目標の達成状況 ◎：達成 ○：概ね達成 △：達成していないものの策定当時より向上 ×：策定当時より低下

①地域の中心的な市街地の魅力を高める住まいづくり

①-1 多様なニーズに対応したまちなか居住の促進

●多様なまちなか居住の検討

番号	取組の名称	取組の概要と平成 23 年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
44	◆商店街活性化に向けたソフト事業の促進 ⇒商店街ソフト事業	商店街団体などが実施する、地域の特性を活かした商店街の振興に資するイベント等に対し補助する。 【補助金交付実績】 平成 23 年度 13 件、平成 24 年度 14 件、平成 25 年度 11 件、 平成 26 年度 12 件、平成 27 年度 14 件、平成 28 年度 11 件、 平成 29 年度 11 件、平成 30 年度 22 件、令和元年度 21 件	引き続き、事業の継続的な PR と市内各商店街団体等との連携を図る。	商工貿易振興課	
45	◆商店街の空き店舗入居費用補助事業の促進 ⇒中心市街地商業集積促進事業	中心市街地の店舗集積による商業地としての魅力向上と活性化を図るため、中心市街地内の空き店舗および大型商業施設内の空きテナントへの入居にかかる改装費や賃借料等に補助する。 【補助金交付実績】 平成 23 年度 6 件、平成 24 年度 3 件、平成 25 年度 2 件、 平成 26 年度 2 件、平成 27 年度 3 件、平成 28 年度 3 件、 平成 29 年度 30 件、平成 30 年度 23 件、令和元年度 43 件	引き続き、事業の継続的な PR と商工団体や商店街団体等との連携を図る。	商工貿易振興課	
46	◆住宅リフォーム支援事業の推進 ⇒秋田市住宅リフォーム支援事業	市内に住所を有し、本人（配偶者含む）、その親または子のいずれかが所有し、また、そのいずれかが居住する住宅で、50 万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に 5 万円を補助する。 【補助金交付実績】 平成 23 年度 2,794 件、平成 24 年度 3,114 件、 平成 25 年度 3,705 件、平成 26 年度 2,787 件、 平成 27 年度 2,646 件、平成 28 年度 2,317 件、 平成 29 年度 2,068 件（内中活 6 件）、 平成 30 年度 1,660 件（内中活 8 件）、 令和元年度 1,500 件（内中活 4 件）	申請が年々減少傾向であるが、まだまだ需要が高いことから、県や建設業者等と連携を図りながら令和 2 年度も事業を継続するが、事業内容等の見直しも検討していく。 なお、平成 29 年度からまちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域内の住宅については、補助額を 10 万円に引き上げている。	住宅整備課	再掲
47	◆空き家バンク制度活用の推進 ⇒秋田市空き家バンク制度	空き家を売りたい・貸したい方の登録を受けて、その情報を利用希望者へ情報提供を行う。空き家の調査や契約の仲介などは市内宅建業者の協力を得ながら実施している。 【実績】 （令和 2 年 3 月末までの累計） 登録物件数 140 件（売買 105 件・賃貸 34 件・売買&賃貸 1 件） 成約数 118 件（売買 87 件、賃貸 31 件） 利用者登録 45 名（市内 32 名、市外 13 名※うち県外 6 名）	登録物件が少ないためマッチングが難しい。 空き家の状態や接道状況等により再建築ができないなど取扱いが難しい物件がある。 平成 30 年度から引受け希望業者募集のスキームを導入し、今後も協力宅建業者等と連携を強化しながら、登録物件の充実に努める。	住宅整備課	再掲
48	◆空き家定住推進事業の推進 ⇒秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録した空き家を市外から移住する方へ賃貸するために改修を行う所有者や、登録された空き家を、購入又は賃借し、市外から移住するために改修を行う方に対し、改修費用の一部を補助する。 【補助額（工事費の 1/2）】 購入上限 100 万円、賃貸借上限 30 万円 【実績】 ・平成 27 年度 計 1 件（購入 1 件、賃貸借 0 件） ・平成 28 年度 計 5 件（購入 5 件、賃貸借 0 件） ・平成 29 年度 計 5 件（購入 4 件、賃貸借 1 件） ・平成 30 年度 計 6 件（購入 6 件（うち中活等・市内 3 件）） ・令和元年度 計 24 件（購入 24 件（うち中活等・市内 11 件））	平成 28 年度から市内に避難している東日本大震災被災者も利用可能とするなどの要件緩和を実施、平成 29 年度からは、まちなか居住への推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域にある空き家バンク登録物件については、市内在住者もこの事業を利用できるよう拡充し、平成 30 年度からは、その区域を立地適正化計画の居住誘導区域内に拡充した。 また令和元年度からは対象物件を空き家バンク登録物件のほか不動産関係団体加盟事業者が仲介を取り扱う物件に拡充した。その結果、利用件数が増加したところであるため、今後も事業の利用の推進に努める。	住宅整備課	再掲

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
49	◆多世帯同居・近居推進事業の推進 ⇒秋田市多世帯同居・近居推進事業	<p>多世帯が同居又は近居するために必要な改修・購入又は賃貸借契約に係る費用を補助する。</p> <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居（工事費の1/2） 市内上限50万円、市外・子育て上限100万円 ・近居 新築購入上限100万円、賃貸借上限30万円 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> （平成27年度）計7件 <ul style="list-style-type: none"> ・同居 市内4件、市外1件、子育て2件 （平成28年度）計46件 <ul style="list-style-type: none"> ・同居 市内4件、市外11件、子育て19件 ・近居 購入4件、新築7件、賃貸借1件 （平成29年度）計55件 <ul style="list-style-type: none"> ・同居 市内7件、市外11件、子育て21件 ・近居 購入1件、新築12件、賃貸借3件 （平成30年度）計50件 <ul style="list-style-type: none"> ・同居 市内5件、市外8件、子育て14件 ・近居 購入3件、新築19件、賃貸借1件 （令和元年度）計82件 <ul style="list-style-type: none"> ・同居 市内8件、市外21件、子育て28件 ・近居 購入5件、新築19件、賃貸借1件 	<p>市民や建設業者等へ徐々に事業周知が図られてきたことや工事の着工時期や業者要件等の要件緩和を図ったことなどにより、相談や申請が増加し、増額補正により対応するなど事業の利用が大変好調であった。</p> <p>令和2年度も引き続き事業を実施し、多くの方に利用していただけるようPRに努め、事業を推進する。また、企画調整課等とも連携し、事業の利用による移住定住の促進を図る。</p>	住宅整備課	再掲

●適切な空き家情報の提供

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
50	◆空き家実態の把握 ⇒秋田市空き家所有者調査(平成28年度事業終了)	空き家の適正管理および利活用を推進するため、秋田市空き家調査結果(平成24年度)により判明した市内3,041の空き家について、固定資産税課税台帳による所有者調査(氏名、住所)を行った。 【実績】 所有者調査件数 3,041件、所有者判明件数 1,896件	所有者が判明しなかった空き家について、現地調査等を行い、現状を把握するとともに必要に応じて個別に所有者調査を行う必要がある。	防災安全対策課	
	◆空き家実態の把握 ⇒秋田市空き家所有者意向調査(平成28年度)	空き家バンクの登録物件の充実と空き家の利活用等に係る施策の実現と促進を目的として、空き家所有者への意向調査、調査結果の分析、今後の空き家利活用等対策の検討を行った。 【実績】 回収数 924件(回収率51.6%) 回答の内訳…空き家521件、空き家以外403件、空き家バンク登録への意向107件)	空き家バンク登録の意向を示した所有者には、随時、内容を確認しながら登録作業を進めている。 また、調査結果については、庁内の関係課所室へ情報提供し、今後の空き家等対策を検討する。 なお、調査票未回収および未発送分については、随時、現地調査等を行い、現状を把握中である。	住宅整備課	
51	◆不動産事業者等との連携による空き家情報の提供 ⇒秋田市空き家バンク制度	空き家を売りたい・貸したい方の登録を受けて、その情報を利用希望者へ情報提供を行う。空き家の調査や契約の仲介などは市内宅建業者の協力を得ながら実施している。 【実績】 (令和2年2月末までの累計) 登録物件数140件(売買105件・賃貸34件・売買&賃貸1件) 成約数118件(売買87件、賃貸31件) 利用者登録45名(市内32名、市外13名※うち県外6名)	登録物件が少ないためマッチングが難しい。 空き家の状態や接道状況等により再建築ができないなど取扱いが難しい物件がある。 平成30年度から引受け希望業者募集のスキームを導入し、今後も協力宅建業者等と連携を強化しながら、登録物件の充実に努める。	住宅整備課	再掲
	◆不動産事業者等との連携による空き家情報の提供 ⇒【令和元年度新規事業】秋田市住宅情報ネットワークサイト	空き家バンクをはじめ市内の不動産物件を紹介するポータルサイトを作成	令和元年度から公開済みであり、今後も利用の推進に努める。	住宅整備課	
52	◆空き家バンク制度活用の推進 ⇒秋田市空き家バンク制度	空き家を売りたい・貸したい方の登録を受けて、その情報を利用希望者へ情報提供を行う。空き家の調査や契約の仲介などは市内宅建業者の協力を得ながら実施している。 【実績】 (令和2年3月末までの累計) 登録物件数140件(売買105件・賃貸34件・売買&賃貸1件) 成約数118件(売買87件、賃貸31件) 利用者登録45名(市内32名、市外13名※うち県外6名)	登録物件が少ないためマッチングが難しい。 空き家の状態や接道状況等により再建築ができないなど取扱いが難しい物件がある。 平成30年度から引受け希望業者募集のスキームを導入し、今後も協力宅建業者等と連携を強化しながら、登録物件の充実に努める。	住宅整備課	再掲

①-2 地域の中心市街地の魅力的な居住地としての再生の促進

●地域の中心市街地の活性化のためのまちづくりとの連携の推進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
53	◆秋田市の中心市街地の活性化に向けた取り組みの推進 ⇒中心市街地活性化基本計画推進経費	第2期秋田市中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣認定を受けて、活性化に資する各種事業を関係機関と連携し継続的に実施することにより、中心市街地の活性化を図る。 【実績】 歩行者・自転車通行量(平日・休日平均) (平成23年度)35,356人、(平成24年度)33,383人、(平成25年度)38,222人、 (平成26年度)ー、(平成27年度)31,030人、(平成28年度)32,483人、 (平成29年度)29,695人、(平成30年度)29,721人、(令和元年度)30,664人	今後は第2期基本計画の事業効果を継続的に観測するため、歩行者・自転車通行量調査を行うなど、各目標指標の達成状況を確認し、フォローアップ調査を実施する。	都市総務課	
54	◆農山村集落の安心生活維持の促進 ⇒秋田市空き家バンク制度 等	なし	農山村集落においても空き家バンク制度や各種補助金制度活用の推進を図る。	住宅整備課	

①-3 良好なまちなみ形成の誘導

●周辺に配慮したまちなみ形成の誘導

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考																														
55	◆秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例に基づく指導 ⇒秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例に基づく指導	秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例に基づき、建築計画の標識設置、近隣居住者等への説明会などを建築主に実施させ、紛争を予防する。 また、近隣居住者等と建築主の双方から紛争の調整の申出があった場合は、あっせんを行う。	平成12年1月に条例を施行して以来、近年は以前に比べ届出の対象となる中高層建築物が減少している。 中高層建築物の件数は近年減少傾向にある。	建築指導課																															
56	◆秋田市景観条例に基づく一定規模を超える建築物等の届出に対する指導 ⇒秋田市景観条例に基づく一定規模を超える建築物等の届出に対する指導	秋田市景観条例に基づき、一定規模を超える建築物等に対し、秋田市景観計画に定められた景観形成基準の指導等を行い、良好な景観の形成を図る。 【実績】 届出件数 平成23年度 102件、平成24年度 92件、平成25年度 82件、 平成26年度 62件、平成27年度 82件、平成28年度 80件、 平成29年度 70件、平成30年度 101件、令和元年度 123件	引き続き適正な指導等に努め、良好な景観の形成を図る。	都市計画課																															
57	◆空家等対策の推進に関する特別措置法や秋田市空き家等の適正管理に関する条例等の関係法令に基づく指導等 ⇒空家等対策の推進に関する特別措置法や秋田市空き家等の適正管理に関する条例等の関係法令に基づく指導等	所有者による空き家等の適切な管理を促進し、市民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、適切な管理が行われておらず、危険度が高い空き家等の所有者に対し、助言、指導等を行う。 【実績】 指導等実施件数 平成26年度 15件、平成27年度 22件、平成28年度 25件、 平成29年度 16件、平成30年度 8件、令和元年度 11件	定期的な巡回により危険空き家の状況把握に努め、危険空き家の所有者に対して、徹底した指導等を行うとともに、他の空き家の所有者に対しては、適正管理の啓発を行うことで、将来的な危険空き家の増加抑制を図る。	防災安全対策課																															
58	◆秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金の交付 ⇒秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金	空家法等の関係法令による指導又は助言等に従って、家屋の解体撤去を行う空き家等の所有者に対し、50万円を限度にその費用の1/2を補助する。 【実績】 補助件数 平成26年度 3件、平成27年度 4件、平成28年度 6件 平成29年度 3件、平成30年度 3件、令和元年度 4件	補助金の相談件数は年々増加傾向にあり、一定の周知効果が表れている。今後も危険空き家の所有者に対し、指導等を行う中で積極的に制度の活用を促していく。	防災安全対策課																															
59	◆秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づく宅地化された空き地の管理の推進 ⇒秋田市都市緑化の推進に関する条例に基づく宅地化された空き地の管理の推進	雑草等が繁茂している空き地について、良好な生活環境の確保および環境美化のため、土地所有者に対し空き地の適正な維持管理について必要な助言および指導。 【実績】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>要望件数</th> <th>実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成23年度</td><td>45件</td><td>36件</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>49件</td><td>41件</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>42件</td><td>34件</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>61件</td><td>50件</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>52件</td><td>39件</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>51件</td><td>39件</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>38件</td><td>31件</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>43件</td><td>26件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>50件</td><td>31件</td></tr> </tbody> </table>		要望件数	実施件数	平成23年度	45件	36件	平成24年度	49件	41件	平成25年度	42件	34件	平成26年度	61件	50件	平成27年度	52件	39件	平成28年度	51件	39件	平成29年度	38件	31件	平成30年度	43件	26件	令和元年度	50件	31件	引き続き、空き地の適正な維持管理について必要な助言および指導を図る。	公園課	
	要望件数	実施件数																																	
平成23年度	45件	36件																																	
平成24年度	49件	41件																																	
平成25年度	42件	34件																																	
平成26年度	61件	50件																																	
平成27年度	52件	39件																																	
平成28年度	51件	39件																																	
平成29年度	38件	31件																																	
平成30年度	43件	26件																																	
令和元年度	50件	31件																																	

②住宅情報の提供と住意識の啓発

②-1 住宅相談ネットワーク体制の充実

●総合的な住宅相談体制の拡充

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
60	◆各種住宅相談窓口に関する団体等との連携 ⇒秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会における産・学・官の連携による普及・啓発活動の実施	秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会における産・学・官の連携のもと、住宅・建築物の耐震改修等に関する普及・啓発活動 【実績】 毎年、各団体が主催するイベントに出展し、普及・啓発活動を行い、隔年で特定地域を対象にした簡易耐震診断の実施などの共同事業を行っている。	平成20年5月に協議会を設立し、産・学・官連携の活動を続けている。今後も活動の方向性や運営について検討し、活動を継続する。	建築指導課	
	◆各種住宅相談窓口に関する団体等との連携 ⇒【平成30年度新規事業】秋田市空き家所有者等無料相談会の開催	空き家所有者等の様々な悩みに対応するため、宅建士、司法書士、市職員が相談に応じる無料相談会を開催 【実績】 平成30年度 2回開催（参加者10名）、令和元年度 2回開催（参加者34名）	引き続き宅建協会および司法書士会等の関係団体と連携し、実施する。相談者が増加傾向でかつ相談内容も複雑化しており、相談員の人数や回数などを検討する必要がある。	住宅整備課	
	◆各種住宅相談窓口に関する団体等との連携 ⇒あきた安心リフォーム協議会等との連携による相談対応	相談内容に応じ、協議会を紹介し対応している。 【実績】 年間数件程度	引き続き同協議会と連携したリフォーム等の相談体制を図る。	住宅整備課	再掲

②-2 住まいに関する情報の発信や意識の啓発

●市民への住情報提供の強化

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
61	◆わかりやすい住宅関連情報提供の検討 ⇒住宅整備課ホームページ等による紹介	住宅整備課ホームページ「住宅制度情報等」で内容を紹介している。 【実績】なし	引き続き、内容の更新を図り、わかりやすい周知に努める。	住宅整備課	再掲

③地域で支えあう住まいづくり

③-1 住宅や住環境づくりに関するNPOやボランティア活動の促進

●NPOやボランティア団体の活動の活性化のための情報提供

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
62	◆まちづくりに関する団体等への情報提供 ⇒あきた安心リフォーム協議会等との連携による相談対応	相談内容に応じ、協議会を紹介し対応している。 【実績】 年間数件程度	引き続き同協議会と連携したリフォーム等の相談体制を図る。	住宅整備課	再掲

③-2 地域における防犯活動の促進

●市民の防犯意識の啓発や地域活動の支援

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
63	◆防犯灯設置等の環境の整備や防犯活動のPR ⇒まちあかり・ふれあい推進事業	町内会・自治会等からの申請に基づき、防犯灯を新設している。 【設置実績】 平成24年度 200灯 平成25年度 232灯 平成26年度 198灯 平成27年度 200灯 平成28年度 200灯 平成29年度 174灯 平成30年度 136灯 令和元年度 140灯	毎年150灯前後の設置を予定している。	生活総務課	

目標4「環境立市あきた」を実現する住まい・まちづくり

	策定当時	中間 見直し時	最終	目標	東北同規模都市※1 平均	全国平均	達成状況※2
省エネルギー住宅の比率★	65.0%	70.9%	69.5%	70%	49.5%	29.0%	○

※1 東北同規模都市：いわき市、郡山市、青森市、盛岡市、福島市、山形市

※2 目標の達成状況 ◎：達成 ○：概ね達成 △：達成していないものの策定当時より向上 ×：策定当時より低下

①地球環境にやさしい住まいづくり

①-1 環境に配慮した住まいづくりの促進

●住まいの省エネ・環境共生住宅の普及促進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
64	◆長期優良住宅の普及促進 ⇒長期優良住宅認定事務	長期優良住宅建築等計画の認定事務を実施している。 長期優良住宅の内容については、住宅整備課ホームページで紹介 【実績】 認定件数 平成23年度 247件、平成24年度 239件、 平成25年度 261件、平成26年度 194件、 平成27年度 224件、平成28年度 243件、 平成29年度 276件、平成30年度 243件、 令和元年度 217件	引き続き適正な認定事務に努める。なお、普及については、 建築主が長期優良住宅建築を検討する場合、予算面や建築業者も大手メーカーに限られるため難しいが、引き続き取り組んでいく。	住宅整備課	再掲
65	◆住宅リフォーム支援事業の推進 ⇒秋田市住宅リフォーム支援事業	市内に住所を有し、本人（配偶者含む）、その親または子のいずれかが所有し、また、そのいずれかが居住する住宅で、50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。 【補助金交付実績】 平成23年度 2,794件、平成24年度 3,114件、 平成25年度 3,705件、平成26年度 2,787件、 平成27年度 2,646件、平成28年度 2,317件、 平成29年度 2,068件（内中活6件）、 平成30年度 1,660件（内中活8件）、 令和元年度 1,500件（内中活4件）	申請が年々減少傾向であるが、まだまだ需要が高いことから、県や建設業者等と連携を図りながら令和2年度も事業を継続するが、事業内容等の見直しも検討していく。 なお、平成29年度からまちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域内の住宅については、補助額を10万円に引き上げている。	住宅整備課	再掲

●緑化等の促進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
66	◆緑のまちづくり活動支援基金（助成制度）による生垣整備の促進 ※助成メニュー見直し後、「生垣整備の促進」から「緑化等の促進に変更」 ⇒緑のまちづくり活動支援基金	身近な緑と花いっぱい活動（ソフト部門）への一部助成 【助成件数実績】 平成23年度 152件、平成24年度 148件、平成25年度 148件、 平成26年度 156件、平成27年度 148件、平成28年度 148件、 平成29年度 135件、平成30年度 136件、令和元年度 124件	平成30年度に助成メニューの見直しを行い、今後も持続可能な形で、市民発意による緑化活動への支援を継続していく。	公園課	

①-2 住宅の長寿命化の促進

●住宅の長寿命化に関する制度等の検討

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
67	◆秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 ⇒秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、または自ら居住する太陽光発電システム付き住宅を購入した方に、出力1キロワットあたり2万5千円、上限10万円補助する。 【実績】 太陽光システム設置件数 2,414件（令和元年9月末時点） （うち補助対象となったもの） 補助金交付状況 平成23年度 171件、平成24年度 319件、 平成25年度 210件、平成26年度 115件、 平成27年度 75件、平成28年度 146件、 平成29年度 122件、平成30年度 137件、 令和元年度 145件（令和2年3月現在）	太陽光発電設備の設置費用の低下により、設置しやすくなってきたが、一方で、国、県の補助制度が終了している。また、売電単価が下がっており、平成32年度までの目標達成に向けて取組をより強化する必要がある。事業を継続し、利用の拡大を図るため事業の積極的なPRや建築業者等との連携を図る。	環境総務課	
68	◆長期優良住宅の認定 ⇒長期優良住宅認定事務	長期優良住宅建築等計画の認定事務を実施している。 長期優良住宅の内容については、住宅整備課ホームページで紹介 【実績】 認定件数 平成23年度 247件、平成24年度 239件、 平成25年度 261件、平成26年度 194件、 平成27年度 224件、平成28年度 243件、 平成29年度 276件、平成30年度 243件、 令和元年度 217件	引き続き適正な認定事務に努める。なお、普及については、建築主が長期優良住宅建築を検討する場合、予算面や建築業者も大手メーカーに限られるため難しいが、引き続き取り組んでいく。	住宅整備課	再掲
69	◆住宅性能表示制度の周知・普及の促進 ⇒住宅整備課ホームページ等による紹介	住宅整備課ホームページ「住宅制度情報等」で内容を紹介している。 【実績】なし	引き続き、内容の更新を図り、分かりやすい周知に努める。	住宅整備課	再掲
70	◆住宅リフォーム支援事業の推進 ⇒秋田市住宅リフォーム支援事業	市内に住所を有し、本人（配偶者含む）、その親または子のいずれかが所有し、また、そのいずれかが居住する住宅で、50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う者に5万円を補助する。 【補助金交付実績】 平成23年度 2,794件、平成24年度 3,114件、 平成25年度 3,705件、平成26年度 2,787件、 平成27年度 2,646件、平成28年度 2,317件、 平成29年度 2,068件（内中活6件）、 平成30年度 1,660件（内中活8件）、 令和元年度 1,500件（内中活4件）	申請が年々減少傾向であるが、まだまだ需要が高いことから、県や建設業者等と連携を図りながら令和2年度も事業を継続するが、事業内容等の見直しも検討していく。 なお、平成29年度からまちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化基本計画の事業区域内の住宅については、補助額を10万円に引き上げている。	住宅整備課	再掲

②資源の有効活用による住まいづくり

②-1 地域で産出される木材の活用の促進

●地域の資材を活用した住宅整備の促進

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
71	◆地域の資材（秋田杉等）の活用促進 ⇒市では未実施 秋田県ではウッドファーストポイント事業を実施（林業木材産業課） ※平成30年度で終了し、現在は「ウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業」（林業木材産業課）	なし	なし	住宅整備課	

②-2 再生品や再生可能な建築資材等の利用促進

●住宅建材リサイクルの推進

番号	取組の名称	取組の概要と平成 23 年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
72	◆秋田県認定リサイクル製品の普及促進 ⇒未実施	なし	なし	住宅整備課	

目標 5 「ブランドあきた」を確立する住まい・まちづくり

	策定当時	中間 見直し時	最終	目標	東北同規模都市※1 平均	全国平均	達成状況※2
NPO・ボランティア活動への関心	42.5%	43.7%	43.2%	49%	—	—	△

※1 東北同規模都市：いわき市、郡山市、青森市、盛岡市、福島市、山形市

※2 目標の達成状況 ◎：達成 ○：概ね達成 △：達成していないものの策定当時より向上 ×：策定当時より低下

①豊かな自然・歴史・文化等を活かした住まいづくり

①-1 歴史や文化等、地域の魅力を活かした暮らし方や住まいづくり、良好な景観形成の促進

●地域資源を活かしたまちづくりの支援

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
73	◆エリアマネジメントの促進 ⇒建築協定制度	一定の区域内において、土地の所有者等の全員の合意によって建築基準法等の「最低の基準」にさらに一定の制限を加えた独自のルールを定め、これをお互いに守り合っていくことで良好な生活環境、魅力あるまちづくりを実現しようとするもの。市長の認可を必要とする。 【実績】 建築協定地区数 6地区 ※平成14年8月以降、新規に認可した地区なし。 令和元年1件廃止（更新をしなかった）	平成14年8月以降、土地の所有者等からの認可の申請はない。 近年は、ほぼ同様の効果のある都市計画法に基づく地区計画制度が活用される傾向にある。	建築指導課	再掲
74	◆景観まちづくりの推進 ⇒景観まちづくり活動支援助成金	自主的かつ継続的に地域の景観まちづくり活動を行う団体等に支援を行い、地域の特性を活かした景観の向上を図る。 【実績】 助成団体数 平成23年度：1件、平成24年度：1件、平成25年度：2件、 平成26年度：2件、平成27年度：1件、平成28年度：1件、 平成29年度：1件、平成30年度：0件、令和元年度：0件	地域の景観まちづくり活動の推進を図るため、活動実績のある団体に対し継続的に活用を働きかけるほか、町内会等の団体に本事業をPRし、新たな活用団体を発掘する必要がある。	都市計画課	
75	◆新屋地区等における町家を活かした景観づくり ⇒景観重要建造物等保存事業費補助金	良好な景観形成を図る上で重要と認められる建造物等を地域の貴重な景観資源と位置付け、保存していくための修理や改修費用を補助することで、地域住民の景観意識の向上や地域の景観まちづくり活動への展開を図る。 【実績】 補助金交付件数 平成23年度：2件、平成24年度：3件、平成25年度：1件、 平成26年度：3件、平成27年度：1件、平成28年度：1件、 平成29年度：3件、平成30年度：0件、令和元年度：1件	本事業の活用物件の掘り起こしが課題となっているため、文化財担当部署との連携や、現地調査を実施するなど、本事業の積極的なPRに努める必要がある。	都市計画課	

①-2 良好な景観保全や景観形成の取り組みの促進

●住民による良好な景観形成の支援

番号	取組の名称	取組の概要と平成23年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
76	◆エリアマネジメントの促進 ⇒秋田市景観計画	基本方針である「市民協働による景観づくり」、「地域の特性をいかした景観づくり」、「新たな秋田らしさの創造」に基づき、秋田らしい魅力のある景観づくりに取り組む。 【実績】なし	策定から10年が経過した景観計画について、景観情勢の変化や関連計画の改定等に対応するため、見直しを含めた検討が必要である。	都市計画課	
77	◆新屋地区等における町家を活かした景観づくり ⇒景観重要建造物等保存事業費補助金	良好な景観形成を図る上で重要と認められる建造物等を地域の貴重な景観資源と位置付け、保存していくための修理や改修費用を補助することで、地域住民の景観意識の向上や地域の景観まちづくり活動への展開を図る。 【実績】 補助金交付件数 平成23年度：2件、平成24年度：3件、平成25年度：1件、 平成26年度：3件、平成27年度：1件、平成28年度：1件、 平成29年度：3件、平成30年度：0件、令和元年度：1件	新屋ガラス工房が立地する新屋表町通りは、景観上重要な建造物が建ち並んでおり、これまで国登録有形文化財2棟を含む3棟が本事業を活用している。今後は、未活用の物件についても更なる周知を図り、新屋ガラス工房も含めた一体的な景観の向上に努める必要がある。	都市計画課	

②市民協働による住まいづくり

②-1 地域で行うまちなみ整備の促進

●市民主体のまちづくりの促進

番号	取組の名称	取組の概要と平成 23 年度～令和元年度の実績	今後の課題、方向性など	担当課	備考
78	◆エリアマネジメントの促進 ⇒地区計画制度	都市計画の提案制度の PR や技術的助言を行いながら住民が主体となった「地区計画」の設定を促している。 【実績】 地元と市が連携してまちづくりルール検討会を立ち上げ、地区計画を設定した。(1 件)	なし	都市計画課	
	◆エリアマネジメントの促進 ⇒建築協定制度	一定の区域内において、土地の所有者等の全員の合意によって建築基準法等の「最低の基準」にさらに一定の制限を加えた独自のルールを定め、これをお互いに守り合っていくことで良好な生活環境、魅力あるまちづくりを実現しようとするもの。市長の認可を必要とする。 【実績】 建築協定地区数 6 地区 ※平成 14 年 8 月以降、新規に認可した地区なし。 令和元年 1 件廃止（更新をしなかった）	平成 14 年 8 月以降、土地の所有者等からの認可の申請はない。 近年は、ほぼ同様の効果のある都市計画法に基づく地区計画制度が活用される傾向にある。	建築指導課	再掲

住宅・住環境に係る現況 (バックデータ)

2020年8月時点

目次

1. 人口・世帯の状況	29
(1) 人口・世帯の推移	29
(2) 年齢	32
(3) 人口動態	34
(4) 世帯の構成	34
(5) 高齢者数の推移	37
(6) 地域別の状況	41
2. 居住環境の状況	46
(1) 用途地域の指定状況	46
(2) 都市計画と生活基盤の状況	47
(3) 地区計画の指定状況	49
(4) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定状況	50
(5) ハザード区域の状況	51
(6) 接道状況	55
(7) 犯罪	55
3. 住宅ストックの状況	56
(1) 住宅ストック	56
(2) 居住の質	61
(3) 分譲マンション	66
(4) 高齢者の住まい	67
4. 住宅市場の状況	70
(1) 地価	70
(2) 中古住宅流通状況	71
5. 公営住宅等の状況	72
(1) 公営住宅等のストック状況	72
(2) 市営住宅ストックの状況	75
6. 市民意向	77
(1) 秋田市に住んでいて感じていること	77
(2) 市民活動への関心について	78

1. 人口・世帯の状況

(1)人口・世帯の推移

- 秋田市の人口は都市化に伴う人口集中により増加してきたが、近年は減少に転じ、令和元年12月末時点の人口は305,625人である。
- 世帯数は増加傾向にあり、令和元年12月末時点の世帯数は136,628世帯である。
- 世帯数は増加しているものの、1世帯あたり人員は減少していることから、世帯規模は縮小傾向にある。

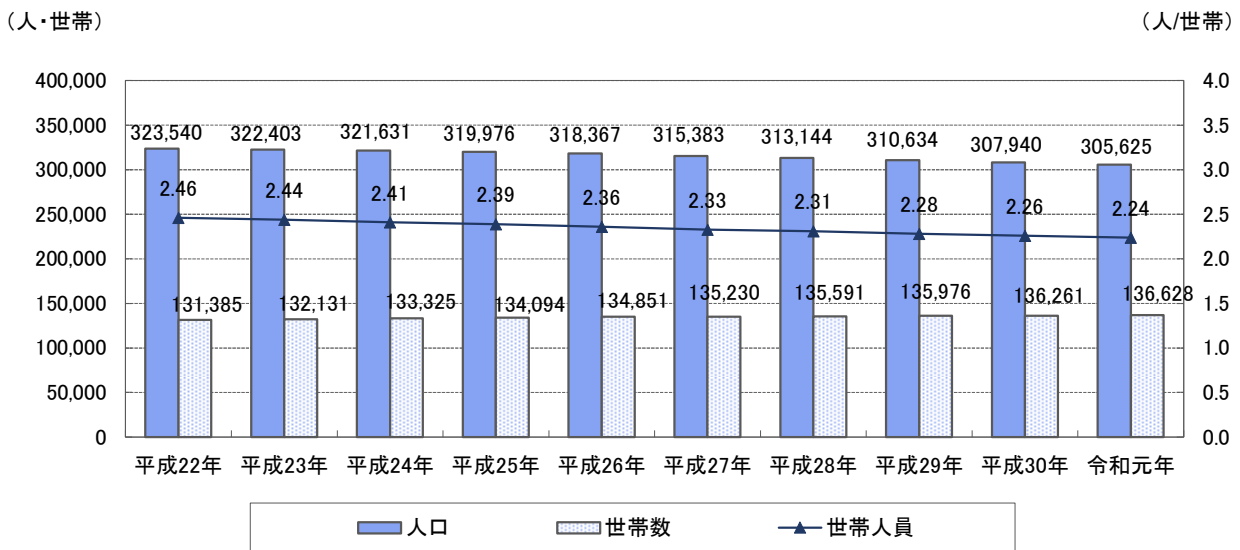


図4-1 人口と世帯の推移（各年12月31日時点）

資料：秋田市情報統計課

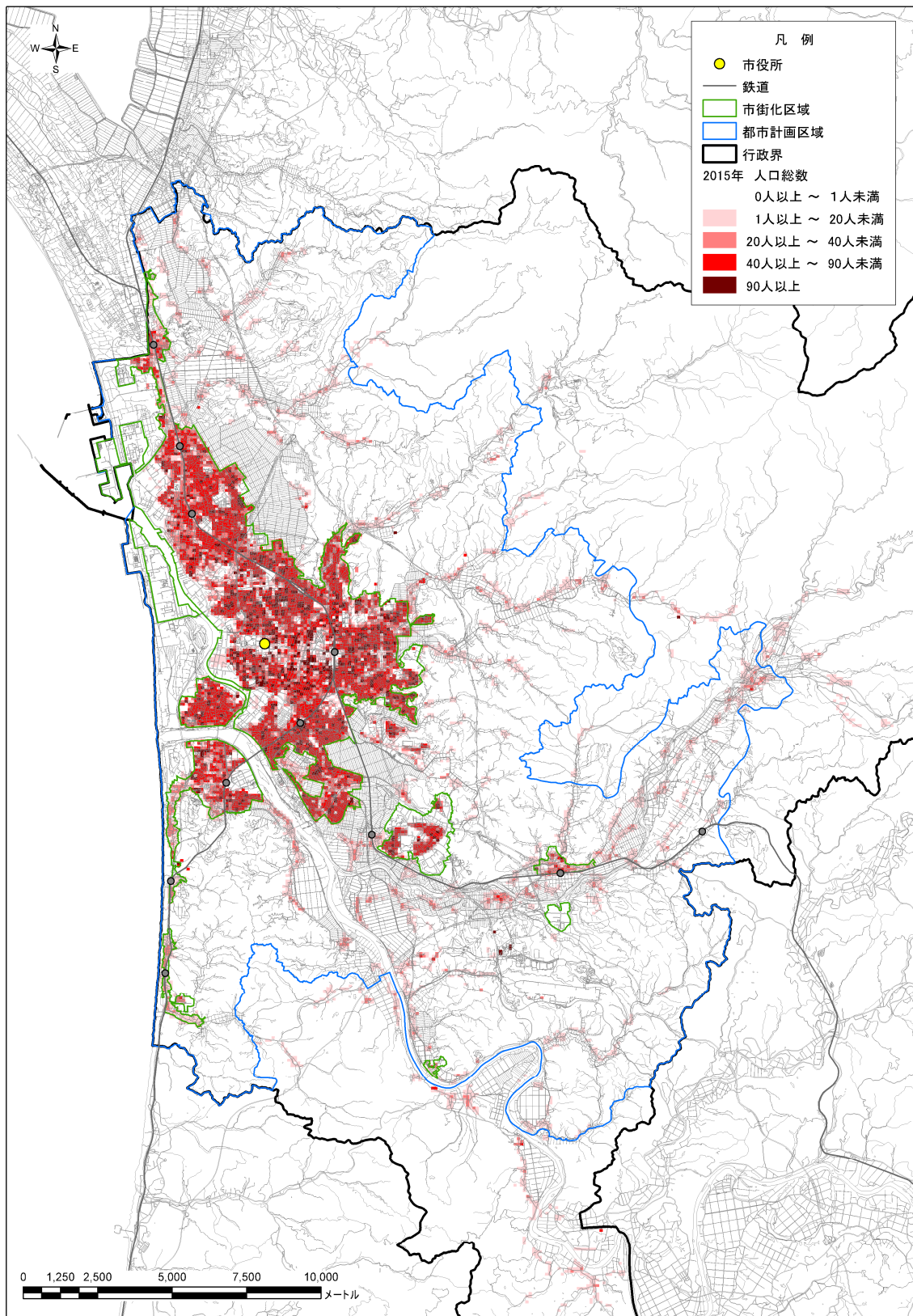


図4-2 総人口の分布状況（平成27年）

資料：平成27年国勢調査100mメッシュ推計データ

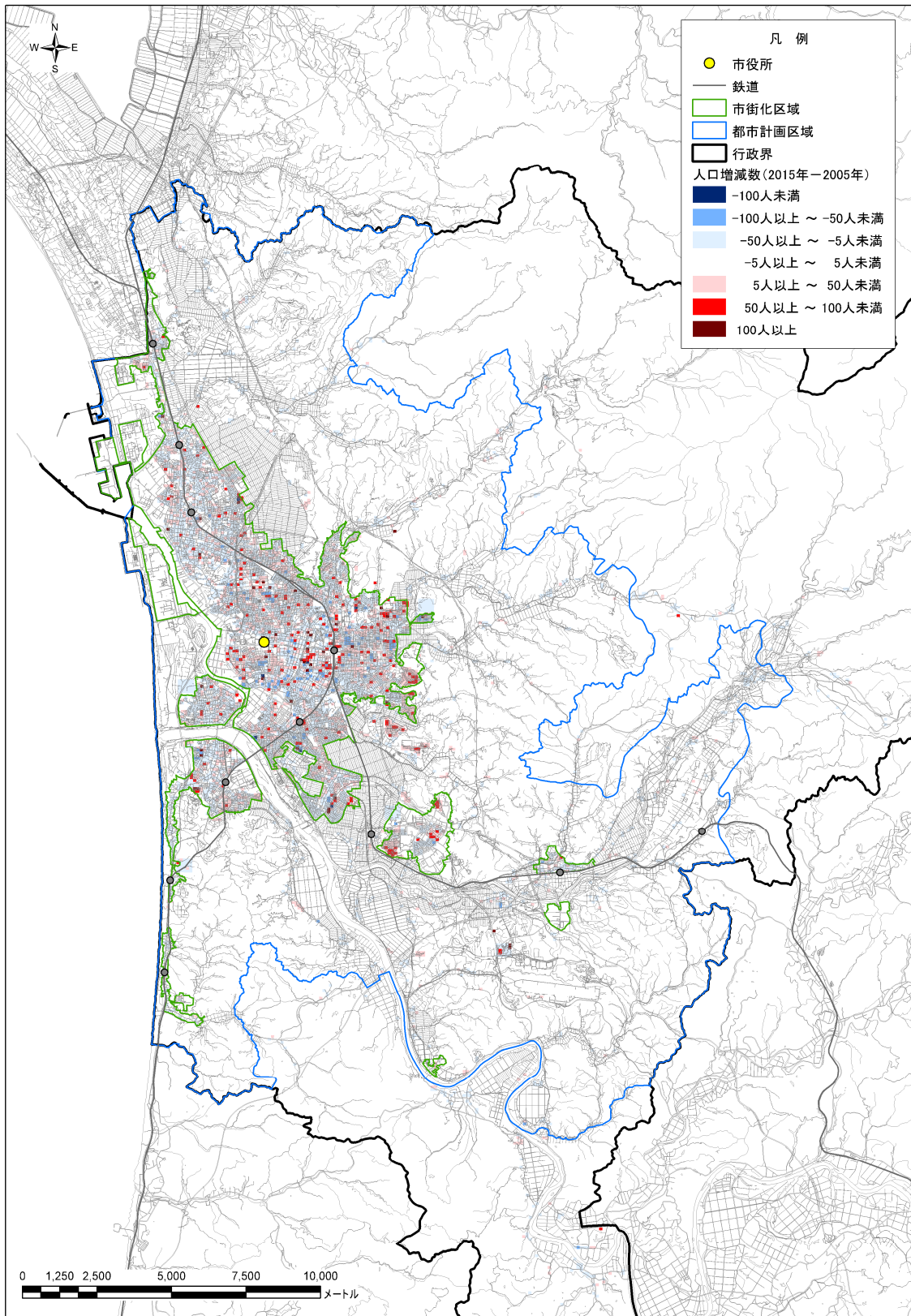


図4-3 総人口の増減数(平成27年-平成7年)

資料: 国勢調査100mメッシュ推計データ(平成27年・平成7年)を基に算出

(2) 年齢

① 年齢3区分別人口・将来推計人口の推移

- 近年の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）および生産人口（15～64歳）は減少している一方、高齢人口（65歳以上）は増加している。高齢化率は、平成17年時点で21%を超過し、超高齢化社会を迎えており、市街化調整区域や都市計画区域外のエリアで高い傾向にある。
- 総人口は今後も減少し続け、令和27年には225,923人と、平成27年の約7割にまで減少することが想定される。
- 高齢化率は今後もさらなる増加が想定され、10年後の令和12年には38.1%、20年後の令和22年には43.9%と、生産人口と同程度となることが想定される。

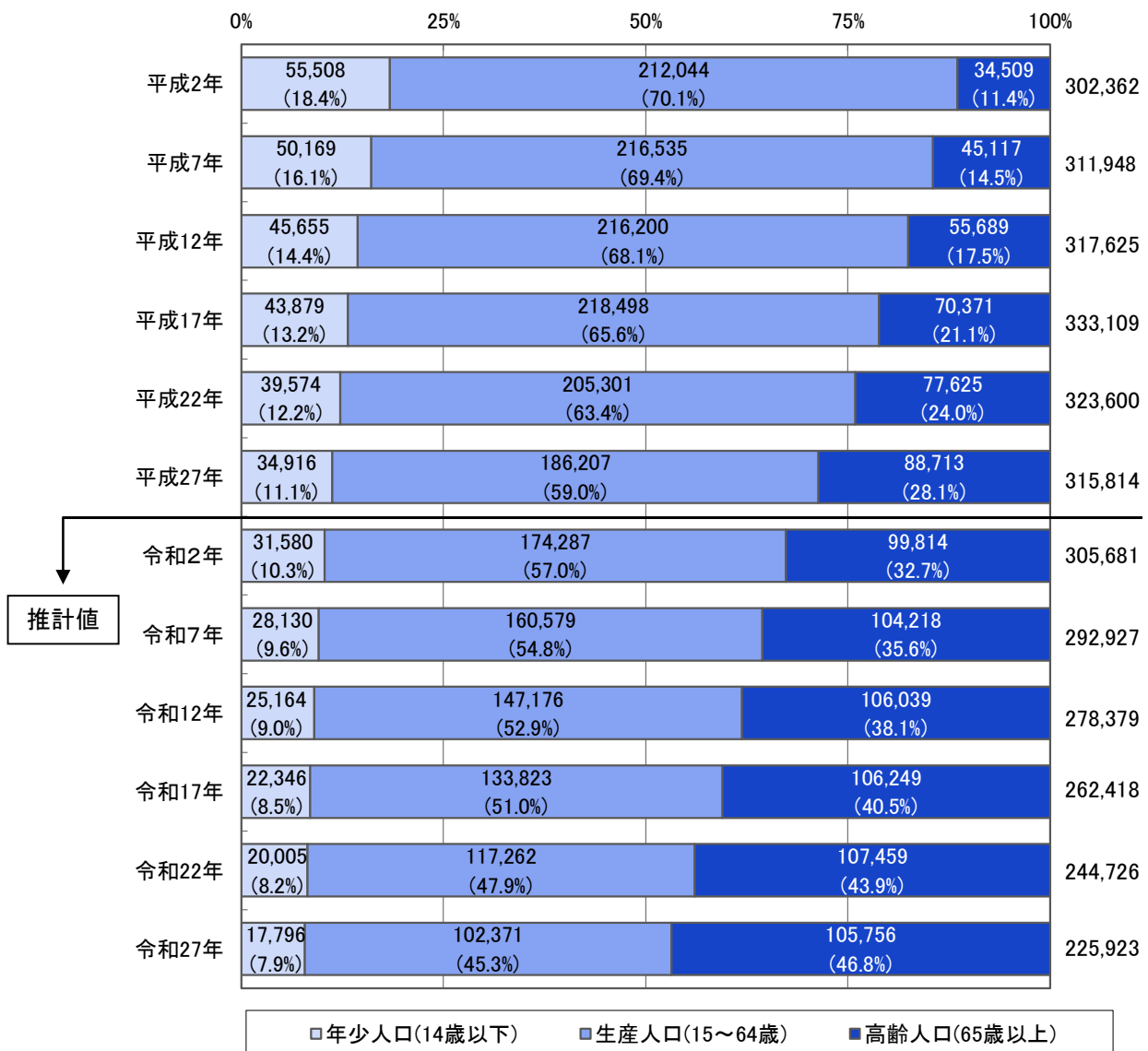


図4-4 年齢3区分別人口割合の推移

資料：国勢調査(平成2年～平成27年)・国立社会保障・人口問題研究所(令和2年～令和27年)
 ※総数は年齢不詳を含むため、内訳の合計は100%にならない場合がある

② 5歳階級別人口の増減

- 5歳階級別人口の推移では、出生年代を除く全世代において、人口が減少している。
- 5歳階級別の社会増減では、20～24歳で最も転出が多く、進学・就職等を契機として転出していることが想定される。一方、平成31年の社会増減では、9歳以下、30～44歳、65歳以上で転入がみられる。

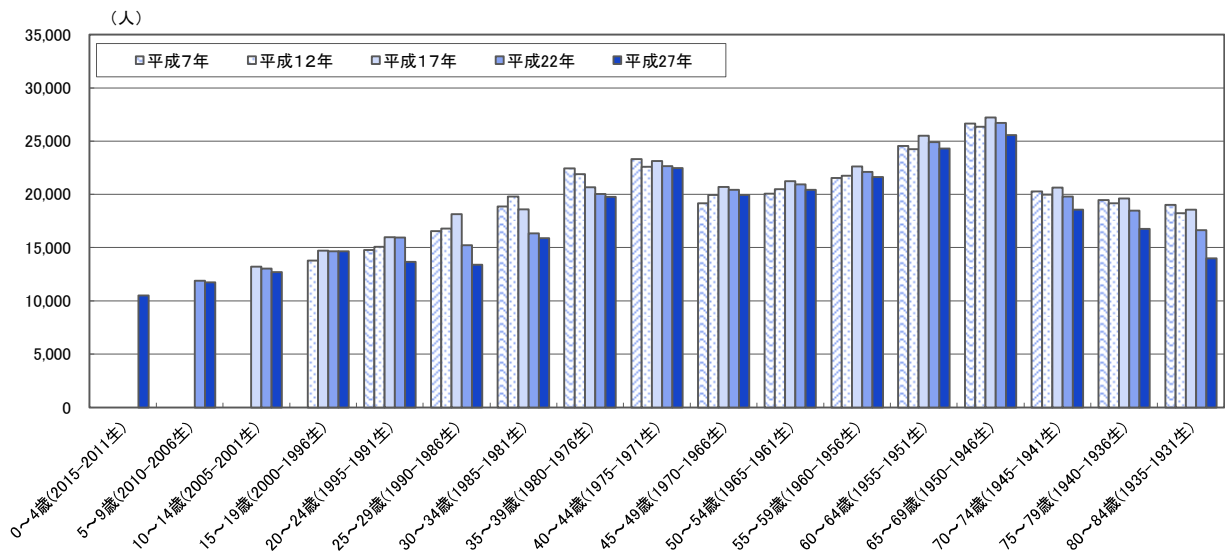


図4-5 平成27年を基準とした5歳階級別人口の推移

資料：国勢調査（平成7年～平成27年）

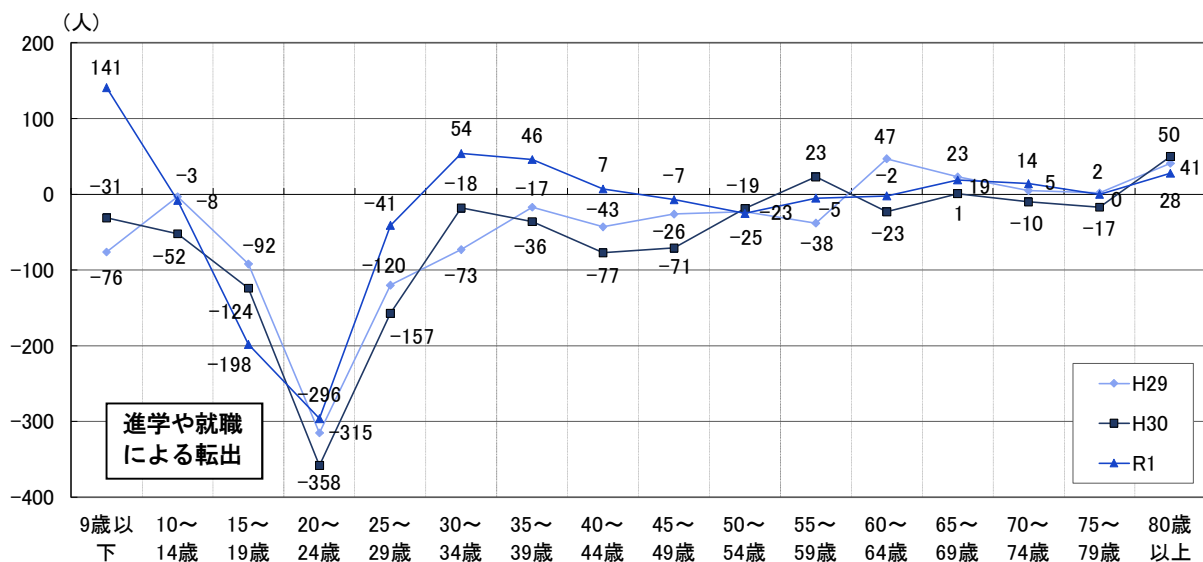


図4-6 近年の5歳階級別社会増減

資料：秋田市市民課（平成29年～令和元年）
※各年の値は年間合計

(3)人口動態

- ・人口の社会増減（転入数－転出数）では転出超過により社会減が続いているが、令和元年では転入者と転出者の差が少ないことから、減少幅が縮小している。
- ・自然増減（出生数－死亡数）は、年間 1,000 人以上の自然減が続いており、減少幅が増加傾向にある。

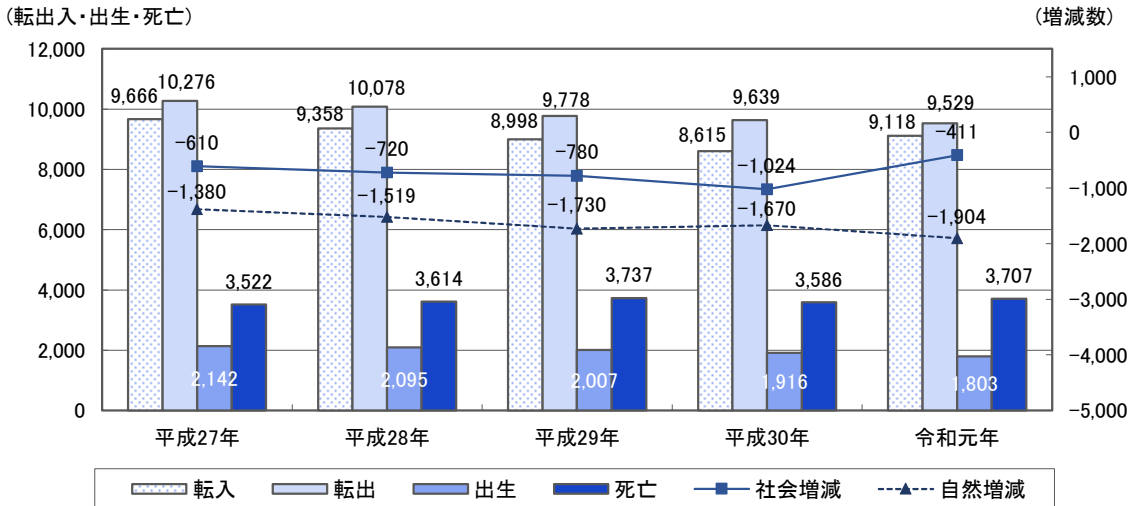


図 4-7 社会・自然増減の推移

資料：秋田市情報統計課（平成 27 年～令和元年）
※各年度の値は年間合計

(4)世帯の構成

① 家族類型

- ・主世帯総数は 136,360 世帯となっている。家族類型（「その他」を除く）で最も多いのは、「65 歳未満の単身」で 20.6%（28,070 世帯）、次いで「夫婦と 18 歳以上の者」が 15.0%（20,490 世帯）、「65 歳以上の単身」が 13.6%（18,610 世帯）の順となっている。
- ・高齢者のみの世帯は、「65 歳以上の単身」と「高齢夫婦のみ」を合わせて、25.2%（34,370 世帯）となっている。

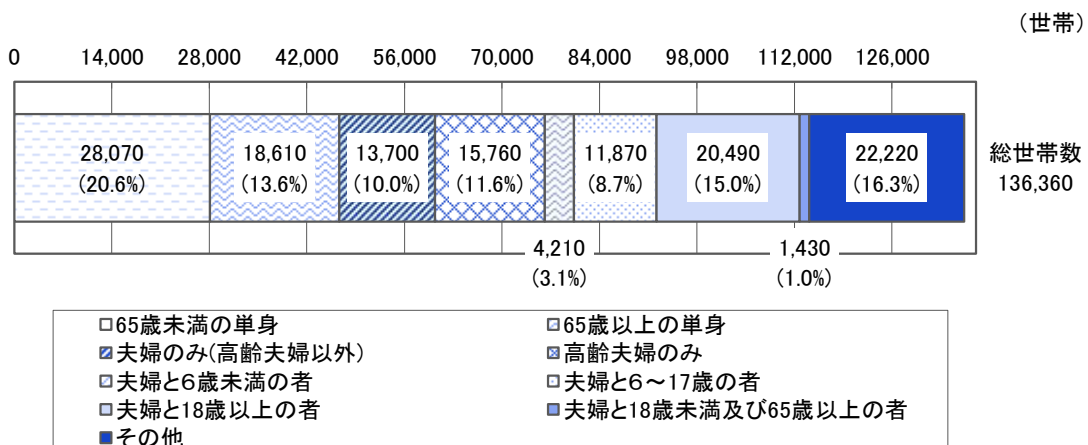


図 4-8 世帯の型別主世帯数

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

② 高齢世帯の推移

- 高齢者(65歳以上世帯員)を含む世帯は増加傾向にあり、特に65歳以上単身世帯は18,610世帯と高齢者を含む世帯全体の31.7%を占めており、平成20年の11,740世帯と比較して10年間で1.6倍となっている。
- 65歳以上の夫婦世帯も同様の傾向にあり、高齢者のみの世帯の増加が顕著となっている。

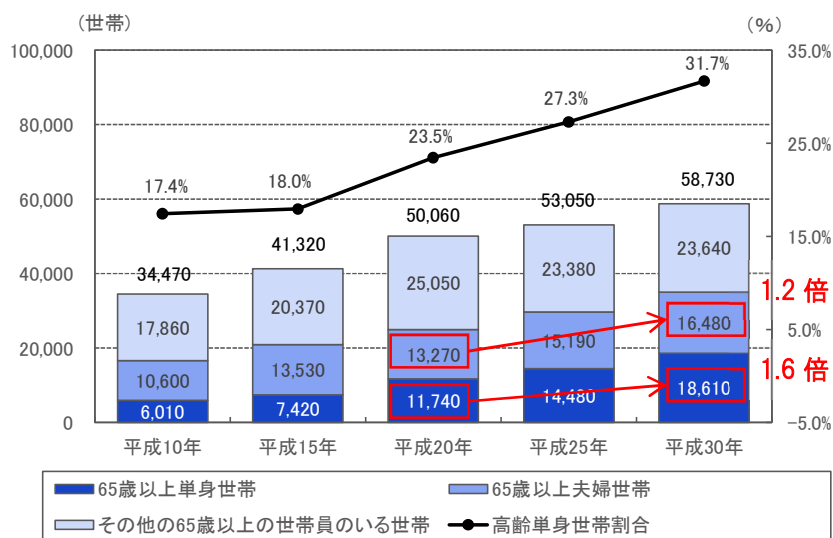


図4-9 高齢単身世帯の推移

資料：住宅・土地統計調査（平成10年～平成30年）

③ 子育て世帯の推移

- 子育て世帯は、世帯数や割合ともに減少傾向にあり、平成27年時点で26,855世帯と全体の19.9%となっている。

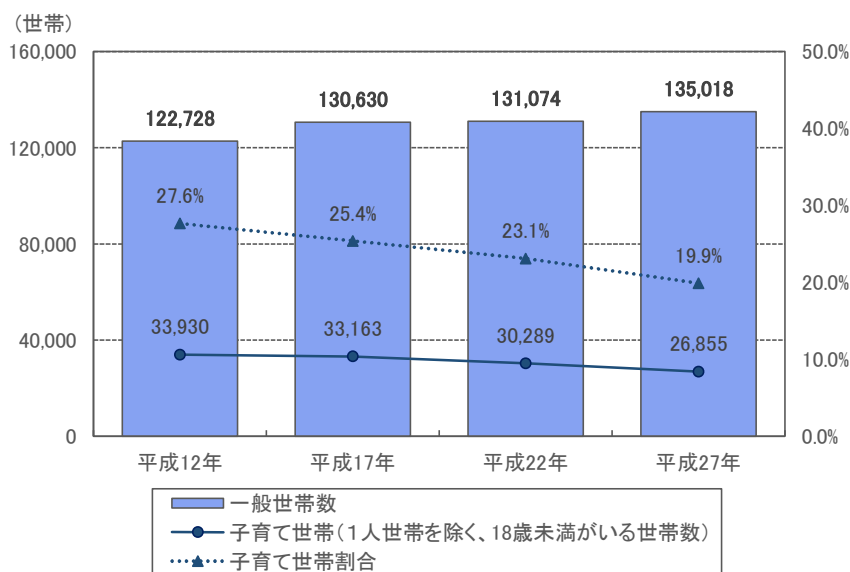


図4-10 子育て世帯の推移

資料：国勢調査(平成12年～平成27年)

④ 共働き世帯の推移

- 共働きの子育て世帯は平成 27 年時点で 12,906 世帯となっており、平成 12 年の 12,297 世帯と同水準を維持している。
- そのため、前述の子育て世帯数の減少を踏まえると、子育て世帯に対する共働き世帯の割合は増加していることが考えられる。

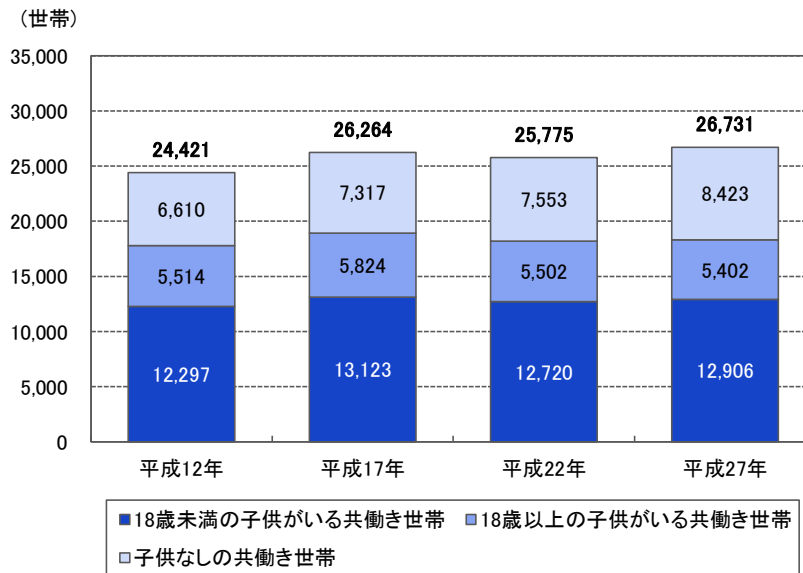


図 4-1 1 共働き世帯の推移

資料：国勢調査(平成 12 年～平成 27 年)

(5) 高齢者数の推移

- ・ 65歳以上の高齢者人口は平成27年では88,713人、28.1%である。
- ・ 令和27年には105,756人となり、総人口の46.8%を占めると予想される。
- ・ また、高齢者人口の割合は全国平均に比べ高いものの、秋田県平均や県内市部に比べると最も低くなっている。

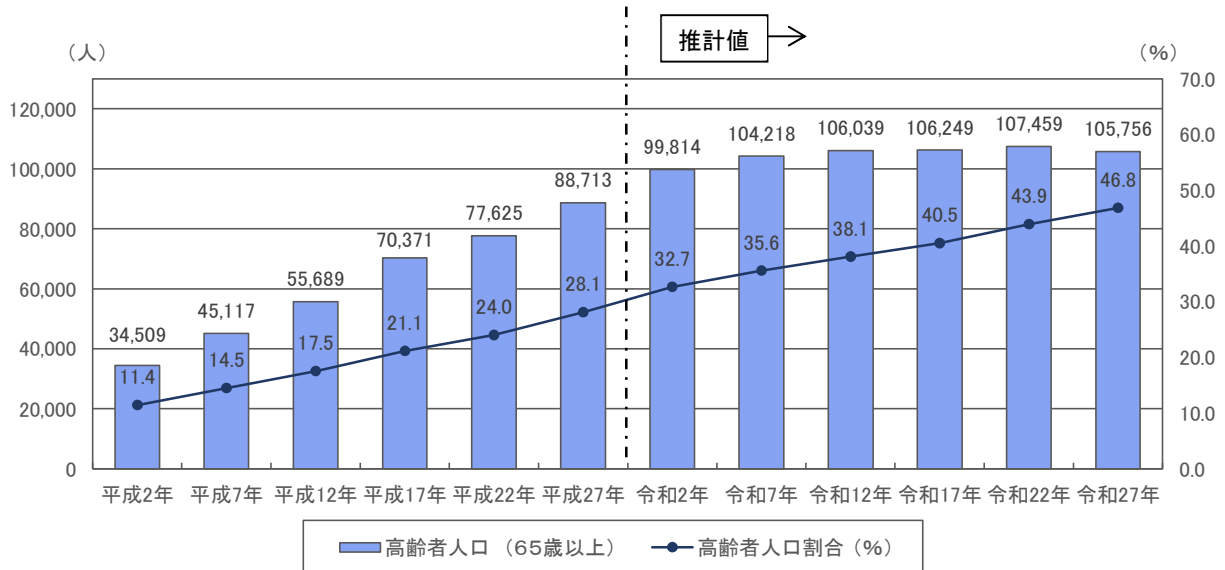


図4-1-2 高齢者人口の推移

資料：国勢調査(平成2年～平成27年)・国立社会保障・人口問題研究所(令和2年～令和27年)

表4-1 高齢化率の比較(全国、秋田県市部)

順位	市名称	人口	高齢者数	高齢者人口割合
1	男鹿市	25,770	12,314	47.8%
2	北秋田市	30,714	13,730	44.7%
3	仙北市	25,412	10,874	42.8%
4	能代市	50,988	20,988	41.2%
5	鹿角市	29,814	11,993	40.2%
6	湯沢市	43,107	17,153	39.8%
7	大館市	70,259	27,636	39.3%
8	横手市	86,822	33,412	38.5%
9	にかほ市	23,663	9,105	38.5%
10	大仙市	78,139	29,942	38.3%
11	由利本荘市	75,609	27,702	36.6%
12	潟上市	32,006	10,959	34.2%
13	秋田市	306,476	95,222	31.1%
	市部計	878,779	321,030	36.5%
	県計	968,580	359,478	37.1%
	全国	126,167,000	35,885,000	28.4%

資料：令和元年度老人月間関係資料(秋田県健康福祉部：令和元年7月1日時点)
 全国の数値は、総務省「推計人口」(令和元年10月1日時点)

- 人口分布は市街化区域の鉄道駅周辺を中心に人口集積がみられるとともに、市街化調整区域や都市計画区域外でも主要な道路沿道を中心として、集落等による一定の人口分布がみられる。
- 平成 17 年～平成 27 年を比較すると、秋田駅周辺を中心に人口が増加しているエリアがみられる一方、市街化区域では 1 ha あたり 50 人以上減少しているエリアも点在している。

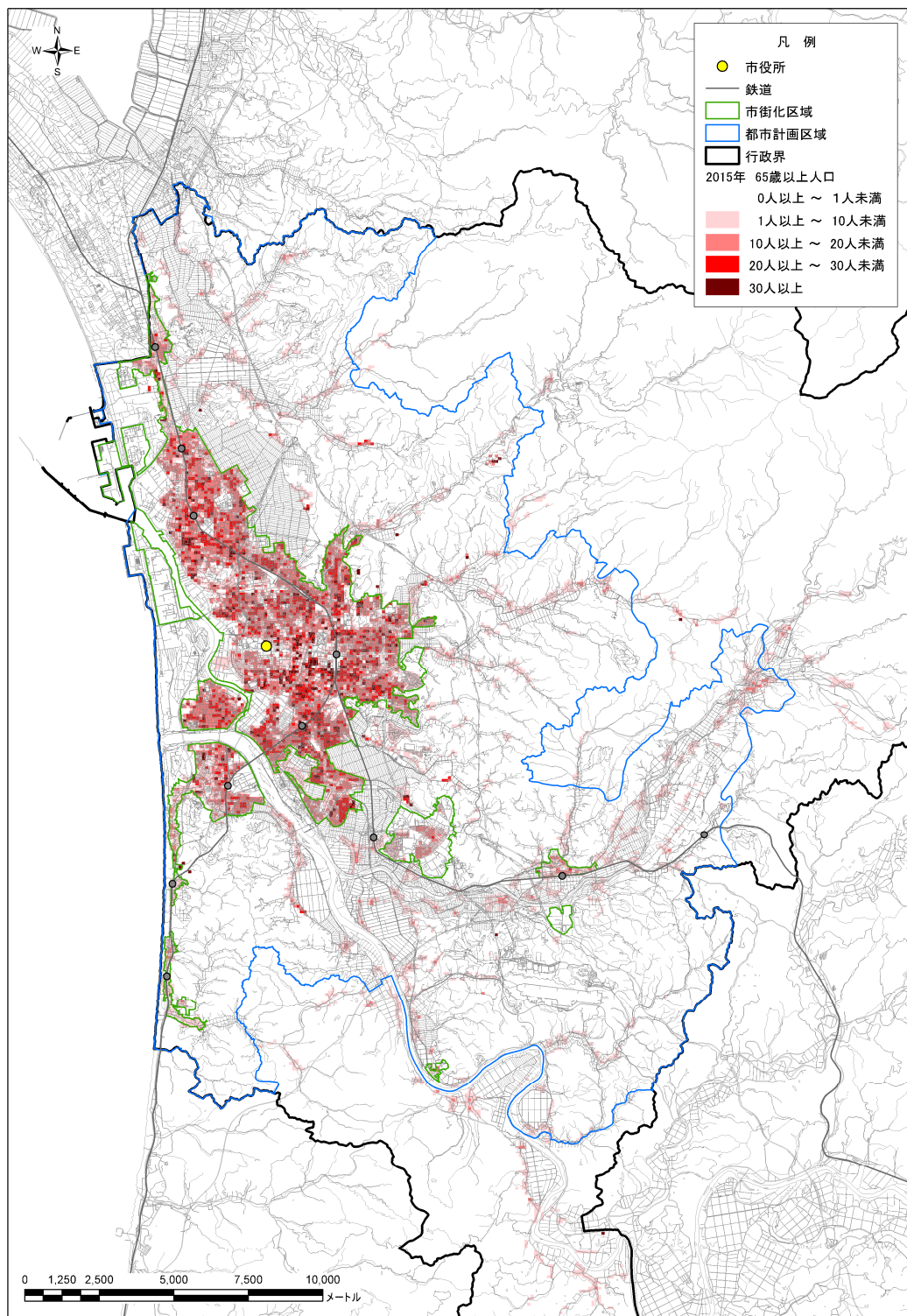


図 4-1 3 65 歳以上人口の分布状況（平成 27 年）

資料：平成 27 年国勢調査 100m メッシュ推計データ

- 平成 17 年～平成 27 年を比較すると、秋田駅周辺において、高齢者数が減少しているエリアがみられる。
- その他の地域においては全体的に高齢者の増加がみられる。

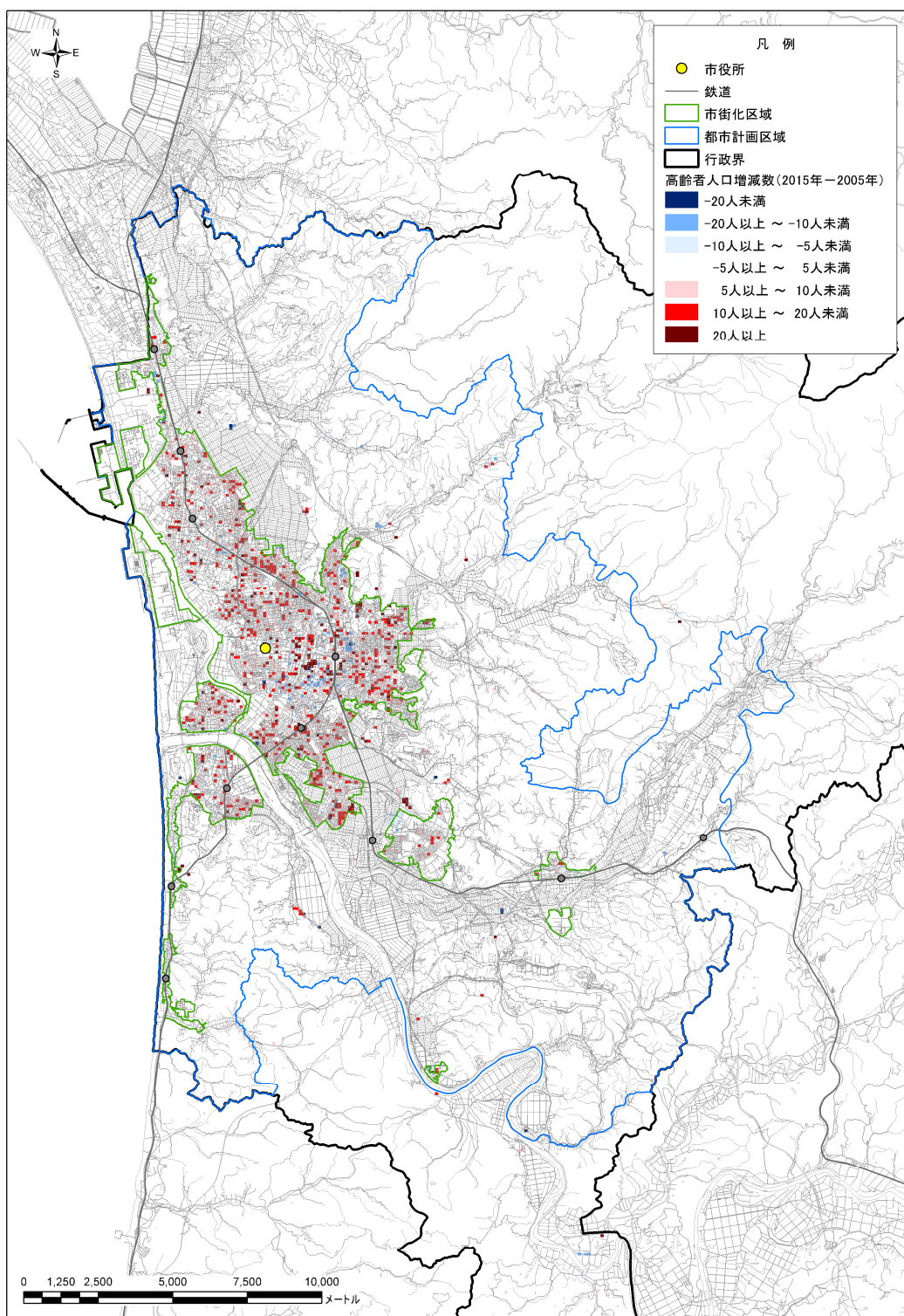


図 4-14 65 歳以上人口の増減数（平成 27 年-平成 7 年）

資料：国勢調査 100m メッシュ推計データ（平成 27 年・平成 7 年）を基に算出

- 市街化調整区域や都市計画区域外のエリアで高齢化率が高い傾向にある。

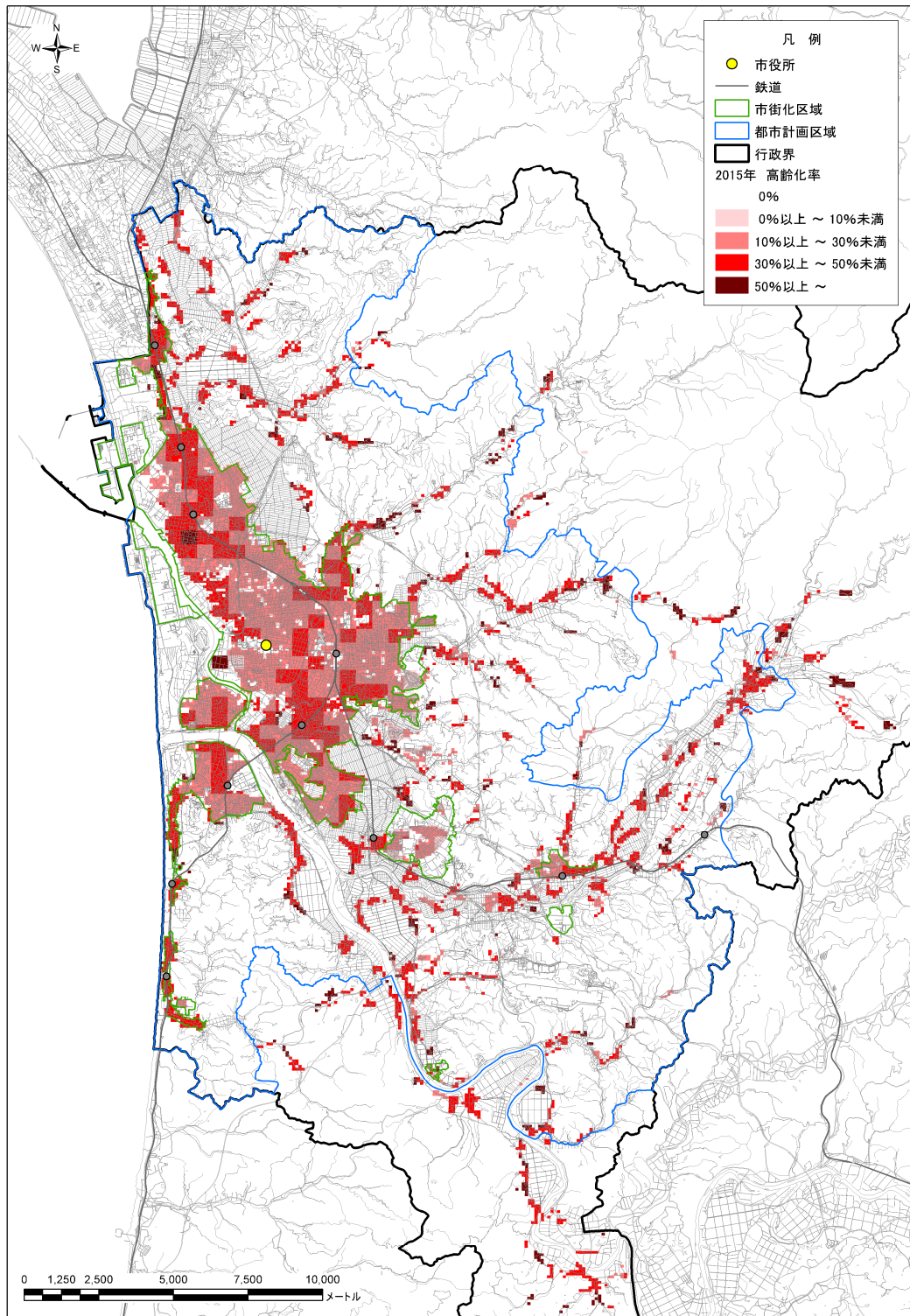


図4-15 65歳以上人口割合の分布状況（平成27年）

資料：平成27年国勢調査100mメッシュ推計データ

(6)地域別の状況

① 人口の現状

- ・ 秋田市内で最も人口が多い地域は、北部地域が 76,254 人 (24.9%) で、次いで中央地域が 70,258 人 (22.9%)、東部地域が 62,445 人 (20.4%) となっている。
- ・ 近年、秋田市の全ての地域で人口が減少しており、中央地域においてもほぼ全ての地区で人口が減少している。

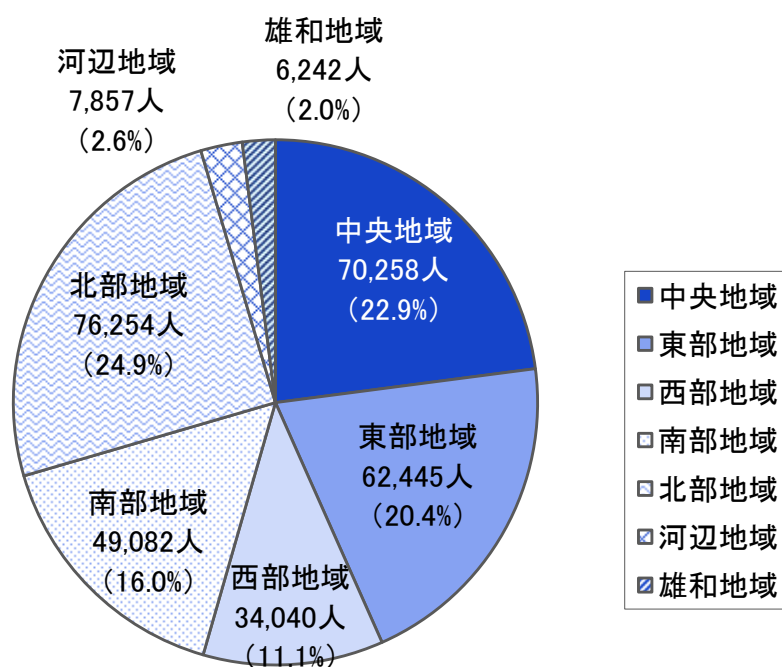


図 4-16 地域別人口の割合 (令和元年 10 月 1 日時点)

資料：秋田市情報統計課

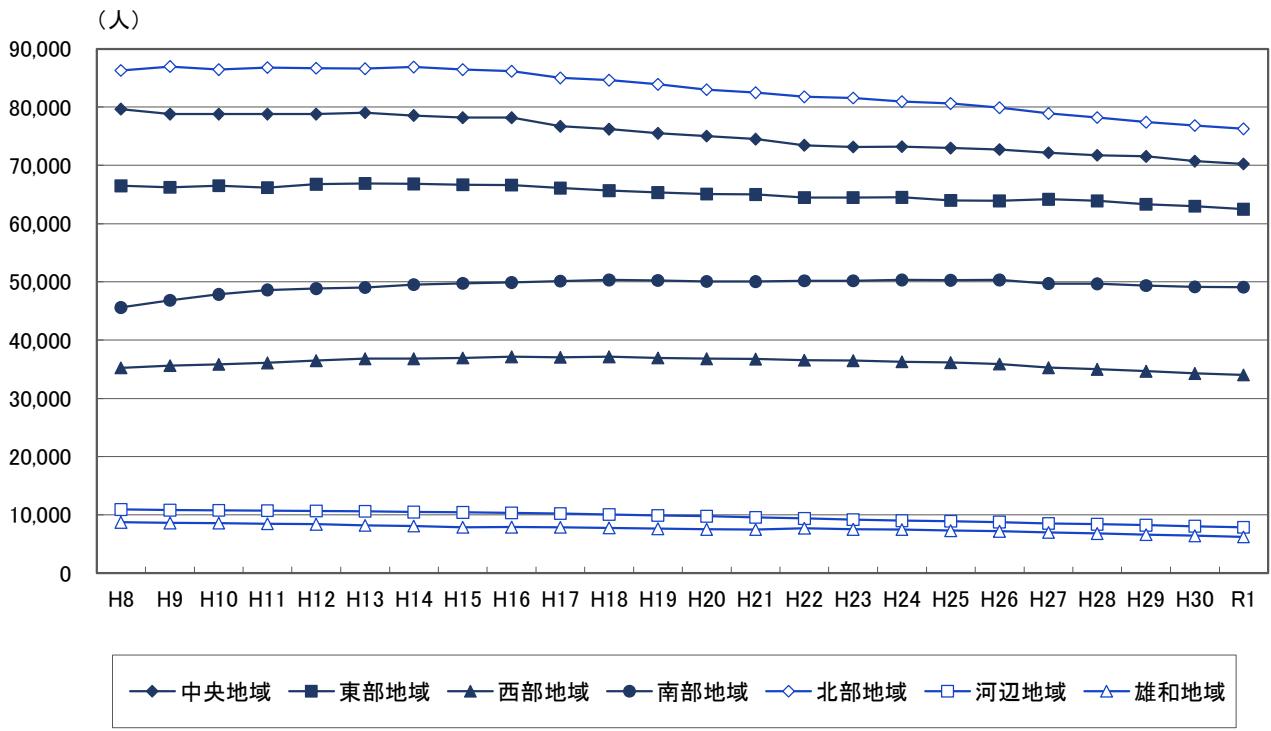


図4-17 地域別人口の推移 (各年10月1日時点)

資料：秋田市情報統計課 (平成8年～令和元年)

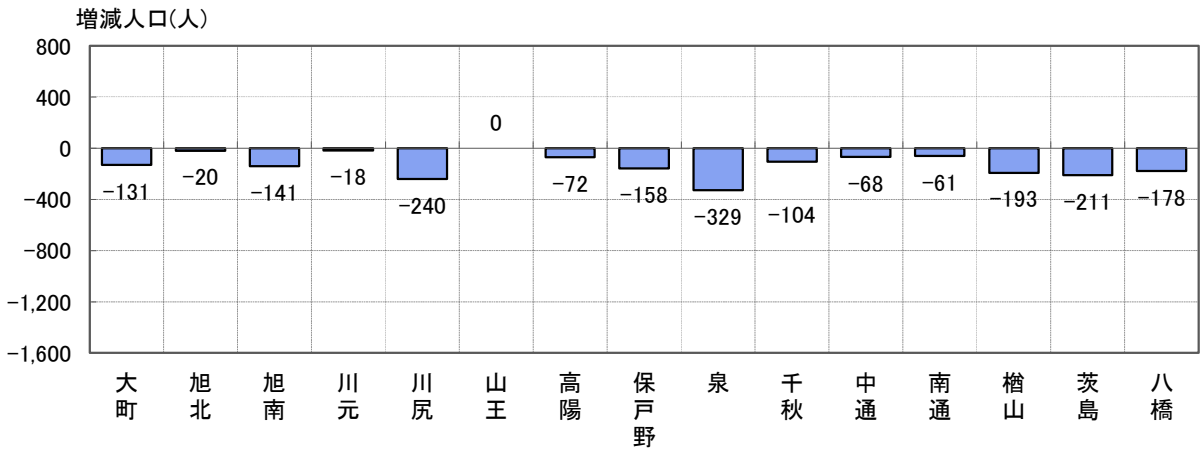


図4-18 中央地域の人口増減数 (令和元年-平成27年)

資料：秋田市情報統計課 (平成27年・令和元年)

② 地域別の現況特性

- 人口、世帯等に関する現況を地域別に全市平均（1.0）と比較した。
- 中心市街地を含む中央地域や東部地域では、他地域と比較して、民営借家世帯比率が高くなっている一方、持ち家世帯比率が低くなっており、特徴が表れている。
- その他の地域では、他地域と比較して、持ち家世帯比率が高くなっている一方、民営借家世帯比率が低くなっており、特徴が表れている。一方、河辺地域と雄和地域では、他地域と比較して、人口減少率（R1/H27人口比）が高くなっているほか、65歳以上親族のいる一般世帯比率が高くなっていることから、人口減少・高齢化が進んでいる。

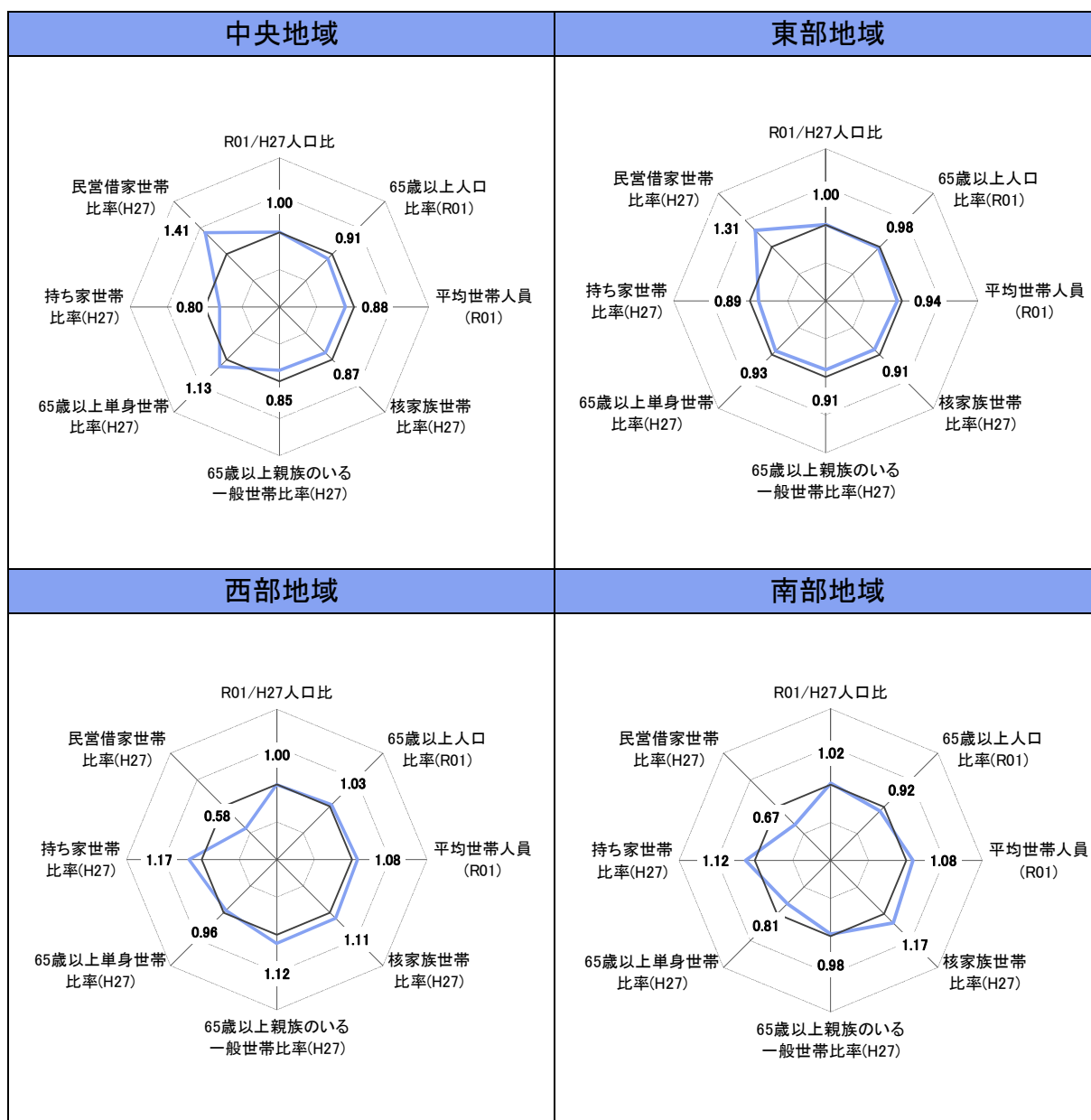


図4-19 地域別現況特性 (1/2)

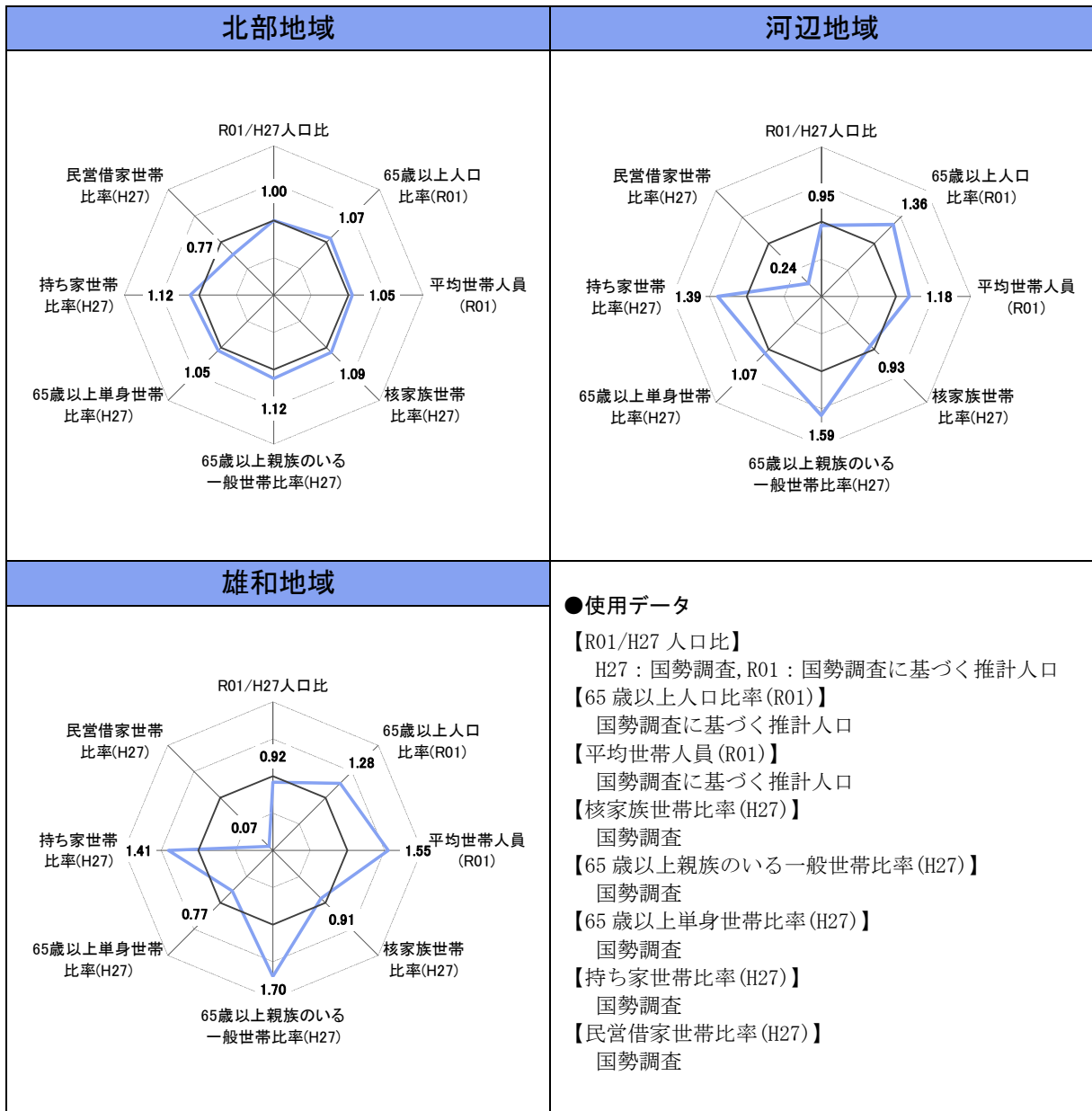


図4-20 地域別現況特性 (2/2)

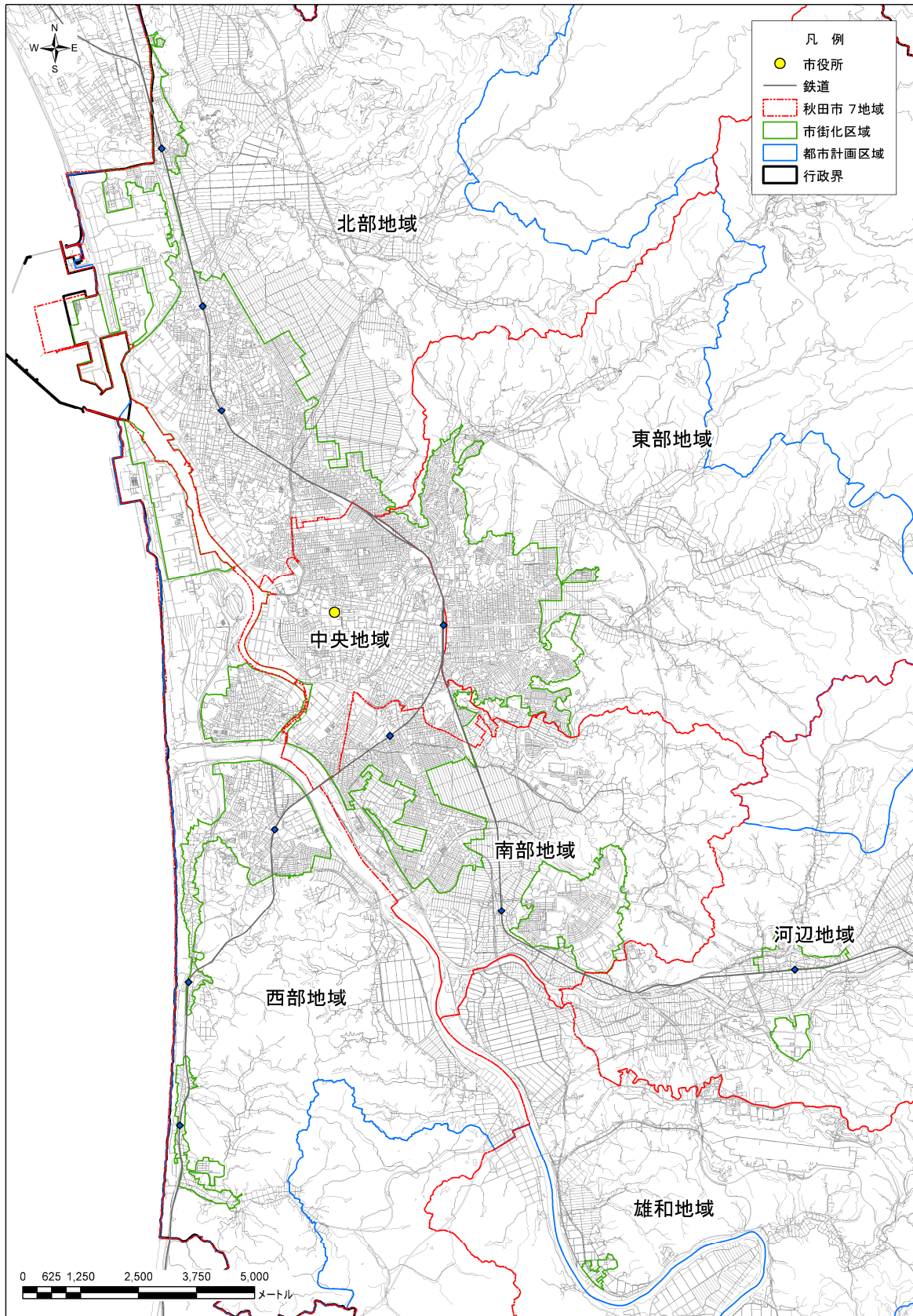


图 4-2 1 地域图

2. 居住環境の状況

(1) 用途地域の指定状況

- 市街化区域の指定状況は 7,586ha となっており、用途地域は第一種低層住居専用地域が最も多く、次いで第一種住居地域、工業専用地域の順に多くなっている。
- 指定状況を見ると、秋田駅、土崎駅、新屋駅等の鉄道駅周辺を中心に商業系、幹線道路沿道や臨海部を中心に工業系、その他の地域に住居系の用途地域が指定されている。

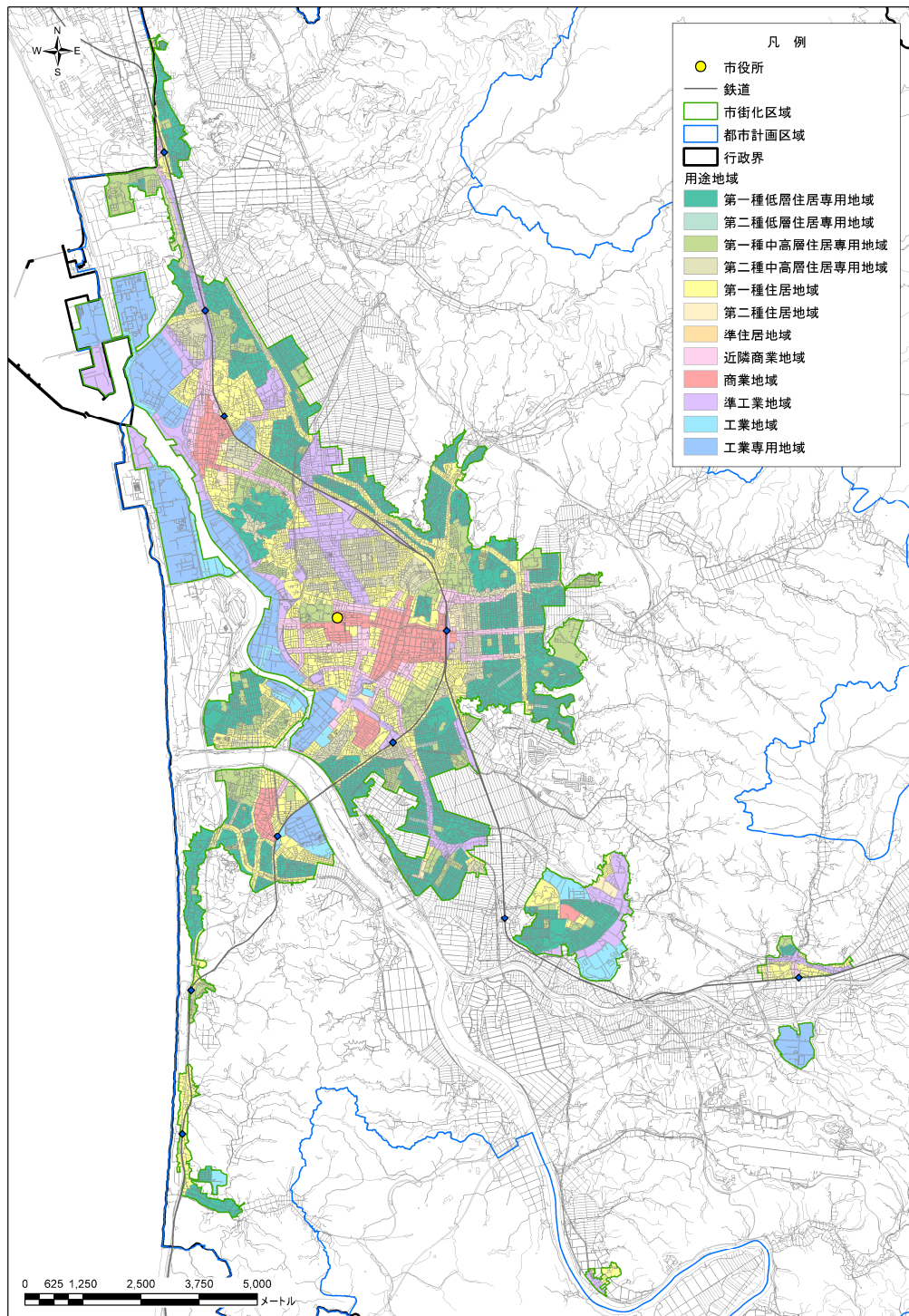


図 4-2 2 用途地域の指定状況（平成 30 年 1 月 1 日時点）

資料：国土数値情報ダウンロードデータベース

(2) 都市計画と生活基盤の状況

- 行政区域面積の約市街化区域に、総人口の約 90%が居住している。
- 市街化区域人口密度は中核都市の中でも下位にあり、人口に対し市街化区域が広く指定されている。都市計画道路や都市公園、下水道等の都市施設は年々整備が進んでおり、なかでも都市公園は1人あたり 19.98 m²と高い整備率となっているほか、下水道の普及率は 98.5%となっている。
- 生活基盤の更新時期が来ており、今後は効率的・計画的な推進が課題となっている。

市街化区域人口密度

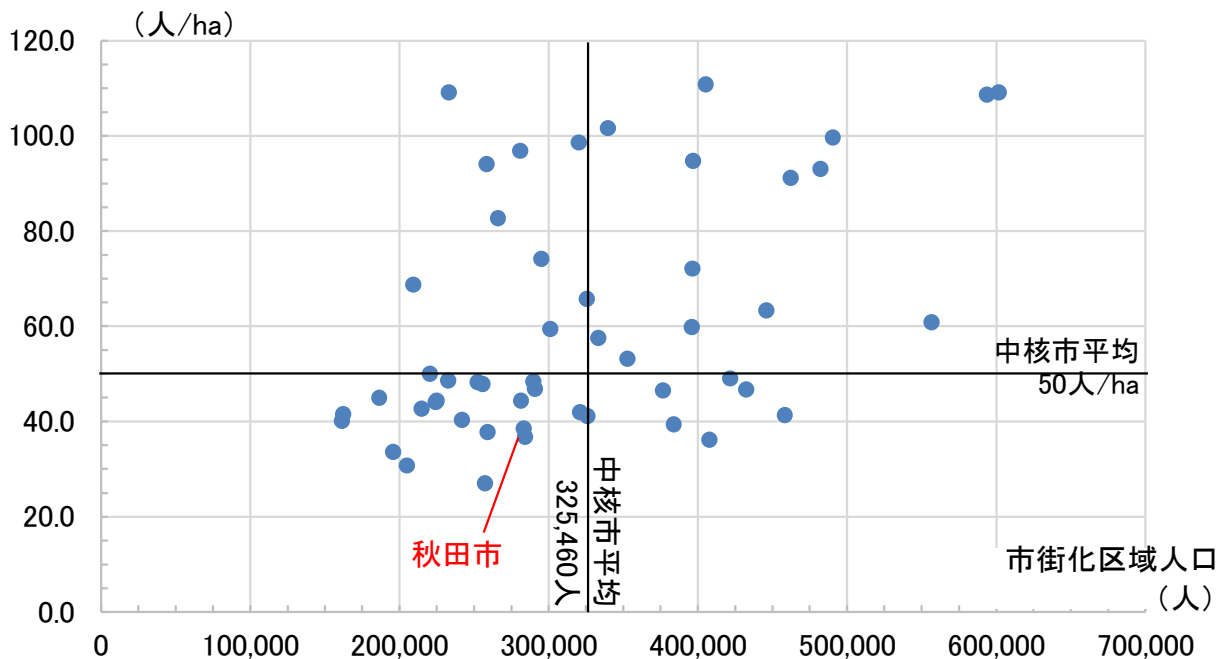


図 4-2-3 中核市 58 都市の市街化区域人口および人口密度（平成 30 年 3 月 31 日時点）

資料：中核市市長会 HP

表 4-2 都市計画区域・市街化区域の指定状況（令和 2 年 3 月 31 日時点）

行政区域			都市計画区域			市街化区域		
面積：ha	人口：人	人口密度：人/ha	面積：ha (区域率：%)	人口：人 (人口割合：%)	人口密度：人/ha	面積：ha (区域率：%)	人口：人 (人口割合：%)	人口密度：人/ha
90,607	306,265	3.4	41,437 (45.7)	301,122 (98.3)	7.3	7,586 (8.4)	275,772 (90.0)	36.4

資料：秋田市都市計画課

表 4-3 都市計画道路の整備状況（令和 2 年 3 月 31 日時点）

路線数	計画決定延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)
88	276,325	213,454	77.2

資料：秋田市都市計画課

表4-4 市道の整備状況（令和2年3月31日時点）

路線数	実延長（m）	舗装延長（m）	舗装率（%）
7,622	1,960,342	1,720,696	87.8

資料：秋田市建設総務課

表4-5 都市公園の開設面積と一人当たりの都市公園面積（令和2年3月31日時点）

開設済都市公園		市民一人当たりの 都市公園面積（㎡/人）	【参考：全国平均※】 市民一人当たりの都市公園面積（㎡/人）
箇所数	面積（ha）		
208	612.22	19.98	10.60

出典：秋田市の公園緑地（令和2年度）
※全国平均は平成31年3月31日時点の値

表4-6 下水道の普及率（平成31年3月31日時点）

	公共下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽	合計
処理人口（人）	288,365	9,003	6,062	303,430
普及率（%）	93.6%	2.9%	2.0%	98.5%

資料：2019 あきたの下水道
※住民基本台帳人口（平成31年3月31日時点）に対する処理人口の割合

(3)地区計画の指定状況

- 地区計画は、住宅地における住環境保全を目的とするものを中心に、市街化区域に18地区、市街化調整区域に2地区が定められており、それぞれ建物の用途を中心に敷地面積や壁面位置、形態、意匠等のルールが定められている。

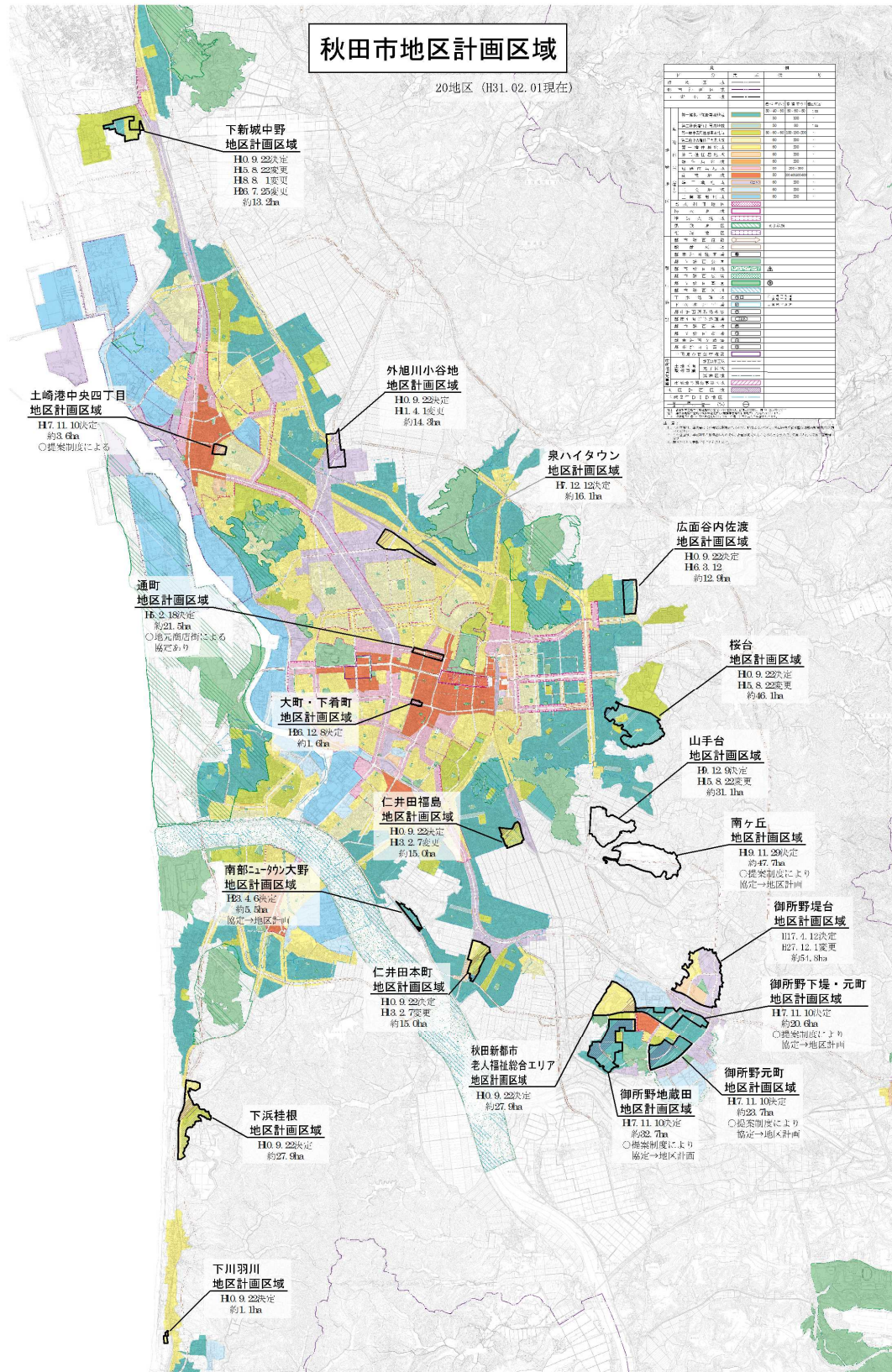


図4-24 地区計画区域 (平成31年2月1日時点)

資料：秋田市都市計画課

(4) 都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定状況

- 都市再生特別措置法に基づき、秋田市立地適正化計画（平成 30 年 3 月）を策定し、都心中心市街地と 6 つの地域中心で構成するコンパクトな市街地形成を目指し、都市機能誘導区域と居住誘導区域の指定により、都市機能や居住の緩やかな誘導を図っている。

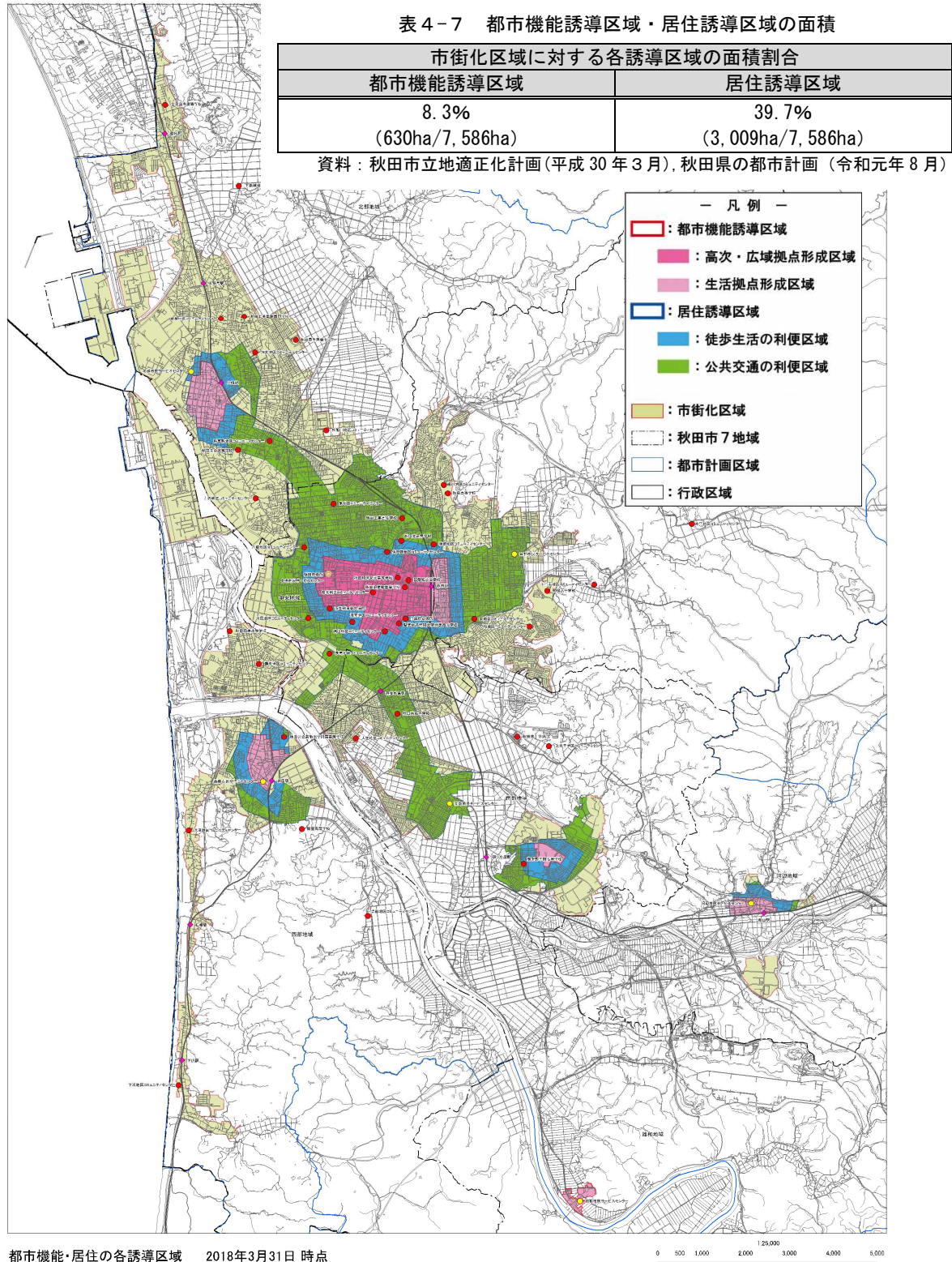


図 4-25 都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定状況（平成 29 年 3 月 31 日時点）

資料：秋田市立地適正化計画（平成 30 年 3 月）

(5)ハザード区域の状況

- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は東部地域や北部地域の山間部を中心に指定されているが、津波や洪水における特別警戒区域は指定されていない。
- ・県想定最大のクラスの津波による浸水区域（イエローゾーン）は、市街化区域の約 22.4%の区域が想定されている。
- ・想定最大規模降雨の河川の洪水による浸水区域（イエローゾーン）は、市街化区域の約 37.7%の区域が想定されている。なお、現在、平成 29 年 7 月の大雨による洪水を踏まえ、雄和地域における雄物川の堤防等の整備が進められている。

表 4-8 防災上危険性が懸念される地域の割合※

	行政区域 (90,607ha)		都市計画区域 (41,437ha)		市街化区域 (7,586ha)		居住誘導区域 (3,009ha)	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
行政区域	90,607.0	100.0%	41,437.0	100.0%	7,586.0	100.0%	3,009.0	100.0%
うち、土砂災害警戒区域	1,023.9	1.1%	855.8	2.1%	168.6	2.2%	30.4	1.0%
うち、土砂災害特別警戒区域	143.0	0.2%	109.3	0.3%	20.0	0.3%	4.7	0.2%
うち、津波浸水想定区域	2,552.5	2.8%	2,527.0	6.1%	1,698.4	22.4%	333.6	11.1%
うち、洪水浸水想定区域	7,961.4	8.8%	6,803.7	16.4%	2,863.1	37.7%	1,775.0	59.0%

表 4-9 防災上危険性が懸念される地域の住宅の割合※

	行政区域		都市計画区域		市街化区域		居住誘導区域	
	住宅棟数 (棟)	割合 (%)	住宅棟数 (棟)	割合 (%)	住宅棟数 (棟)	割合 (%)	住宅棟数 (棟)	割合 (%)
行政区域	186,159	100.0%	180,959	100.0%	158,530	100.0%	75,566	100.0%
うち、土砂災害警戒区域	6,600	3.5%	6,115	3.4%	3,246	2.0%	621	0.8%
うち、土砂災害特別警戒区域	1,379	0.7%	1,197	0.7%	350	0.2%	110	0.1%
うち、津波浸水想定区域	22,310	12.0%	22,310	12.3%	22,231	14.0%	8,504	11.3%
うち、洪水浸水想定区域	83,318	44.8%	81,694	45.1%	75,136	47.4%	47,396	62.7%

表 4-10 (参考) 想定している津波および洪水の条件

種別	条件
津波	最大クラスの津波
洪水（雄物川、旭川、太平川、新城川、猿田川）	想定最大規模降雨の降雨量 (1000年に1回程度の発生頻度)

資料：国土数値情報ダウンロードサービス、
津波浸水想定図（平成 28 年 3 月、秋田県）、
〈雄物川〉洪水浸水想定区域図（令和 2 年 3 月、国土交通省）、
〈旭川、太平川、新城川〉洪水浸水想定区域図（令和元年 8 月、秋田県）、
〈猿田川〉洪水浸水想定区域図（令和 2 年 5 月、秋田県）、
平成 28 年度都市構造分析調査業務委託（建物利用現況）

※「洪水浸水想定区域」について、河川ごとの浸水想定範囲の重なった部分は、浸水深が深い方の値を採用

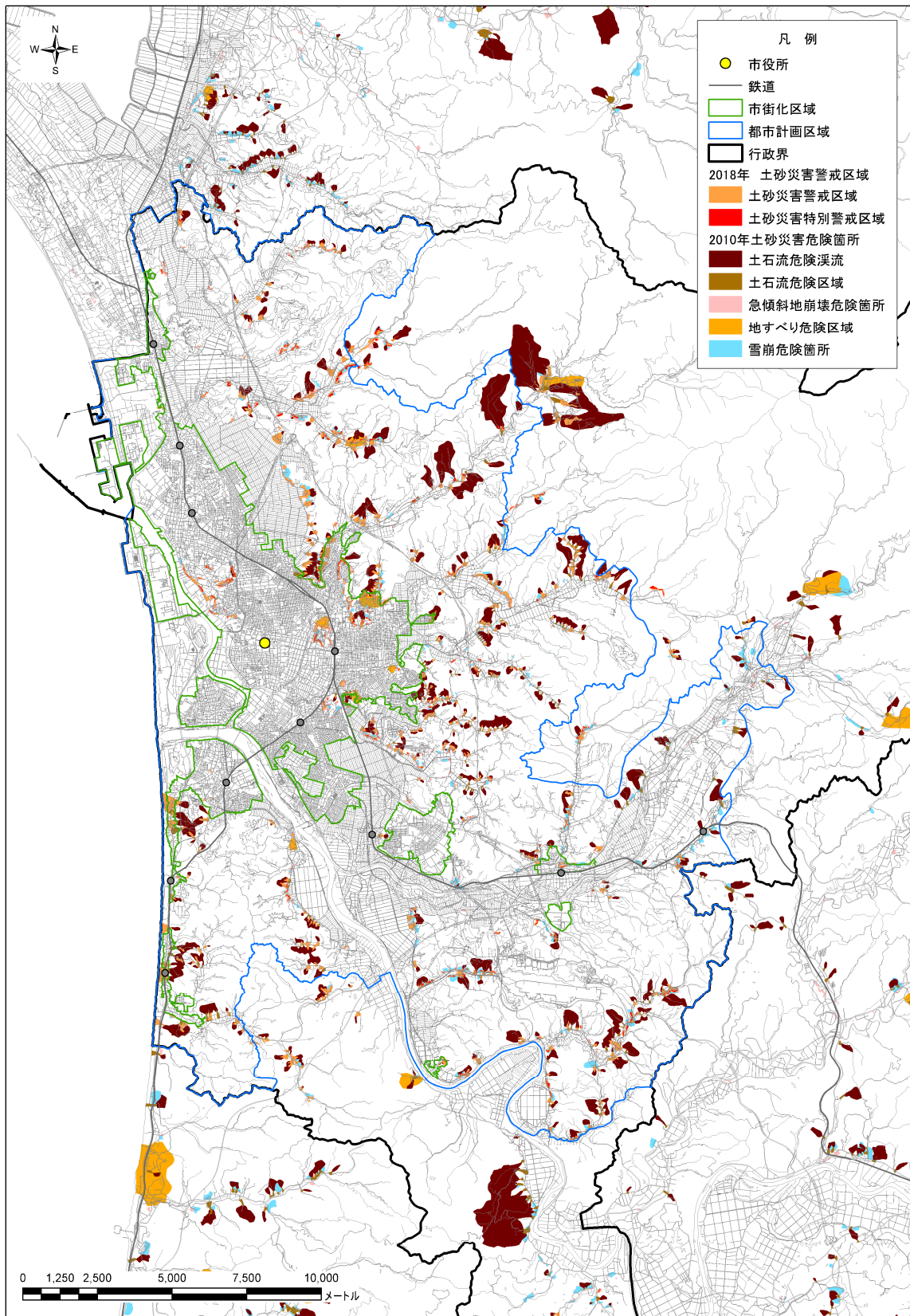


図4-26 土砂災害危険箇所図

資料：土砂災害警戒区域（平成29年8月、国土数値情報ダウンロードサービス）
 土砂災害危険箇所（平成22年度、国土数値情報ダウンロードサービス）

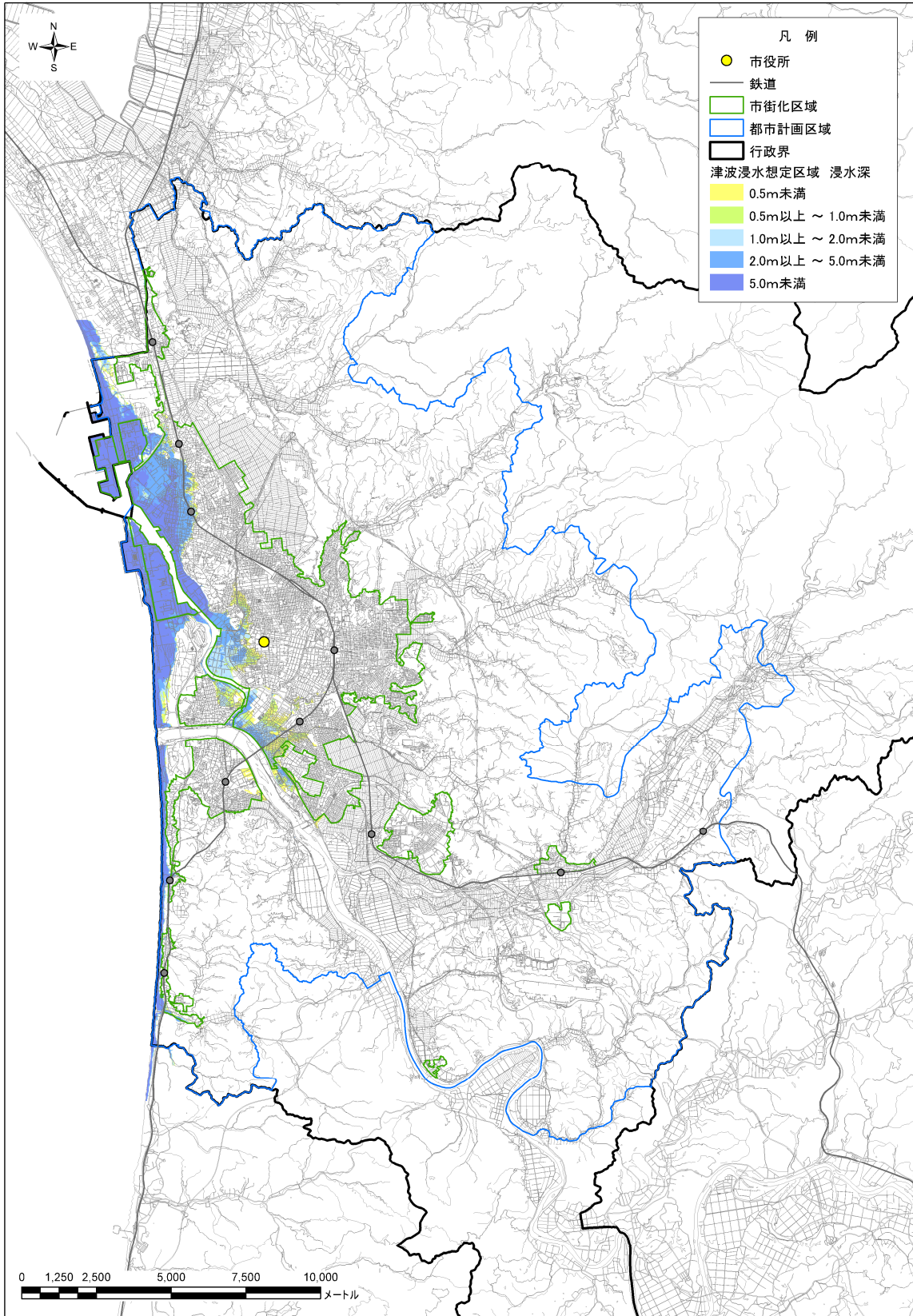


图4-27 津波浸水想定区域

資料：津波浸水想定区域（平成28年3月、秋田県）

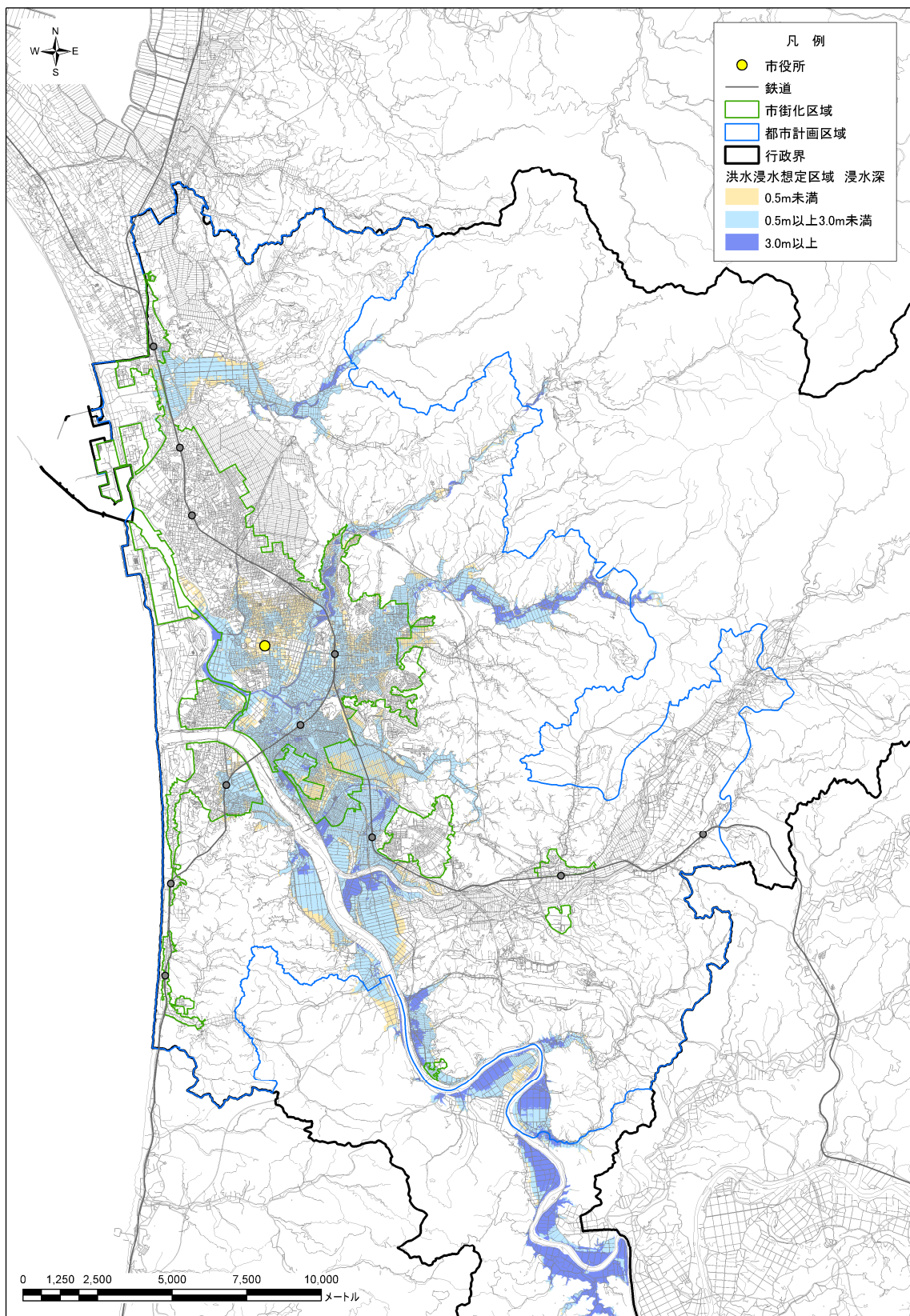


図4-28 雄物川水系による洪水の浸水想定区域図

〈雄物川〉洪水浸水想定区域図（令和2年3月、国土交通省）、
 〈旭川、太平川、新城川〉洪水浸水想定区域図（令和元年8月、秋田県）、
 〈猿田川〉洪水浸水想定区域図（令和2年5月、秋田県）、

※GIS上で各河川の洪水浸水想定区域を重ねてエリアごとに最大の浸水深を抽出・表示

(6) 接道状況

- 普通世帯数（137,450 世帯）のうち、幅員 6 m以上の道路までの距離が 100m 以上の住宅の割合は 15.7%であり、全国平均（28.7%）と比較して低いことから、緊急車両の通行の支障も少なく、災害時の影響も少ないことが想定される。

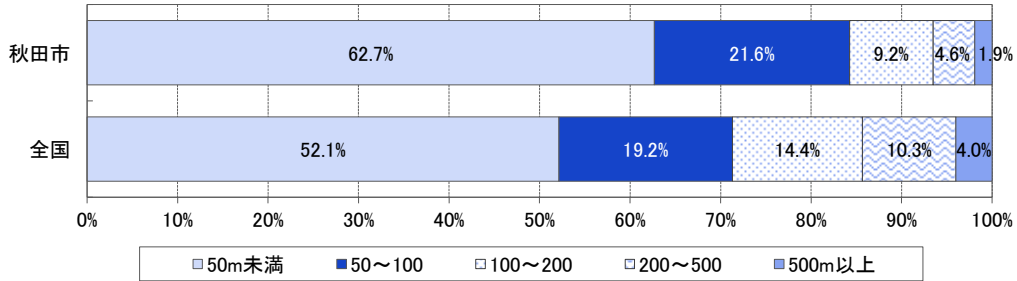


図 4-2 9 最寄りの幅員 6 m以上の道路までの距離別住宅の割合

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

(7) 犯罪

- 県内の住宅で発生した侵入窃盗の年間件数は減少しているが、「一戸建て」より「共同住宅等」で多く発生している。
- 侵入手段は「無施錠」が最も多くなっている。

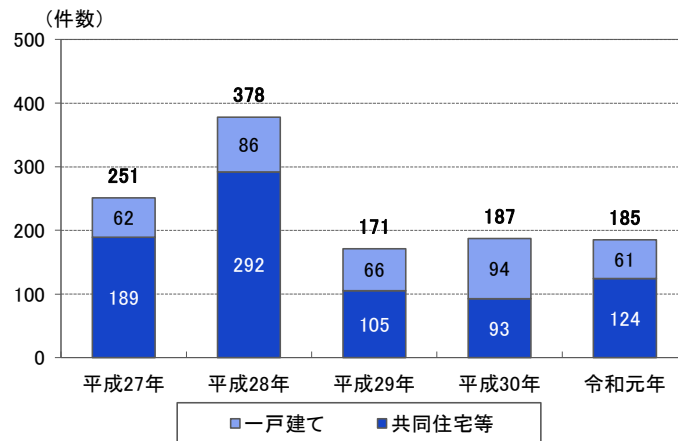


図 4-3 0 県内の住宅で発生した侵入窃盗件数

資料：秋田県警察（平成 27 年～令和元年）
※各年の値は年間合計

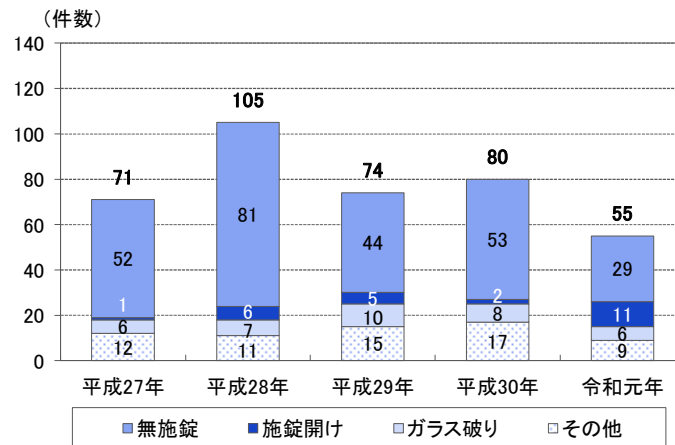


図 4-3 1 県内の住宅で発生した侵入窃盗手段別犯罪件数

資料：秋田県警察（平成 27 年～令和元年）
※各年の値は年間合計

3. 住宅ストックの状況

(1) 住宅ストック

① 住宅総数

- 住宅総数は増加傾向にあるものの、平成30年では平成25年から約1,500戸減少し157,650戸となっており、普通世帯数の137,450世帯を上回っている。
- また、新設住宅着工戸数は1,600~2,000戸を推移しており、利用内訳は持ち家が最も多く、次いで賃貸、分譲となっている。
- 住宅総数(157,650戸)のうち、空き家戸数は20,840戸(13.2%)を占めている。また、空き家戸数は近年で増加傾向にあり、平成25年から0.3ポイント増加しており、依然として高い空き家率であるが、平成30年は全国と秋田県の空き家率13.6%よりも低い傾向にある。

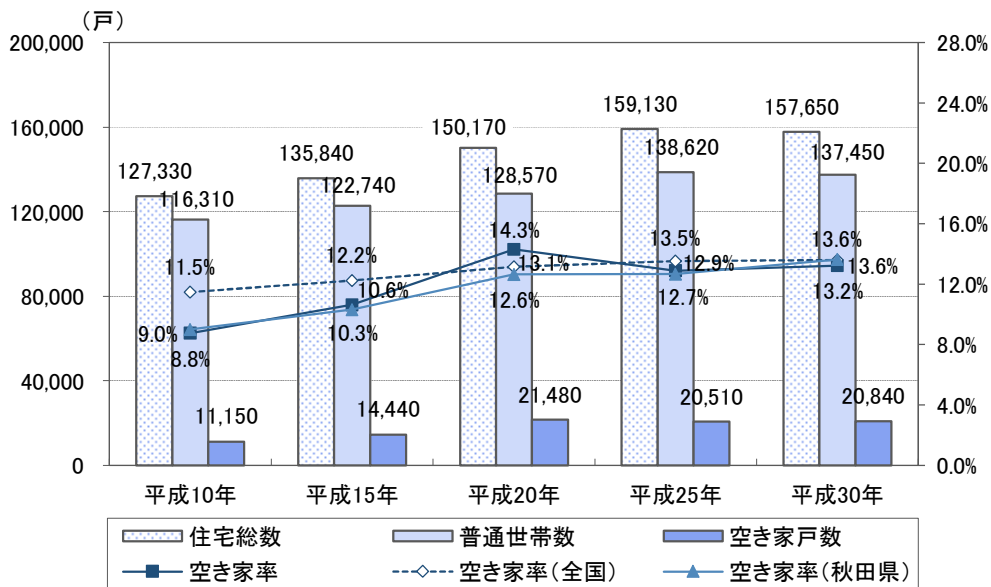


図4-3-2 住宅総数および空き家戸数

資料：住宅・土地統計調査（平成10年～平成30年）

※図中、空き家戸数は内数

※図中、住宅総数は共同住宅の空き部屋等を含む

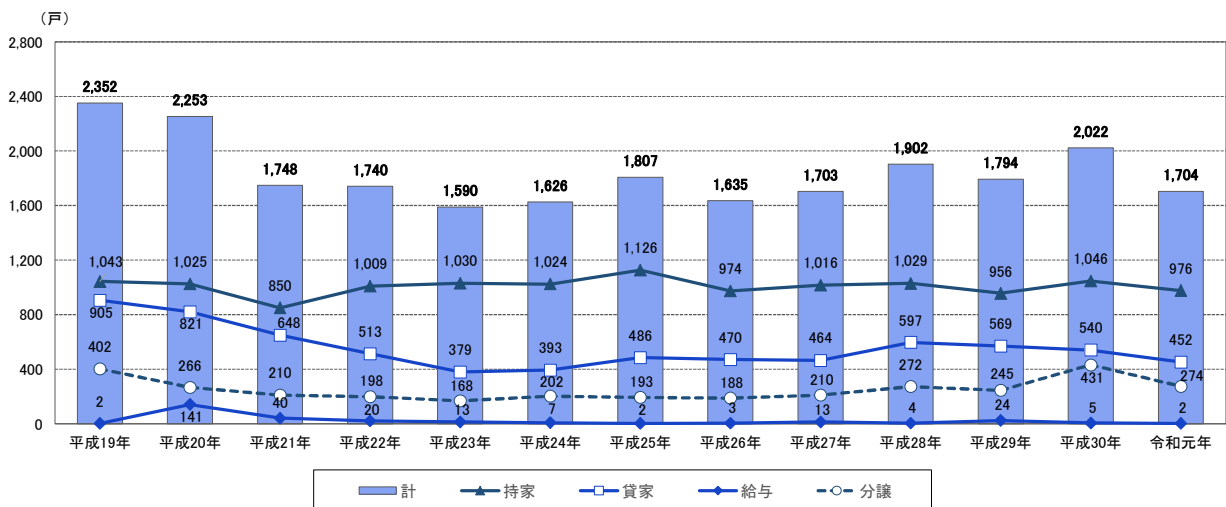


図4-3-3 利用別新設住宅着工戸数

資料：秋田県建築着工統計調査結果（平成19年～令和元年）

- 空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」の空き家が最も多く、51.8%である。また、賃貸用、売却用にも該当しない「その他の住宅」が44.5%ある。
- 空き家のうち、人が住んでいない「その他の住宅」で「腐朽・破損なし」は、「一戸建」の59.0%（4,040戸）、「長屋・共同住宅・その他」の71.1%（1,720戸）を占めており、利活用が可能な空き家が多くなっている。
- 一方、中古住宅として購入した持ち家住宅の割合は11.1%と、全国平均より低くなっている。

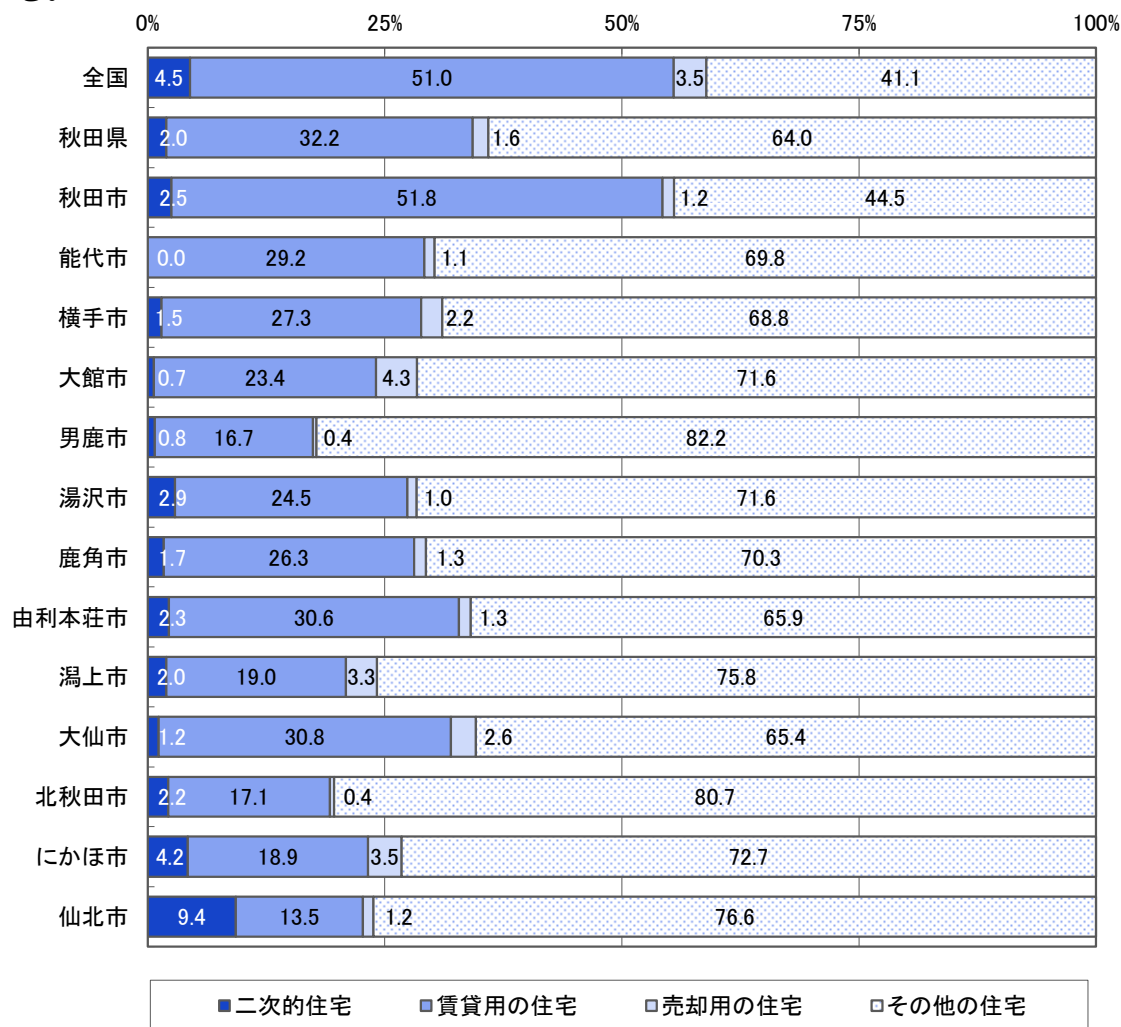


図4-34 空き家の種類別構成比

資料：平成30年住宅・土地統計調査

※総数は不詳を含むため、内訳の合計は必ずしも100%にならない場合がある

<空き家の種類>

- 二次的住宅**
週末や休暇時に避暑・避寒・保養等の目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅、普段住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊りする等、たまに寝泊りする人がいる住宅。
- 賃貸用の住宅**
新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅。
- 売却用の住宅**
新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。
- その他の住宅**
人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院等のため居住世帯が長期にわたって不在や、建替等のために取り壊すことになっている住宅等。

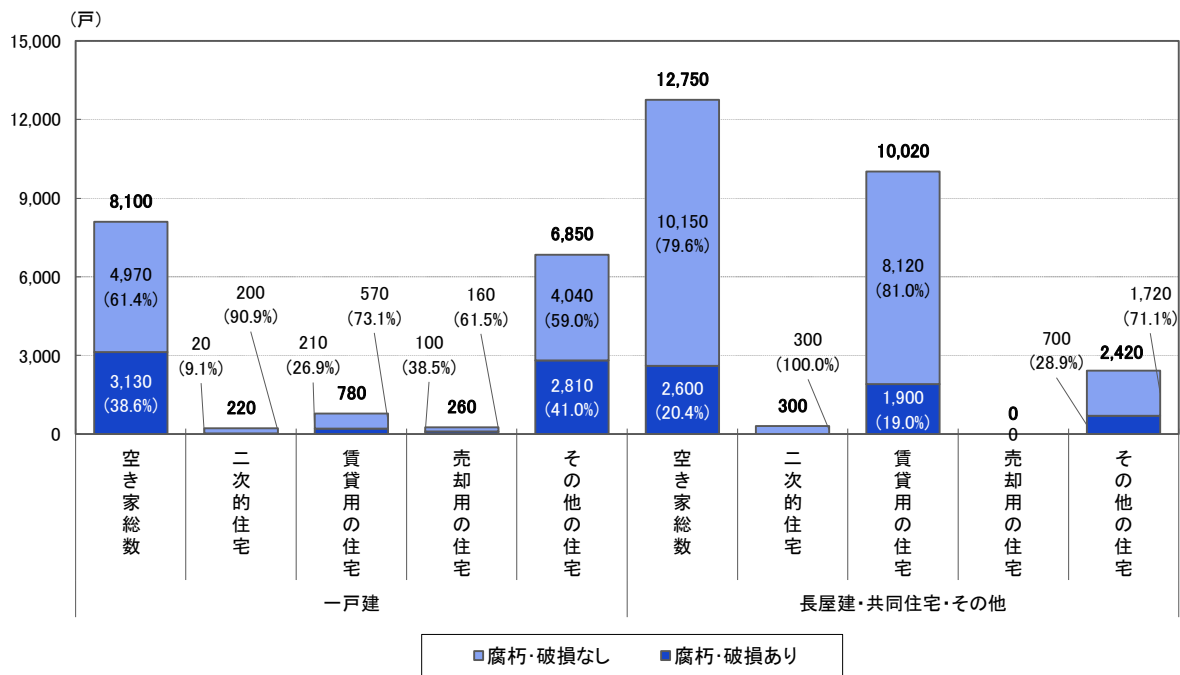


図 4-3 5 秋田市の空き家の内訳

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査
※総数は各内訳の合計

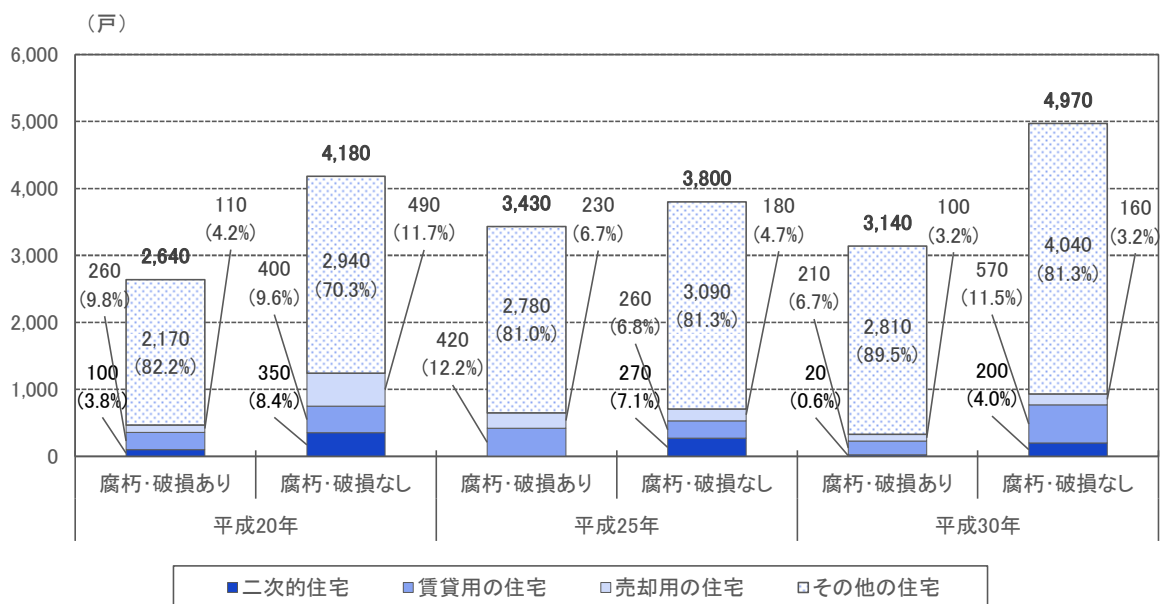


図 4-3 6 空き家（一戸建て住宅）の腐朽・破損状況

資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年～平成 30 年）
※総数は各内訳の合計

② 住宅の所有関係

- 専用住宅のうち、住宅の所有状況は持ち家が最も多く、増加傾向にあり、平成 30 年では 87,970 戸 (65.7%) を占めている。
- 借家においては民間借家が多いものの、平成 25 年の 36,990 戸 (27.4%) から 5 年間で約 380 戸減少し、平成 30 年は 36,610 戸 (27.4%) となっている。また、平成 30 年の住宅総数 (133,820 戸) に占める公営の借家の割合は 4,280 戸 (3.2%) で、持ち家を除く全ての借家 (44,170 戸) に対する公営の借家の割合は 9.7% である。

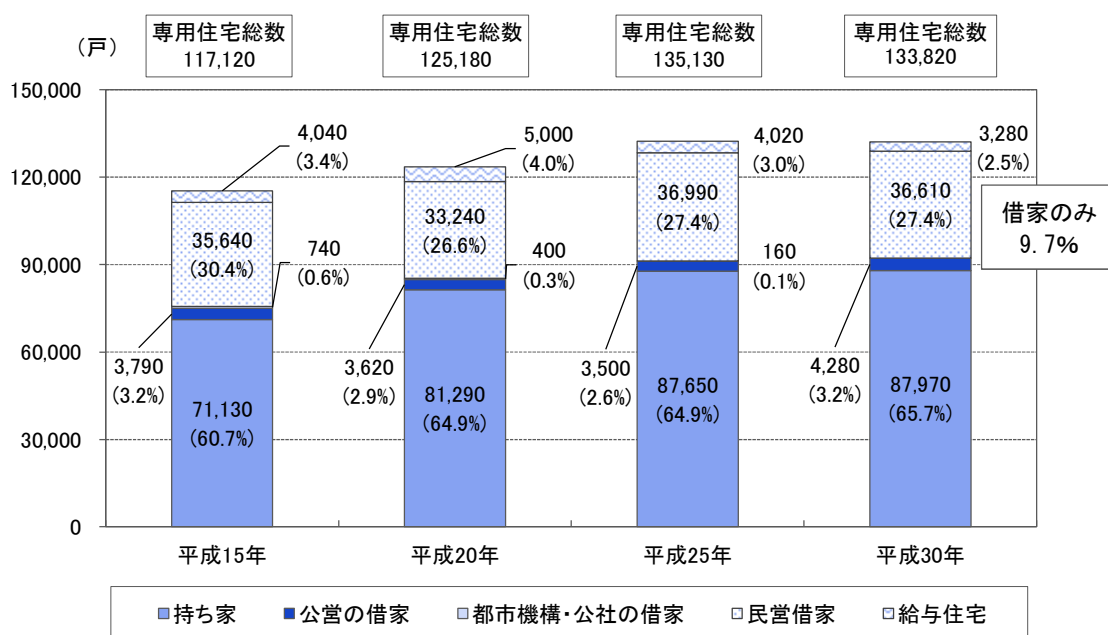


図 4-37 所有関係別専用住宅数

資料：住宅・土地統計調査（平成 15 年～平成 30 年）
 ※総数は不詳を含むため、内訳の合計は必ずしも 100%にならない場合がある

③ 所有関係と家族類型

- 主世帯（136,360 世帯）を所有関係別に家族類型ごとでみると、持ち家では「夫婦と子供から成る世帯」が 24,600 世帯（27.6%）と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」が 23,800 世帯（26.7%）、「単独世帯」が 22,550 世帯（25.3%）の順となっていますが、いずれも同程度の割合となっています。公営・都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅ではいずれも「単独世帯」が最も多く、間借りでは「夫婦と子供から成る世帯」が最も多くなっている。
- 家族類型別に所有関係ごとでみると、単独世帯では「持ち家」が 22,550 世帯（46.0%）、「民営の借家」が 23,230 世帯（47.4%）と、同程度となっており、それ以外の世帯は「持ち家」が最も多くなっている。

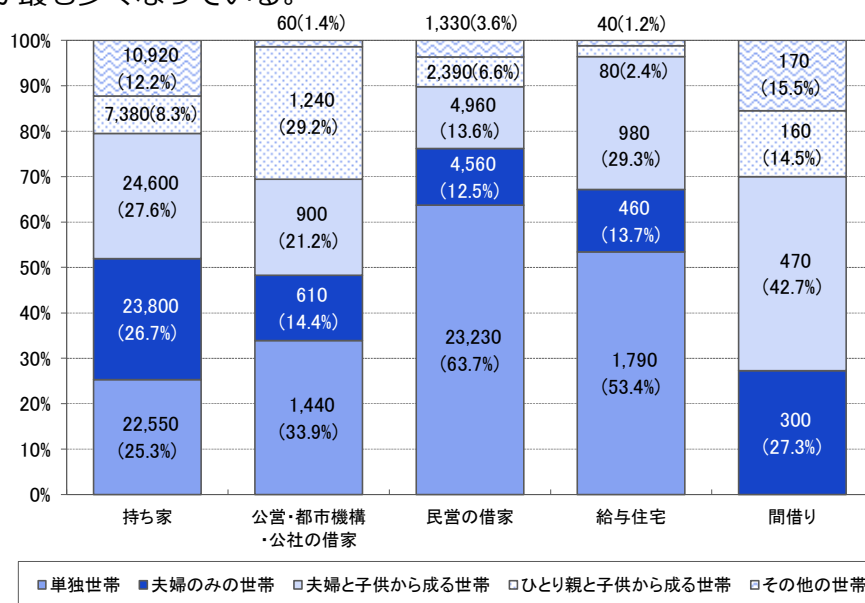


図 4-38 所有関係別家族類型別世帯数

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査
※割合は各内訳の合計に対する値

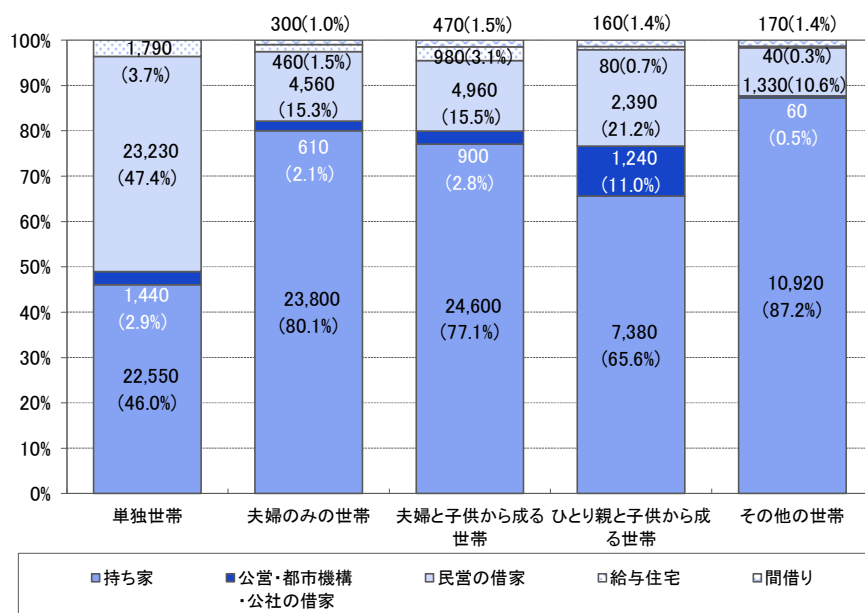


図 4-39 家族類型別所有関係別世帯数

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査
※割合は各内訳の合計に対する値

(2) 居住の質

① 構造と建築時期

- 主世帯（136,360戸）のうち、昭和56年の新耐震基準施行前に建設された住宅の占める割合は、20.2%（27,600戸）である。
- 新耐震基準施行前に建設された住宅で木造または防火木造^{※2}は18.6%（25,310戸）、非木造は1.7%（2,290戸）である。

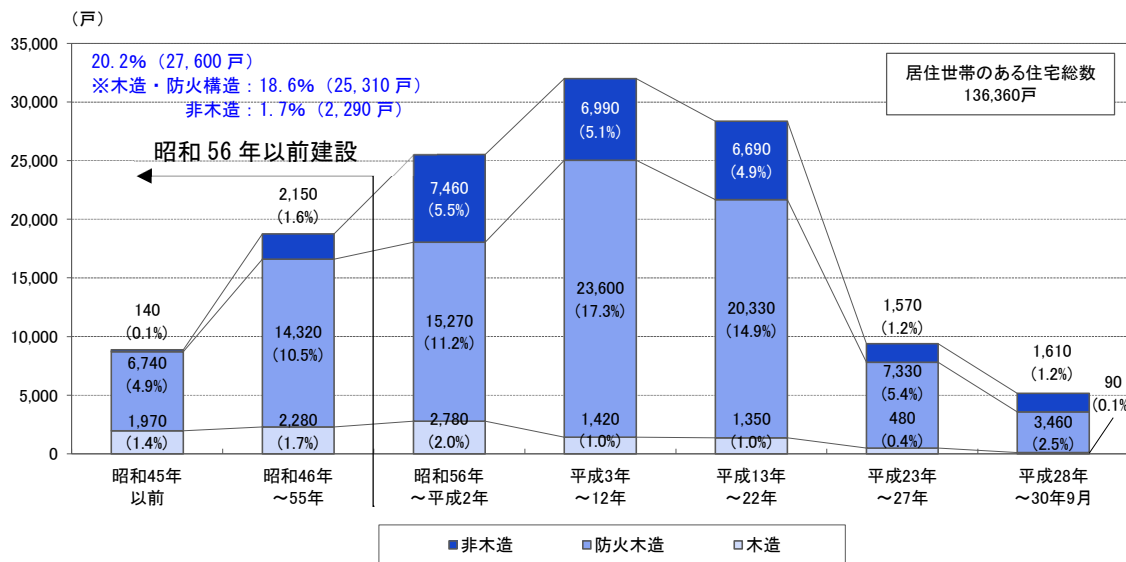


図4-40 構造別建築時期別専用住宅数

資料：平成30年住宅・土地統計調査

② 耐震化の現状

- 戸建て住宅や共同住宅などの耐震化率は平成30年度末で約86.2%となっており、耐震改修等により安全性を確保することが必要である。

表4-11 耐震化の現状(平成30年度末)

	種類	現状耐震化率	耐震化が必要な住宅(建物)棟数
住宅	戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅等	約86.2%	18,800戸

資料：秋田市建築指導課

③ 居住水準

- 主世帯（136,360 世帯）のうち、国でその解消を目標としている最低居住面積水準未満世帯の占める割合は 4.0%（5,440 世帯）、誘導居住面積水準以上世帯の占める割合は 66.9%（91,200 世帯）となっている。
- 住宅の所有関係別では、持ち家に住む主世帯（90,240 世帯）のうち、最低居住面積水準未満の世帯は約 0.5%（430 世帯）と、ほぼ解消されているのに対し、民間借家（36,760 世帯）では 11.5%（4,210 世帯）と差がある。
- また、誘導居住面積水準以上の世帯についても、持ち家が 84.7%（76,470 世帯）を占めているのに対し、借家は 33.2%（14,730 世帯）にとどまっている。
- 家族世帯類型別に、各類型の主世帯全体に占める最低居住面積水準未満世帯数をみると、65 歳未満の単身世帯が当該主世帯全体（28,070 世帯）の 10.5%（2,960 世帯）を占めており、各類型で最も高くなっている。
- また、誘導居住面積水準以上の世帯数をみると、18 歳未満の者がいる子育て世帯は当該主世帯全体（17,510 世帯）の 49.5%（8,670 世帯）にとどまっており、各類型で最も低くなっている。

表 4-1 2 所有関係別居住面積水準の状況

（単位：世帯）

	主世帯	最低居住面積水準				誘導居住面積水準			
		水準未満		水準以上		水準未満		水準以上	
主世帯	136,360	5,440	4.0%	129,190	94.7%	43,430	31.8%	91,200	66.9%
持ち家	90,240	430	0.5%	89,810	99.5%	13,770	15.3%	76,470	84.7%
借家	44,390	5,010	11.3%	39,370	88.7%	29,660	66.8%	14,730	33.2%
公営の借家	4,280	420	9.8%	3,860	90.2%	2,390	55.8%	1,890	44.2%
都市再生機構・ 公社の借家	0	0	-	0	-	0	-	0	-
民間借家	36,760	4,210	11.5%	32,550	88.5%	25,440	69.2%	11,320	30.8%
給与住宅	3,350	390	11.6%	2,960	88.4%	1,830	54.6%	1,520	45.4%

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

表 4-1 3 家族類型別居住面積水準の状況

（単位：世帯）

	主世帯	最低居住面積水準未満				誘導居住面積水準以上			
		水準未満		水準以上		水準未満		水準以上	
65 歳未満の単身	28,070	2,960	10.5%	25,110	89.5%	14,010	49.9%	14,060	50.1%
65 歳以上の単身	18,610	360	1.9%	18,250	98.1%	2,400	12.9%	16,220	87.2%
夫婦のみ	29,460	300	1.0%	29,140	98.9%	5,060	17.2%	24,370	82.7%
子育て世帯(6 歳未満の者)	4,210	270	6.4%	3,920	93.1%	1,870	44.4%	2,310	54.9%
子育て世帯(6~17 歳未満の者)	11,870	580	4.9%	11,290	95.1%	6,270	52.8%	5,600	47.2%
子育て世帯(18~24 歳未満の者)	4,270	190	4.4%	4,090	95.8%	1,840	43.1%	2,440	57.1%
子育て世帯(25 歳以上)	16,220	150	0.9%	16,080	99.1%	4,450	27.4%	11,780	72.6%
夫婦と 18 歳未満及び 65 歳以上	1,430	0	0	1,430	100.0%	670	46.9%	760	53.1%
その他	17,280	340	2.0%	16,580	95.9%	5,760	33.3%	11,160	64.6%

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

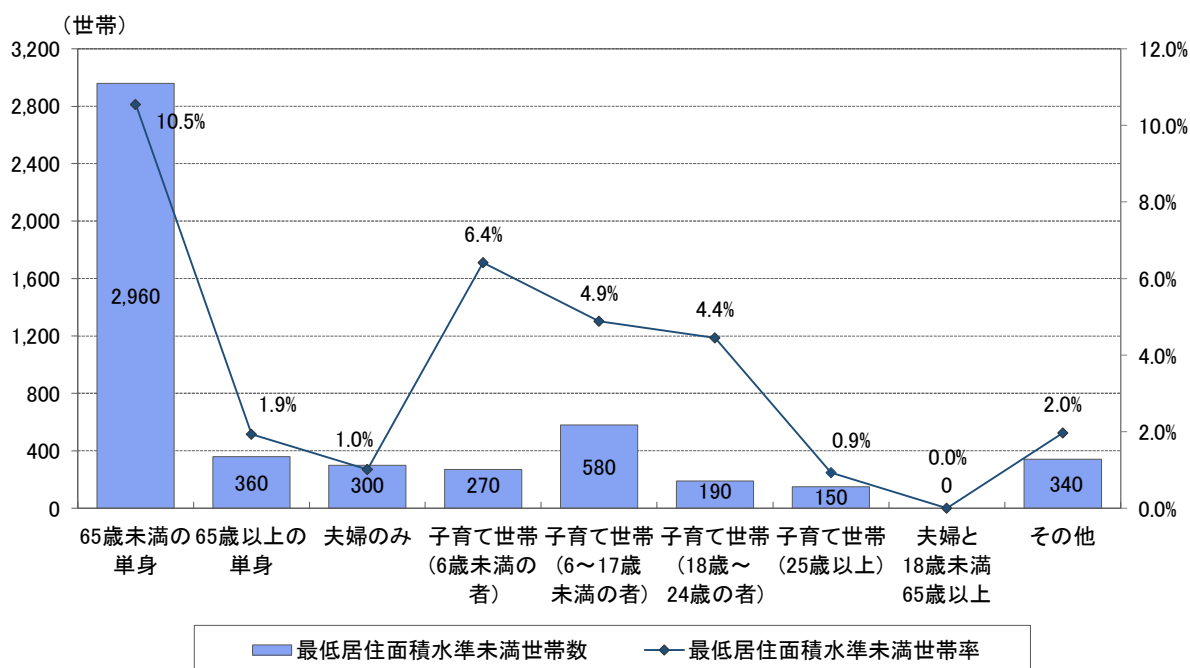


図 4-4 1 家族類型別最低居住面積水準未満世帯数の状況

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査
 ※割合は各類型の主世帯数に対する値

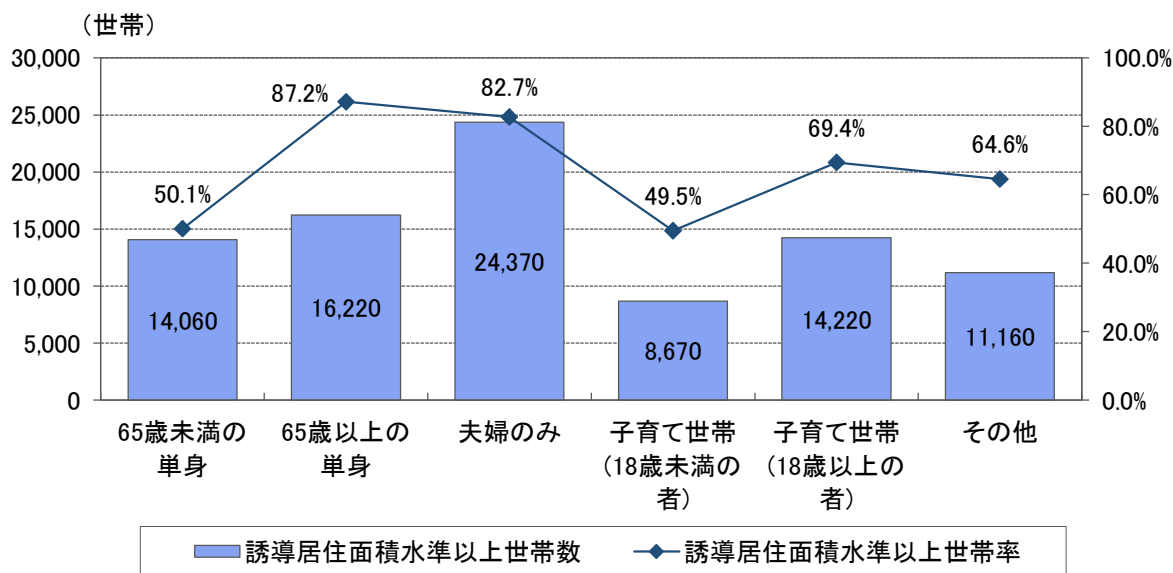


図 4-4 2 家族類型別誘導居住面積水準以上世帯数の状況

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査
 ※割合は各類型の主世帯数に対する値

④ ユニバーサルデザイン化の状況

- 主世帯（136,360世帯）のうち、ユニバーサルデザイン化された住宅は7.4%（10,070世帯）であり、一戸建においても、当該主世帯全体（87,860世帯）の7.0%（6,130世帯）と低い状況である。

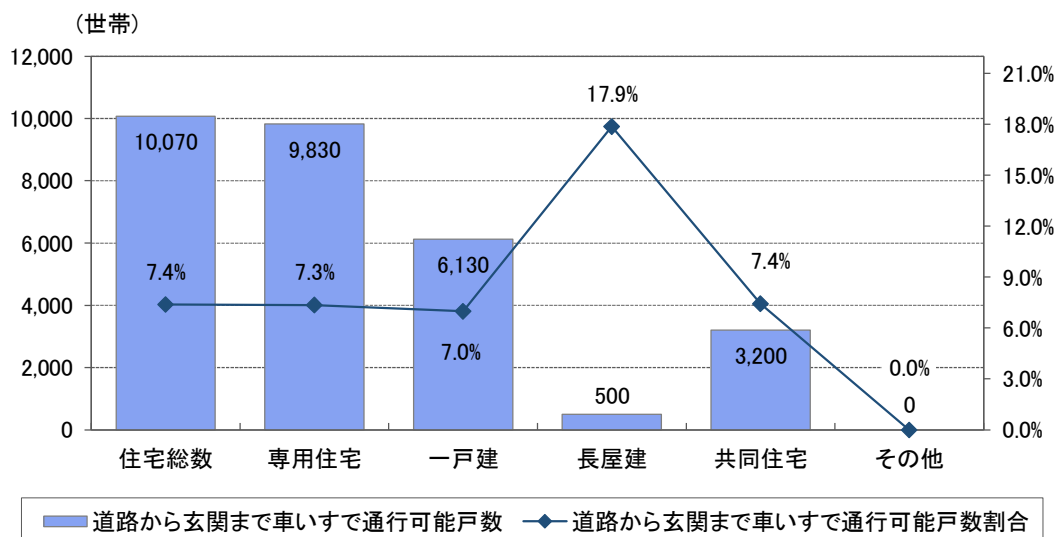


図4-43 ユニバーサルデザイン化(道路から玄関まで車いすで通行可能)の状況

資料：平成30年住宅・土地統計調査

⑤ リフォーム実施状況

- 持ち家に住む主世帯（90,240世帯）のうち平成26年から平成30年の間にリフォームを実施した世帯は25,670戸、年間リフォーム実施率は5.7%となっており、過年度と比較して減少傾向にある。
- リフォーム実施率は近年減少傾向にある一方、建築年次の新しい住宅でのリフォーム等が進んでいる。

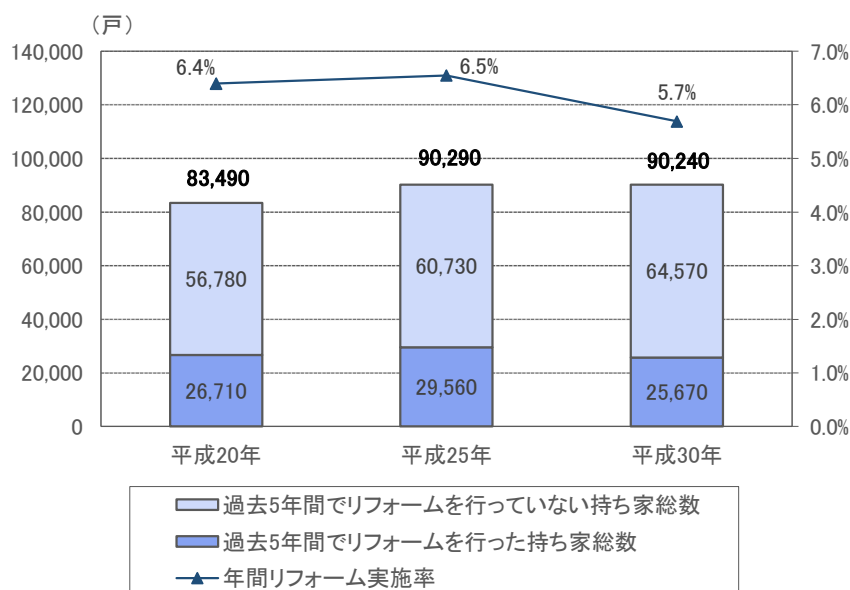


図4-44 持ち家世帯のリフォーム実施状況

資料：平成30年住宅・土地統計調査

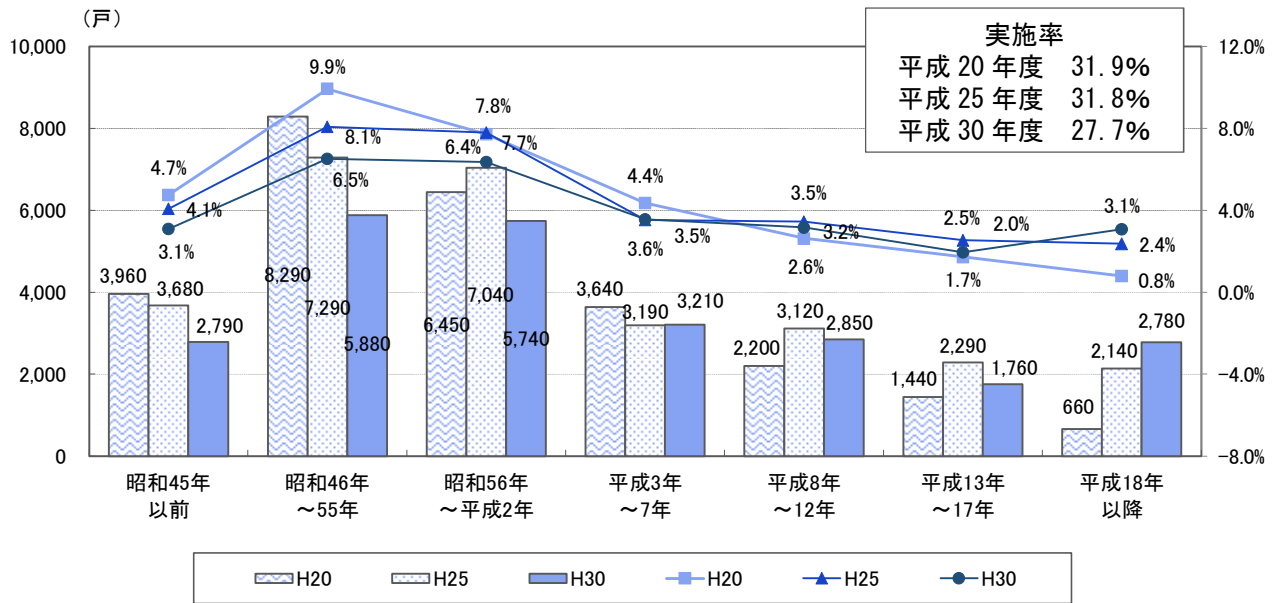


図4-4-5 建設年代別のリフォーム実施世帯数と実施割合

資料：住宅・土地統計調査（平成20年～平成30年）

⑥ 省エネルギー設備設置状況

- ・主世帯（136,360世帯）のうち、「二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓」が設置された住宅の割合は69.5%（94,790世帯）であり、全国値に比べて高くなっている。
- ・一方、太陽熱および太陽光を利用した設備はほとんど整備されておらず、全国と比較しても低い割合である。

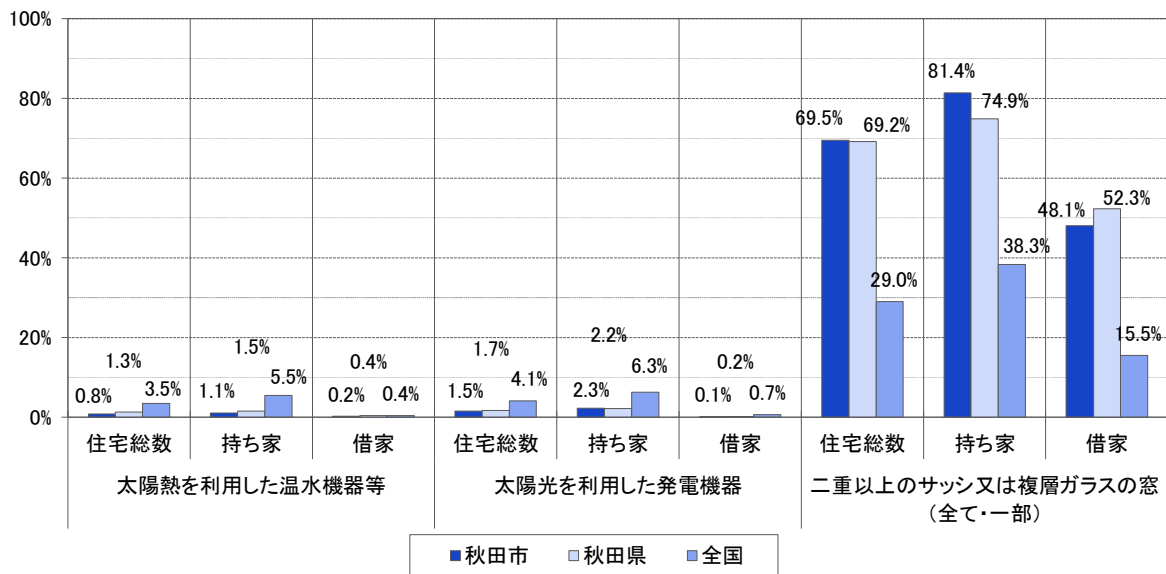


図4-4-6 省エネルギー設備設置状況

資料：平成30年住宅・土地統計調査

(3)分譲マンション

① 建設状況

- ・ 7階以上の分譲マンションは、昭和48年～令和元年に122棟・6,712戸が建設されている。そのうち、30年経過するマンションが19棟・911戸あり、総戸数の13.6%となっている。

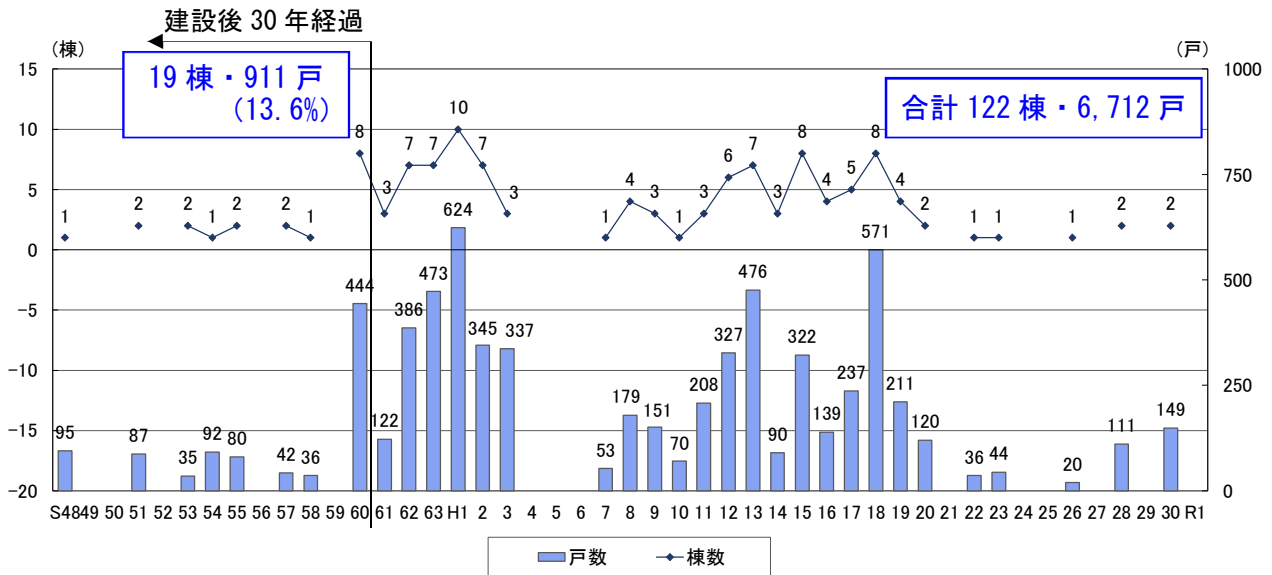


図4-47 建設年別分譲マンション(7階建て以上)棟数・戸数

資料：秋田市建築指導課（昭和48年～令和元年）
 ※各年度の値は年間合計

(4) 高齢者の住まい

① 住宅の所有関係

- ・ 高齢者の住まいについて、住宅の所有関係別にみると、65歳以上の単身主世帯（18,610世帯）のうち、持ち家が81.0%（15,080世帯）と最も多く、次いで民営借家が14.5%（2,700世帯）となっている。
- ・ 65歳以上の夫婦主世帯（16,480世帯）では、特に持ち家が占める割合が高く92.9%（15,310世帯）であり、民営借家は4.2%（690世帯）である。

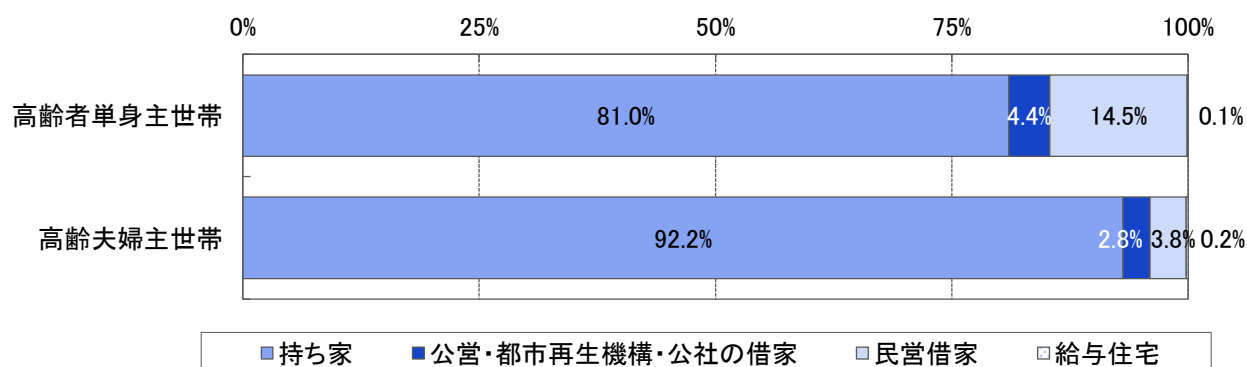


図4-48 所有関係別 高齢単身・夫婦主世帯割合

資料：平成30年住宅・土地統計調査

表4-14 所有関係別 高齢単身・夫婦主世帯割合

(単位：世帯)

	総数	持ち家	公営・都市再生機構・公社の借家	民営借家	給与住宅	住宅以外の建物に居住
高齢者単身主世帯	18,610	15,080	810	2,700	20	0
	100.0%	81.0%	4.4%	14.5%	0.1%	0.0%
高齢夫婦主世帯	16,480	15,310	450	690	30	0
	100.0%	92.9%	2.7%	4.2%	0.2%	0.0%

資料：平成30年住宅・土地統計調査

② バリアフリー化の状況

- 平成 30 年の専用住宅（133,820 戸）のうち、手すり等何らかの高齢者等のための設備のある住宅の占める割合は、持ち家（87,970 戸）で 66.3%（58,340 戸）、借家（44,170 戸）で 24.6%（10,880 戸）である。
- 主世帯（136,360 世帯）のうち、高齢者等のための設備がある住宅（手すりやまたぎやすい高さの浴槽があるなど）は 51.8%（70,630 世帯）であり、一戸建においても全体（87,860 世帯）の 64.2%（56,450 世帯）を占めている。
- 高齢者が居る主世帯（58,730 世帯）のうち、一定のバリアフリー化がなされている住宅の割合は、42.0%（24,640 世帯）である。
- 住宅の建て方別の高齢者等のための設備（バリアフリー化）整備状況は、一戸建てで設備を有する割合が最も多く、64.2%（56,450）である。

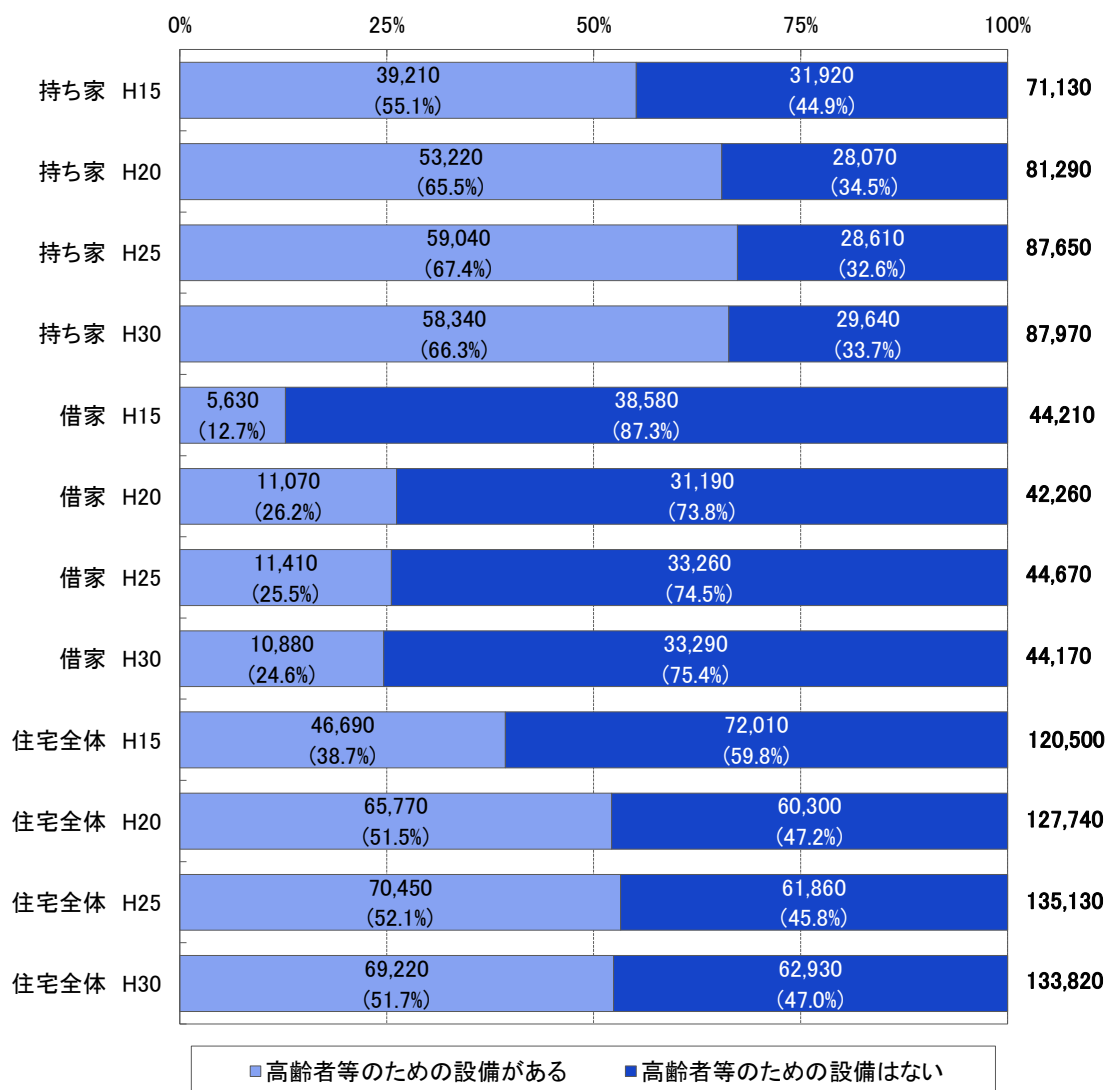


図 4-4 9 高齢者等のための設備の設置状況別専用住宅割合

資料：住宅・土地統計調査（平成 15 年～平成 30 年）

※総数は不詳を含むため、内訳の合計は必ずしも 100%にならない場合がある

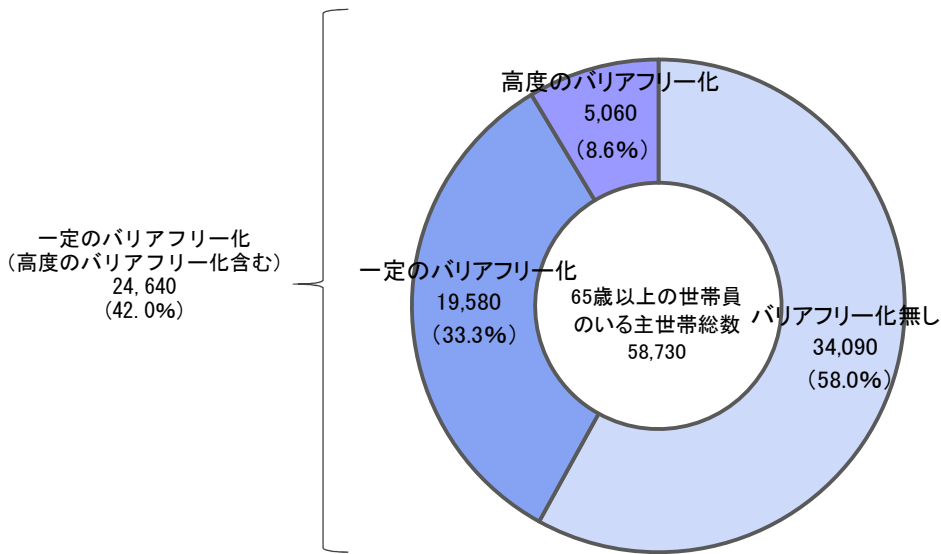


図 4-5 0 高齢者世帯のうち高齢者等の設備(バリアフリー化)の設置住宅の割合

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

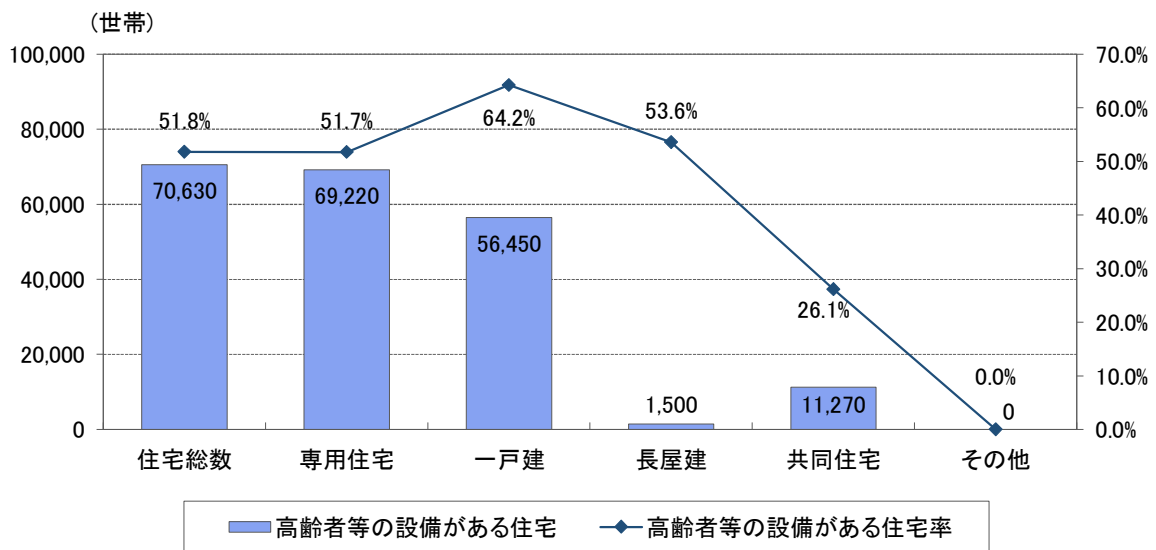


図 4-5 1 住宅の建て方別高齢者等の設備(バリアフリー化)の設置世帯数と割合

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

4. 住宅市場の状況

(1) 地価

- 住宅地の地価は、平成 11 年頃にピークを迎え、平成 17 年以降、大幅に下落し、令和元年には 327 百円/㎡となっている。

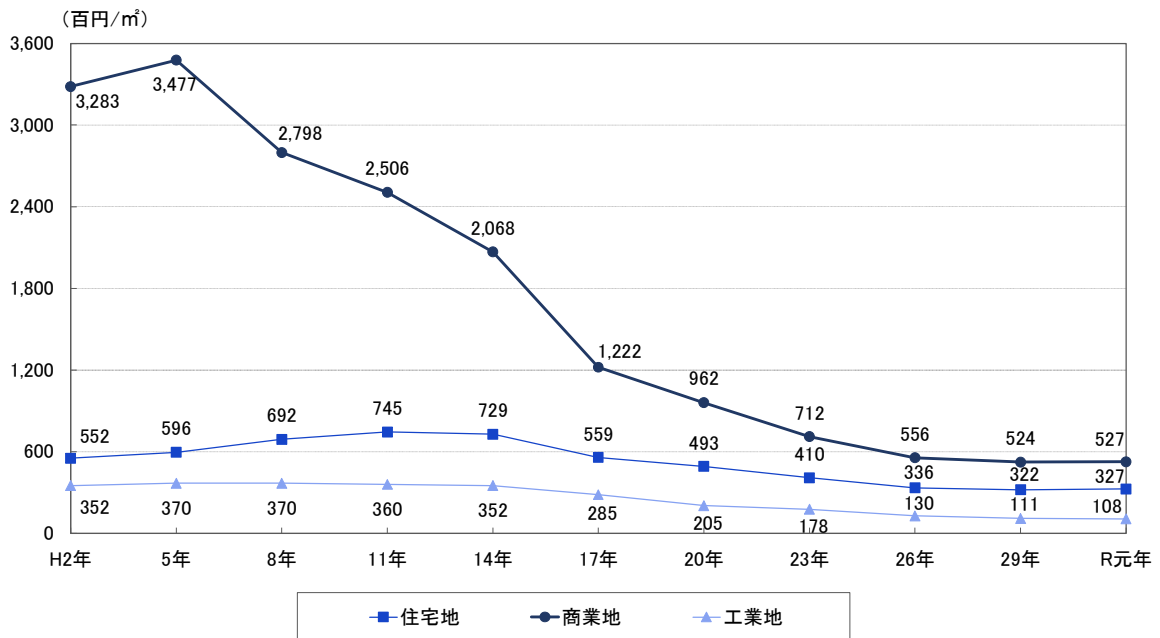


図 4-5 2 地価の推移（基準地の地価の単純平均）

資料：都道府県地価調査 国土交通省（平成 2 年～令和元年）

(2)中古住宅流通状況

- ・ 持ち家住宅(90,240戸)のうち中古住宅として購入した住宅の割合は10,040戸(11.1%)で、全国平均より低いものの、秋田県および県内他市に比べて高くなっており、平成15年以降増加している。

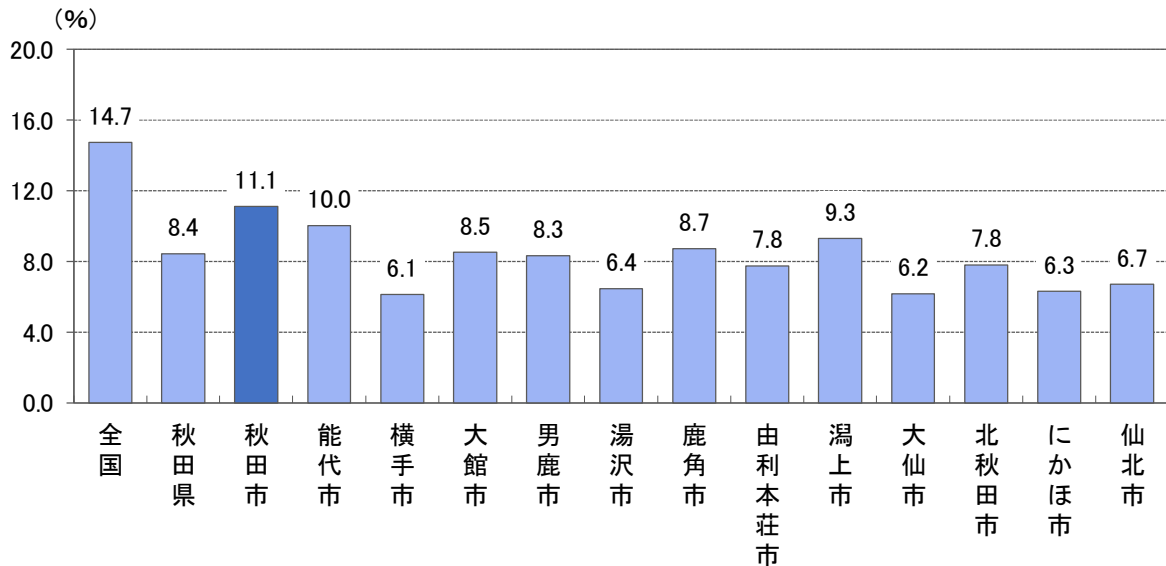


図4-53 中古住宅として購入した持ち家住宅の割合

資料：平成30年住宅・土地統計調査

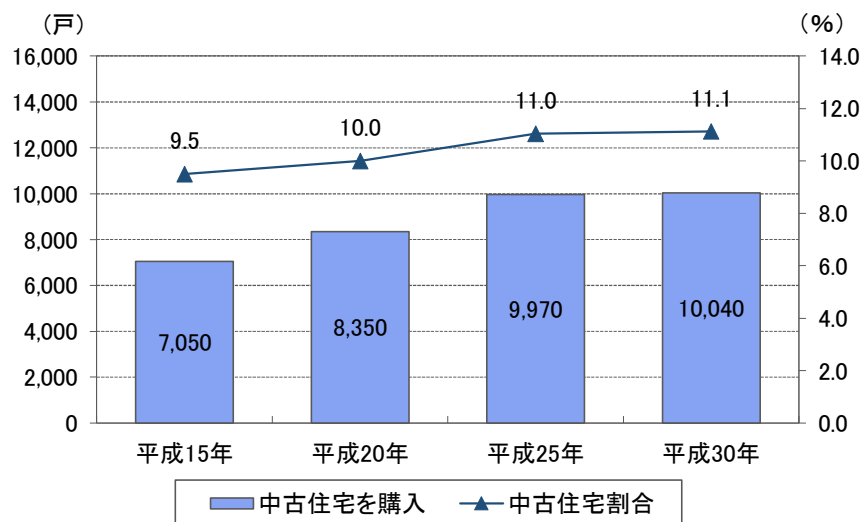


図4-54 中古住宅購入数の推移

資料：住宅・土地統計調査（平成15年～平成30年）

5. 公営住宅等の状況

(1) 公営住宅等のストック状況

- ・市内には市営住宅 2,344 戸、特定公共賃貸住宅（市営）40 戸、県営住宅 1,789 戸、特定公共賃貸住宅（県営）12 戸、改良住宅 108 戸、合計 4,293 戸の公営住宅等がある。
- ・地域別供給バランスは、市営住宅の地域別割合は北部地域、中央地域、南部地域の順に多いものの、総世帯数の内訳は中央地域、北部地域、東部地域の順となっており、県営住宅と合わせても割合に差がみられる。
- ・公営住宅では最低居住水準未達の世帯が依然一定数存在することから、改善が遅れている状況が伺える。

表 4-15 地域別公営住宅等戸数（単位：戸）（令和 2 年 4 月 1 日時点）

	市営住宅	特定公共 賃貸住宅 （市営）	県営住宅	特定公共 賃貸住宅 （県営）	改良住宅	合計
中央地域	505		89		24	618
東部地域	367		616	12		995
西部地域	326		294		42	662
南部地域	451		718			1,169
北部地域	666		72		42	780
河辺地域	10	28				38
雄和地域	19	12				31
合計	2,344	40	1,789	12	108	4,293

資料：秋田市住宅整備課

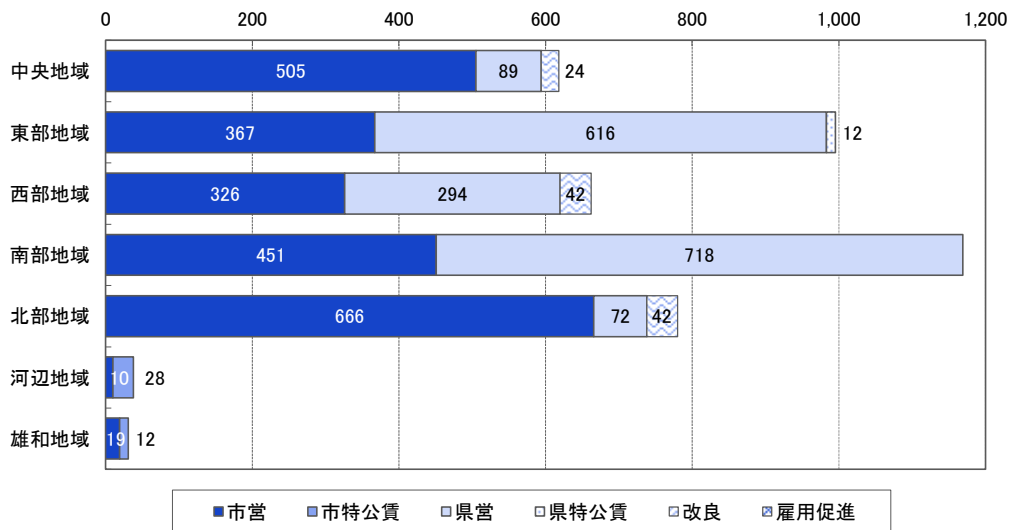


図4-55 地域別公営住宅等戸数（令和2年4月1日時点）

資料：秋田市住宅整備課

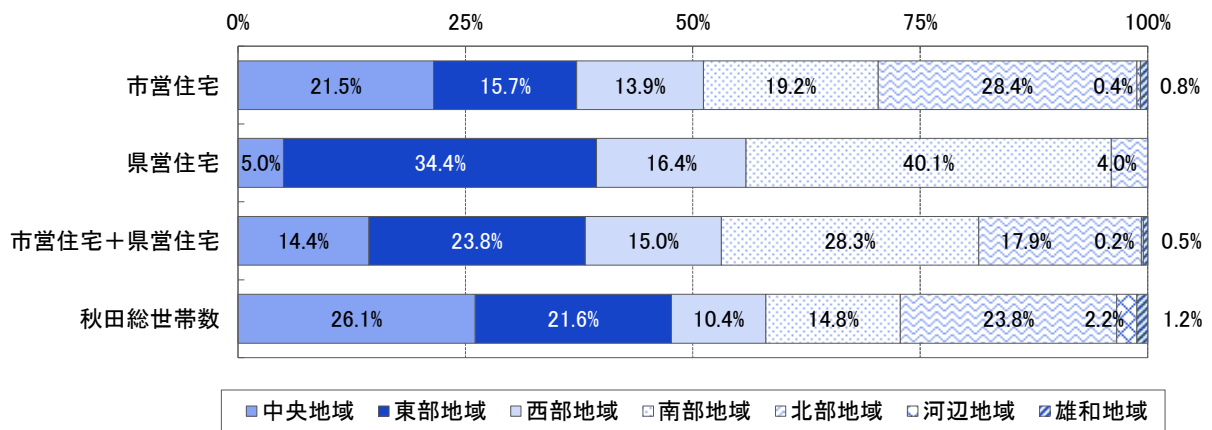


図4-56 市営住宅・県営住宅の地域別戸数割合と秋田市総世帯数地域別割合の比較（令和2年4月1日時点）

資料：秋田市住宅整備課

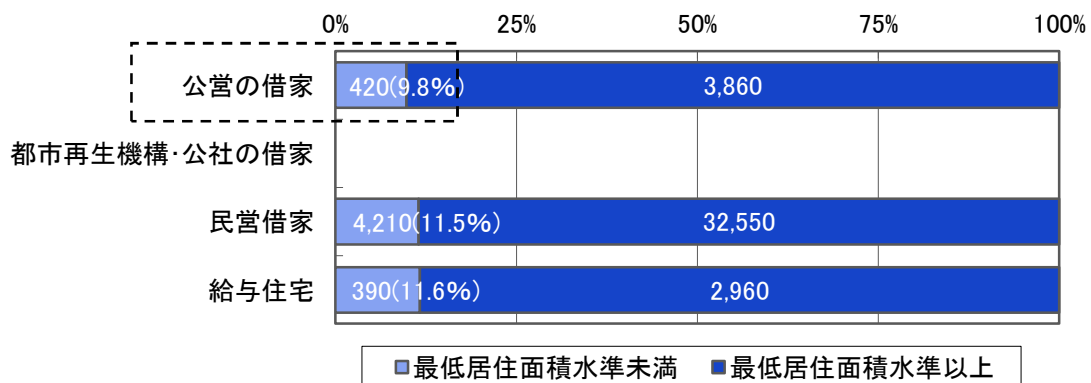


図4-57 最低居住面積水準未満の世帯数

資料：平成30年住宅・土地統計調査

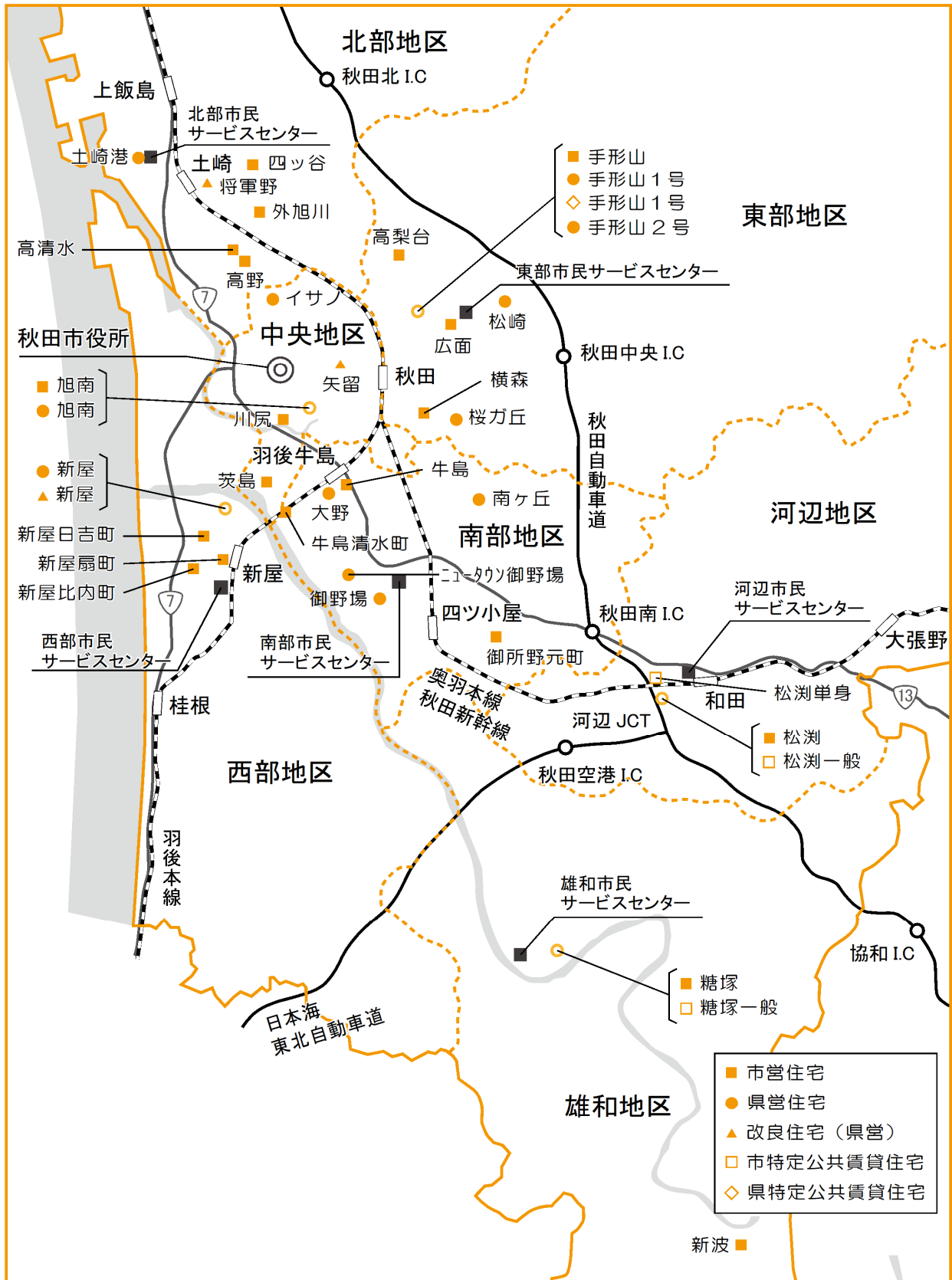


図 4-58 公営住宅の配置状況（令和 2 年 4 月 1 日時点）

資料：秋田市住宅整備課

(2)市営住宅ストックの状況

- ・市営住宅は全ての団地・住棟で耐震性が確保（新耐震または耐震性有）されている。
- ・平成28年から平成30年の建替事業（高梨台住宅）により、昭和30年代以前の住宅は一掃されたものの、耐用年限を超える住宅や間近となっている住宅が残存している。

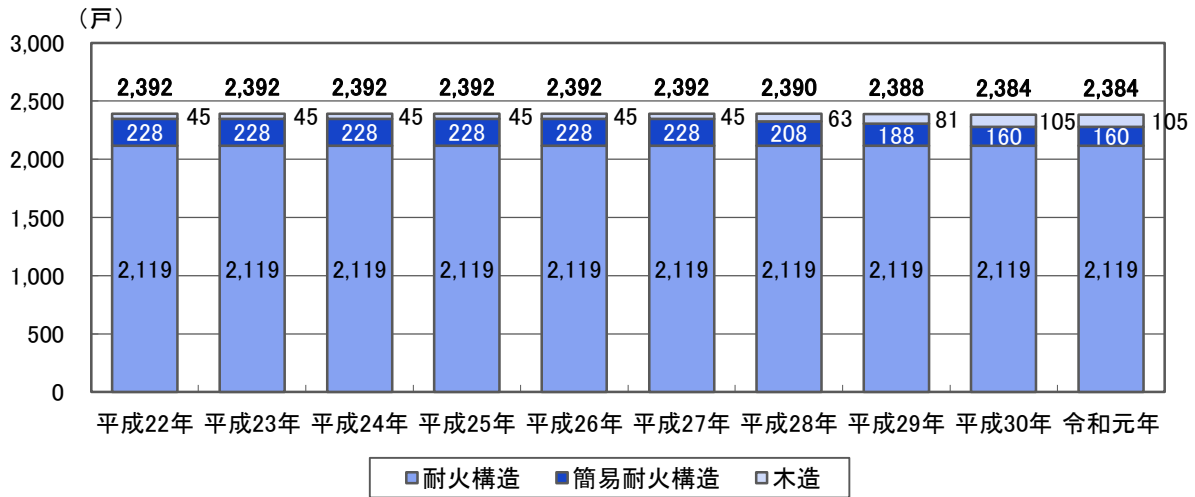


図4-59 構造別市営住宅数推移（各年4月1日時点）

資料：秋田市住宅整備課

※耐火構造：公営住宅法施行令第1条により建築基準法第2条5号もしくは9号に定める規定のもの。
 簡易耐火構造：公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第209号）による改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条2号に定める構造。改正後は「準耐火構造」に改められた。
 （構造区分は公営住宅施行令による）

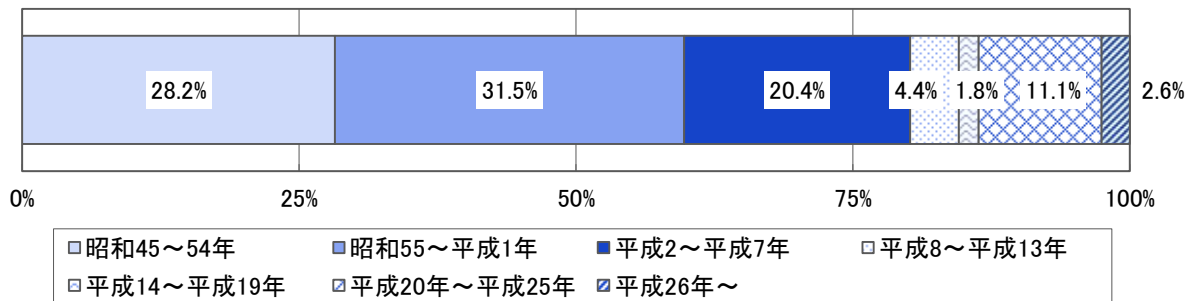


図4-60 建設時期別の市営住宅管理戸数割合（各年4月1日時点）

資料：秋田市住宅整備課

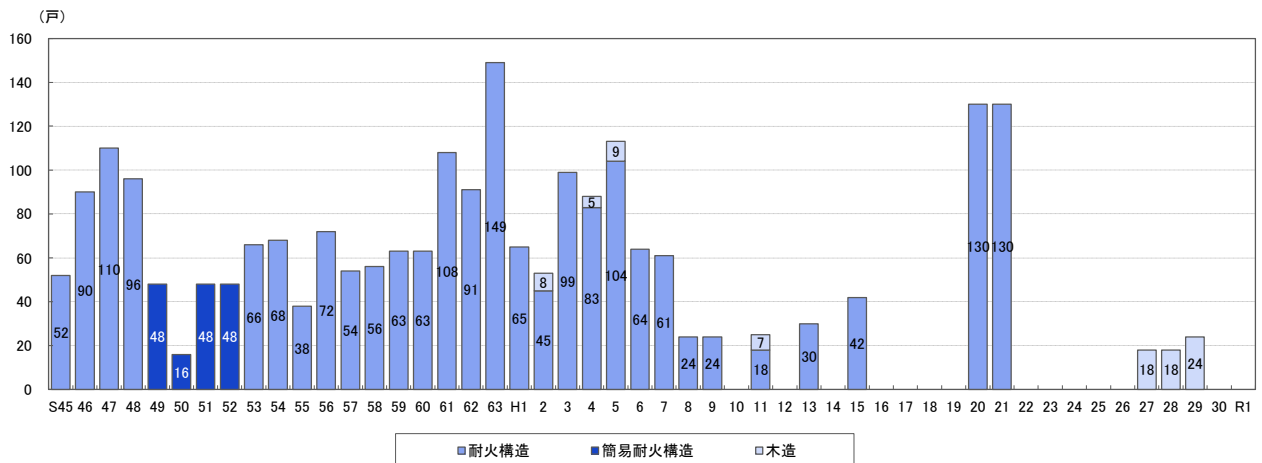


図4-61 構造別の管理開始年度別管理戸数（令和2年4月1日時点）

資料：秋田市住宅整備課

※各年度の値は年間合計

- ・市営住宅の応募倍率は年間平均 0.3 倍前後で、地域別に差がある。
- ・入居率は全ての市営住宅において 80%以上、全体平均で 91.0%となっており、一定の需要が想定されるが、他地域と比べて北部地域の入居率が低くなっている。

表 4-16 募集と応募の状況

	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率	募集戸数	応募者数	倍率
中央地域	17	27	1.6	43	41	1.0	20	49	2.5
東部地域	73	41	0.6	83	74	0.9	20	20	1.0
西部地域	20	29	1.5	32	42	1.3	55	22	0.4
南部地域	82	41	0.5	117	18	0.2	105	26	0.2
北部地域	241	24	0.1	259	23	0.1	222	24	0.1
河辺・雄和地域	8	5	0.6	5	1	0.2	6	3	0.5
市全体	441	167	0.4	539	199	0.4	428	144	0.3

資料：秋田市住宅整備課（平成 29 年度～令和元年度）

※各年度の値は年間合計

表 4-17 団地別入居世帯数と世帯人員（令和 2 年 4 月 1 日時点）

住宅名	世帯数	世帯人員	1世帯あたりの人員	管理戸数	入居率(%)
川尻	179	384	2.15	189	94.7%
牛島	273	579	2.12	299	91.3%
牛島清水町	86	194	2.26	90	95.6%
高梨台	58	128	2.21	60	96.7%
四ツ谷	291	630	2.16	354	82.2%
旭南	278	445	1.60	292	95.2%
横森	105	171	1.63	111	94.6%
手形山	134	193	1.44	160	83.8%
高野	29	64	2.21	36	80.6%
新屋扇町	14	26	1.86	15	93.3%
高清水	79	172	2.18	88	89.8%
広面	36	74	2.06	36	100.0%
外旭川	167	363	2.17	188	88.8%
茨島	23	38	1.65	24	95.8%
新屋日吉町	45	96	2.13	51	88.2%
御所野元町	61	146	2.39	62	98.4%
松淵	9	28	3.11	10	90.0%
糠塚	10	33	3.30	12	83.3%
新波	7	26	3.71	7	100.0%
新屋比内町	249	619	2.49	260	95.8%
総計	2133	4409	2.07	2344	91.0%

資料：秋田市住宅整備課

6. 市民意向

(1) 秋田市に住んでいて感じていること

- 秋田市に住んでいてどのように感じているかの項目の中で、「まちなみなどの景観」について「よい」「どちらかといえばよい」を選んだ市民の割合は、22.3%となっており、平成20年度から増加している。

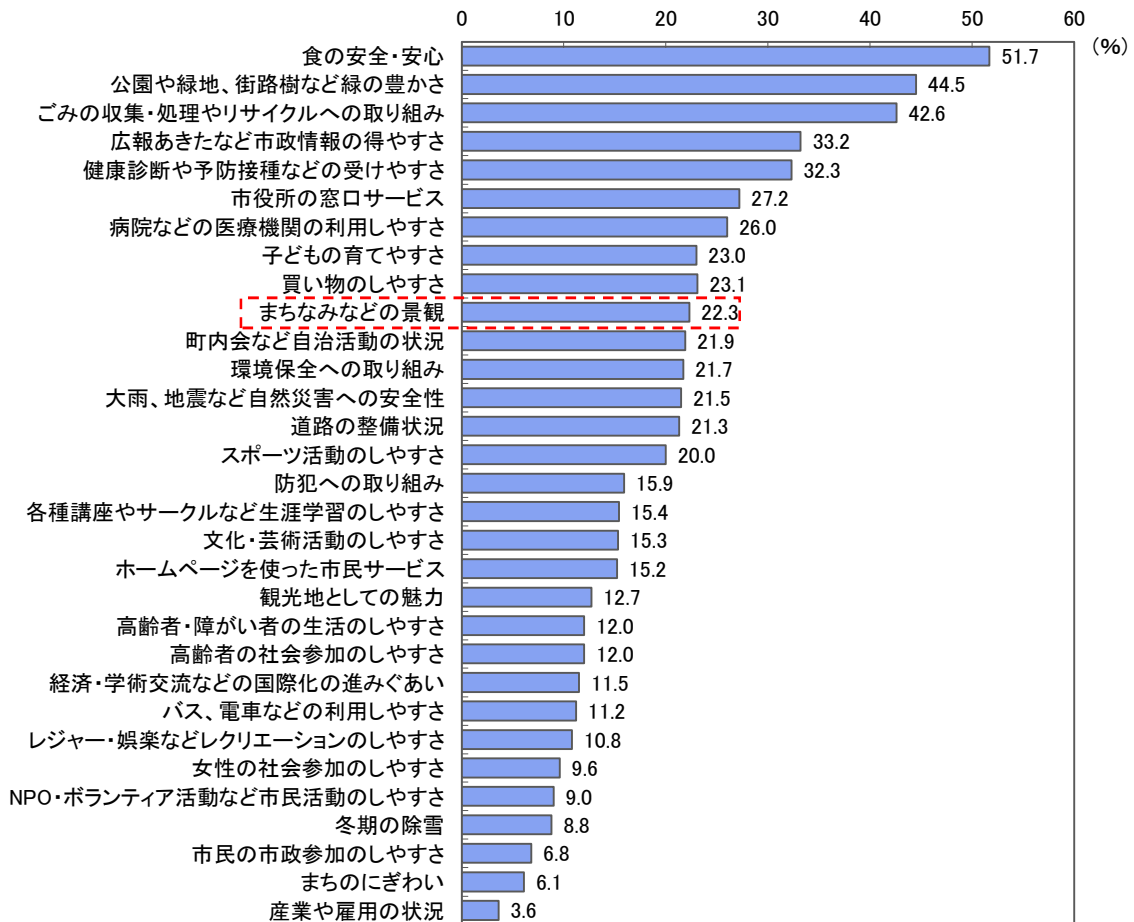


図4-62 秋田市に住んでどのように感じているか

資料：秋田市しあわせづくり市民意識調査Ⅳ結果（令和元年12月）

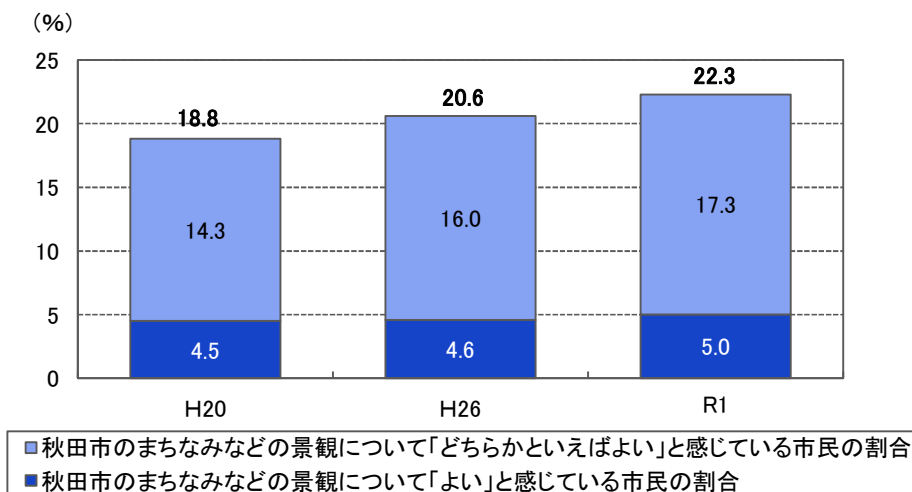


図4-63 まちなみなどの景観に対する意識の変化

資料：秋田市しあわせづくり市民意識調査（平成20年調査、平成26年調査、令和元年調査）

(2)市民活動への関心について

- ・ N P O ・ ボランティア活動など市民活動について「関心がある」「ある程度関心がある」を選んだ市民の割合は 43.2%となっている。

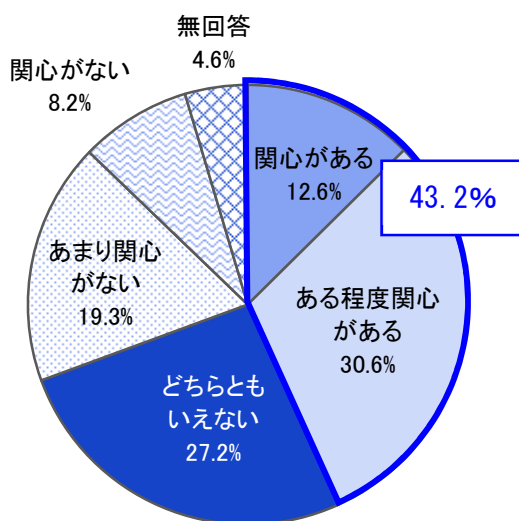


図 4-6 4 N P O ・ ボランティア活動など市民活動への関心について

資料：秋田市しあわせづくり市民意識調査Ⅳ結果（令和元年 12 月）

1 住生活基本計画(全国計画)平成 28 年3月策定

主体	国土交通省
計画期間	平成 28 年度から令和 7 年度まで
目標	<p>①「居住者からの視点」</p> <p>目標 1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</p> <p>目標 2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</p> <p>目標 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>②「住宅ストックからの視点」</p> <p>目標 4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築</p> <p>目標 5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新</p> <p>目標 6 急増する空き家の活用・除却の推進</p> <p>③「産業・地域からの視点」</p> <p>目標 7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長</p> <p>目標 8 住宅地の魅力の維持・向上</p>
個別の施策と指標	
【居住者からの視点】	
<p>目標 1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現</p> <p>(1) 若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境を整備</p> <p>(2) 子どもを産み育てたいという思いを実現できる環境の整備、希望出生率 1.8 の実現につなげる</p> <p>◇主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年世帯・子育て世帯のニーズに対応した支援等の実施 ・三世帯同居・近居の促進 ・地域ぐるみで子供をはぐくむ環境整備 等 	
<p>目標 2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現</p> <p>(1) 高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給</p> <p>(2) 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現</p> <p>◇主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな高齢者向け住宅のガイドライン」を検討・創設 ・サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成 ・高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域の拠点の形成 等 	
<p>目標 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>(1) 住宅を市場において自力で確保することが難しい世帯（低額所得者、高齢者、障害者等）が、安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現</p> <p>◇主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の活用促進、住宅セーフティネット機能を強化 ・居住支援協議会の設置・活動の支援と、生活困窮者自立支援制度等福祉施策との連携 ・公営住宅、UR 賃貸住宅等の公的賃貸住宅の適切な供給 等 	

【住宅ストックからの視点】

目標4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築

(1) 「住宅購入でゴール」のいわゆる「住宅すごろく」を超えて、購入した住宅が資産として次の世代に承継されていく新たな流れ（新たな住宅循環システム）を創出

(2) 多様な居住ニーズに対応するとともに人口減少時代の住宅市場の新たな牽引力を創出

◇主な施策

- ・既存住宅が資産となる「新たな住宅循環システム」の構築と施策の実施
- ・長期優良住宅等の資産として承継できる良質で安全な新築住宅の供給
- ・資産としての住宅を担保とした資金調達を行える住宅金融市場の整備・育成 等

目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新

(1) 安全で質の高い住宅ストックに更新

(2) 老朽化マンションの建替え・改修の促進、耐震性等の安全性や質の向上

◇主な施策

- ・耐震性を満たさない住宅の建替え等による更新
- ・耐震化リフォームによる耐震性の向上、長期優良住宅化リフォームによる耐久性等の向上、省エネリフォームによる省エネ性の向上と適切な維持管理の促進
- ・ヒートショック防止等の健康増進・魅力あるデザイン等の投資意欲が刺激され、あるいは効果が実感できるようリフォームの促進 等

目標6 急増する空き家の活用・除却の推進

(1) 空き家の賃貸、売却、他用途への活用、計画的な空き家の解体・撤去の推進、空き家増加抑制

(2) 地方圏における空き家対策の総合的な推進

◇主な施策

- ・良質な既存住宅が市場に流通し、空き家増加が抑制される新たな住宅循環システムの構築
- ・空き家を活用した地方移住、二地域居住等の促進
- ・伝統的な日本家屋としての古民家等の再生や他用途活用を促進 等

【産業・地域からの視点】

目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長

(1) 住生活産業の担い手の確保・育成、良質で安全な住宅を供給できる環境の実現

(2) 住生活に関連する新しいビジネスの成長、居住者の利便性の向上

◇主な施策

- ・地域材を用いた良質な木造住宅の供給促進と設計者や技能者の育成等の生産体制整備
- ・伝統的な技術を確実な承継・発展、CLT（直交集成板）等の部材・工法等の新技术開発推進
- ・既存住宅の維持管理、リフォーム、空き家管理等のいわゆる住宅ストックビジネスの活性化の推進、多角化する住生活産業に対応した担い手の確保、研修等による育成強化 等

目標8 住宅地の魅力の維持・向上

(1) 地域特性に応じた居住環境・コミュニティの向上

(2) 防災・減災対策の推進、居住者の安全性の確保・向上の促進

◇主な施策

- ・スマートウェルネスシティやコンパクトシティなどのまちづくりと連携、交通・買い物・医療・教育等に関して居住者の利便性や防犯性の向上
- ・住宅団地の再生促進、高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域拠点の形成による地域コミュニティと利便性向上の促進
- ・NPOやまちづくりコーディネーターといった専門家による支援、建築協定や景観協定等を活用した良好な景観の形成、高齢者や子どもを地域全体で見守ること等ができる豊かなコミュニティの維持・向上 等

◇参考:「住生活基本計画(全国計画)」の見直しの主な論点 ※令和3年3月改定予定

1 見直しの状況と主な変更点

現在、見直し中の「住生活基本計画(全国計画)」は、主に住生活を巡る居住者の状況の変化への対応のほか、ストック型社会への転換の促進、コンパクトシティや激甚化・多頻度化する災害への対応も含めた持続可能なまちづくりや多様化する住まい方への対応等が論点となり、それに向けた取組の検討が行われているところである。

2 見直しにあたっての主な論点

◆総論

- ・ 現計画と比べた住生活を巡る状況の変化
⇒ 高齢者単独世帯数の増加、共働き世帯の増加、住宅購入価格の年収倍率の変化
- ・ 住宅市場の適切な機能性や改善が求められるもの
⇒ 既存住宅流通シェア、住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識
- ・ 国民の住宅や住生活に対するニーズの変化や新たな動き
⇒ 土地・建物を両方とも所有したいと考える国民の割合減少
⇒ 住まい選びに「仕事や通勤の利便性」を重視する割合増加
⇒ 居住空間のゆとりを重視する人々の割合減少傾向
⇒ 二住拠点の開始者増加
- ・ 国民のニーズに対応した住宅ストックの質・量の形成
- ・ 関連分野との連携、市街地と郊外の違い

◆居住者からの視点

- ・ 子供を産み、育てやすい住まいの実現
- ・ 高齢者が安心して健康に暮らせる住まいの実現
- ・ 外国人も含めた住宅確保要配慮者の居住ニーズ
- ・ サブスクリプション型居住サービス等の新たな住まいの形態やビジネス、働き方への対応

◆ストックからの視点

- ・ 豊かな住生活の実現に向けた住宅の広さの捉え方
- ・ 住宅が備えるべき性能(耐震、省エネ、バリアフリー)の確保
- ・ 増加要因や地域的な特徴を捉えた空き家対策(管理、改修、流通、除却、発生抑制等)
- ・ 新築住宅中心の市場から既存住宅活用型市場への転換の遅れ
- ・ 老朽化および居住者の高齢化を踏まえたマンション管理の適正化・再生

3 取組の方向性

◆居住者からの視点

- ・高齢者単独世帯の増加や共働き世帯の増加など、住生活を巡る状況が変化しており、高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けられる住まいや、子育て世帯が子供を産み、育てやすい住まいの実現など、多様なニーズへの対応が必要

◆ストックからの視点

- ・ストック型社会への転換を目指してきたものの、良質な住宅ストックの形成が十分に図られていないことや、激甚化・多頻度化する災害に対応する必要があることから、将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成とそれに向けたリフォーム・リノベーションや建替え等の推進、循環するシステムの構築が必要
- ・空き家の増加要因や地域的な特徴を踏まえた適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進が必要

◆まちづくりからの視点

- ・多発化する災害に対応するため、将来にわたって災害に強い居住空間の実現に向けた取組が必要
- ・人口減少・高齢化社会に対応するため、コンパクトシティ、都市のスポンジ化対策等のまちづくり政策との連携を踏まえた持続可能なまちづくりを目指し、賑わい・うるおいのある住宅地の形成が必要

◆産業・新技術からの視点

- ・二地域居住をはじめとして、多様化する住まい方に対応した、居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展に向けた取組が必要
- ・新技術の発展に伴い、それらの活用や柔軟な働き方による新しい住まい方の実現に向けた取組が必要

2 秋田県住生活基本計画 平成 29 年3月策定

主体	秋田県
計画期間	平成 28 年度から令和 7 年度まで
目標	<p>「秋田の元気を創造する住まいづくり」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 誰にもやさしく、安全で安心できる、秋田の住まいづくり 2 誰でも居住の安定を確保できる、秋田の住まいづくり 3 四季を通じて、健康で快適な、秋田の住まいづくり 4 自然にやさしく、環境に配慮した、秋田の住まいづくり 5 地域の特性を活かした、個性のある、秋田の住まいづくり 6 コミュニティ豊かで、活力あふれる、秋田の住まいづくり
個別の施策と指標	
1 誰にもやさしく、安全で安心できる、秋田の住まいづくり	
<p>近年、頻発する地震・豪雨などの自然災害や火災などの災害に対する防災・減災対策の推進のほか、防犯への配慮などにより、居住者の安全性の確保・向上を図ります。</p> <p>また、少子高齢化の進行が著しい本県においては、高齢者が安全で安心して生涯を送ることのできるための住宅の供給・リフォームを促進し、介護・福祉サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の整備を図ります。</p> <p>◇主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・耐震改修の促進 ・防犯面から居住環境の安全性向上 ・高齢者が自立して暮らすことができる居住環境の実現 ・空き家の適正な管理、利活用の促進 等 	
2 誰でも居住の安定を確保できる、秋田の住まいづくり	
<p>低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者が安定した住生活を営むことができるよう、公営住宅の適確な供給や、民間賃貸住宅への円滑な入居のための情報の提供等の支援により、居住の安定の確保を図ります。</p> <p>◇主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の計画的な供給 ・良好な公営住宅のストックの形成 ・住情報の充実 ・居住支援協議会との連携 	
3 四季を通じて、健康で快適な、秋田の住まいづくり	
<p>住宅の維持管理やリフォームの適切な実施により、良質で魅力的な住宅として次の世代に承継されていく住宅の循環システムを構築し、「長く大切に使う」社会の実現を目指します。</p> <p>◇主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの基本的な品質と性能の確保 ・適切なリフォームの推進 ・良質な住宅ストックの承継のための循環システムの構築 等 	

<p>4 自然にやさしく、環境に配慮した、秋田の住まいづくり</p> <p>長期優良住宅や省エネルギー対策を講じた住宅、又は、自然エネルギーを利用した住宅の普及促進により、環境に配慮した良質なストックの形成を図ります。</p> <p>◇主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の普及促進 ・循環型社会への構築へ向けた、自然環境に配慮した住まいづくり
<p>5 地域の特性を活かした、個性のある、秋田の住まいづくり</p> <p>秋田の気候・風土や歴史・文化を活かした住まい・まちなみづくりを推進します。</p> <p>また、地域における主体的な取り組みの支援による、地域特性を活かした魅力ある住まい・まちづくりを推進します。</p> <p>◇主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田の気候・風土に根ざした住まいづくりの推進 ・付加価値の高い魅力あるまちなみづくり ・地域コミュニティの形成 等
<p>6 コミュニティ豊かで、活力あふれる、秋田の住まいづくり</p> <p>多様なニーズに対応でき、安心して購入・賃借できる住宅市場の整備によって、既存住宅の活用を図ります。</p> <p>また、ふるさと秋田への定住支援、子育て世帯に対する支援により、地域コミュニティの沈滞化を防ぐとともに、街なか居住による賑わいの創出、多世代による活力と魅力あるまちづくりを推進します。</p> <p>◇主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な住宅市場の整備 ・良質な住宅取得の促進 ・多様な居住ニーズに対応した住まい方の提案、情報提供 ・街なか居住の促進 等

3 第13次秋田市総合計画「新県都『あきた』成長プラン」平成28年3月策定

※第14次計画を令和2年度策定予定

主体	秋田市
計画期間	平成28年度から令和2年度まで
基本理念	ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし ～ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に～
将来都市像	1 豊かで活力に満ちたまち 2 緑あふれる環境に備えた快適なまち 3 健康で安全安心に暮らせるまち 4 家族と地域が支えあう元気なまち 5 人と文化をはぐくむ誇れるまち
住宅関連の取組の方向性（抜粋）	
1 豊かで活力に満ちたまち	
政策3 交流人口の拡大と移住促進	
<p>○まちなのにぎわい</p> <p>中心市街地は本市をイメージする“顔”であり、コンパクトシティの核として高次都市機能の集積を図りながら、中央街区をはじめ、旭川をはさんだ大町、通り町、川反地区を一体的な区域として、人々が住み、集い、買い物や公共施設の利用、散策など、多機能空間として活性化を図るとともに、にぎわいの創出に努めます。</p> <p>また、臨港地区においては、海の玄関口、人流拠点などとしてのにぎわい創出を目指します。加えて、地元のトップスポーツチームを応援することで、市民の連帯意識や地域に対する愛着を深めるとともに、地域の活性化を目指します。</p>	
<p>○移住の促進</p> <p>都市の便利さと豊かな自然がほどよく調和したまちという本市の魅力をPRするとともに、その良さを実際に体験してもらうための事業などに取り組みます。また、進学、就職等で転出した本市出身者のUターンや、市内の大学への進学等をきっかけに転入した若者の定着も含め、県外からの移住者を積極的に受け入れ、定着につなげられる環境の整備に努めます。</p>	
2 緑あふれる環境に備えた快適なまち	
政策2 都市基盤の確立	
<p>○市街地形成</p> <p>今後の人口減少・少子高齢化を見据え、あらゆる市民が生活に必要なサービスを容易に享受できるよう、市街地の拡大を抑制するとともに、これまで市街地内で蓄積してきた都市基盤施設や都市機能を有効活用しながら、都心・中心市街地を本市の顔となる各種高次都市機能の集積を図る拠点として、また、6つの地域中心を地域特性を踏まえた生活サービス拠点として、都市機能誘導や居住誘導を図り、持続可能なコンパクトな市街地形成を目指します。</p>	
<p>○景観形成と都市緑化</p> <p>豊富な自然や受け継がれてきた歴史と良好な景観資源の保全など、地域の特性をいかした「新たな秋田らしさ」の創造を目指し、市民や事業者と行政が一体となって魅力あふれる景観づくりに取り組み、うるおいとやすらぎを得られる景観形成や安全・快適で緑豊かな都市環境の形成を目指します。</p>	
<p>○住宅</p> <p>良質な住宅ストックの形成と維持保全、良好な住環境の形成を目指すとともに、空き家の利活用を推進します。</p> <p>また、市営住宅については、多様なニーズにこたえ、市民が安心して居住できる環境の確保に努めます。</p>	

3 健康で安全安心に暮らせるまち

政策1 安全な生活の実現

○災害時の危機管理

行政だけでなく、関係機関をはじめ、市民一人ひとりが、また企業などの事業者が、それぞれ自らの力で自らを災害から守り、相互に助けあい、自助・共助・公助の理念に基づき連携を図り、災害や危機に対して迅速に対応できる体制の整備を進めます。

○災害に強いまちづくり

無電柱化の推進など、防災・減災に対応した都市機能の充実を図り、道路、公園、河川、下水道などの都市空間が有する多様性を活用した災害に強いまちを目指します。

○防犯対策

地域全体の治安を確保するため、警察、市、地域などが、各自の役割を果たしながら緊密に連携を取り、犯罪を抑止するための効果的な取組を行い、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

4 秋田市人口ビジョン 平成28年3月策定、令和2年度改定予定

主体	秋田市																																				
目指すべき将来人口	<p>約26万人（2040年）を本市の目指すべき将来人口とする。</p> <p>今後、本市の人口減少対策を着実に実行することで、合計特殊出生率と順移動率を仮定値のとおり改善し、2040年（平成52）年には、社人研推計と比較して約2万4千人の増加を目指すものである。</p>																																				
	<p style="text-align: center;">図表52 目指すべき将来人口</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>図表52 目指すべき将来人口のデータ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目指すべき将来人口 (人)</th> <th>社人研推計 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2010年</td><td>323,601</td><td>323,601</td></tr> <tr><td>2015年</td><td>310,000</td><td>310,000</td></tr> <tr><td>2020年</td><td>295,000</td><td>295,000</td></tr> <tr><td>2025年</td><td>280,000</td><td>280,000</td></tr> <tr><td>2030年</td><td>265,000</td><td>265,000</td></tr> <tr><td>2035年</td><td>250,000</td><td>250,000</td></tr> <tr><td>2040年</td><td>235,500</td><td>235,500</td></tr> <tr><td>2045年</td><td>220,000</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>2050年</td><td>205,000</td><td>195,000</td></tr> <tr><td>2055年</td><td>190,000</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>2060年</td><td>220,211</td><td>164,309</td></tr> </tbody> </table>	年	目指すべき将来人口 (人)	社人研推計 (人)	2010年	323,601	323,601	2015年	310,000	310,000	2020年	295,000	295,000	2025年	280,000	280,000	2030年	265,000	265,000	2035年	250,000	250,000	2040年	235,500	235,500	2045年	220,000	210,000	2050年	205,000	195,000	2055年	190,000	180,000	2060年	220,211	164,309
年	目指すべき将来人口 (人)	社人研推計 (人)																																			
2010年	323,601	323,601																																			
2015年	310,000	310,000																																			
2020年	295,000	295,000																																			
2025年	280,000	280,000																																			
2030年	265,000	265,000																																			
2035年	250,000	250,000																																			
2040年	235,500	235,500																																			
2045年	220,000	210,000																																			
2050年	205,000	195,000																																			
2055年	190,000	180,000																																			
2060年	220,211	164,309																																			
取組の基本的視点	<ol style="list-style-type: none"> ① 若い世代の結構・出産・子育ての希望をかなえる ② 安定した雇用を創出する ③ 秋田市への新しいひとの流れをつくる ④ 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める ⑤ 持続可能な地域をつくり、安全安心な暮らしを守る 																																				

5 秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成 28 年3月策定、令和2年度改定予定

主体	秋田市
計画期間	平成 27 年度から令和元年度まで
基本目標と基本的方向	<p>① 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>【数値目標】 <u>合計特殊出生率：1.32 (H26) →1.48 (H31))</u></p> <p>【施策に関する基本的方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労、出会い、結婚、出産、そして子育てと、ライフステージに合わせた施策を切れ目なく展開し、子どもを生き育てやすい社会を構築していく。 ・仕事と生活の調和を図るとともに、子育てに対する負担感などを軽減し、子育て家庭が育児の楽しさや喜びを実感できる社会を目指す。 <p>② 安定した雇用を創出する</p> <p>【数値目標】 <u>(市の施策による雇用創出数（正規雇用転換を含む）： 平成31年度までに3,150人)</u></p> <p>【施策に関する基本的方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な企業誘致活動を展開するとともに、本市の持つ潜在力を引き出すことで地域産業の振興を図り、安心して働けるやりがいのある仕事づくりと雇用の質の向上につなげる。 ・市内企業の大多数を占める中小企業は、将来的に発展を遂げる可能性を秘めており、意欲ある中小企業を支援するとともに、新たなビジネスに取り組む事業者の創業支援などに努める。 ・農地と都市が近接している本市の強みをいかし、6次産業化や農商工連携などに取り組み、本市産農産物の付加価値を高める。 ・本市の特徴や強みを踏まえた暮らし方の将来像を市民と共有し、自然との関わりや資源の循環を基本とした様々な環境関連施策を展開し、環境対策と経済活動の好循環、地域の活性化に結びつける。 <p>③ 秋田市への新しいひとの流れをつくる</p> <p>【数値目標】 <u>(市外への転出超過の改善 転入者①転出者： △342人 (H26) →△171人 (H31))</u></p> <p>【施策に関する基本的方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、様々な媒体を活用した移住希望者向けの情報提供に取り組む。 ・市民がいきいきと暮らし、観光客等を引きつけ、新しいひとの流れをつくるため、人々の心を揺さぶる感動やときめきに出会えるまちの魅力を創出する。 ・本市の魅力を芸術・文化、スポーツ、観光の視点から一体的に創り出し、国内外に情報発信していくことで、都市のイメージアップと交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげる。

④ 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進める

【数値目標】

(要介護認定を受けていない高齢者（第1号被保険者）の割合：
84.4%（H26）→85.0%（H31）

【施策に関する基本的方向性】

- ・高齢者が支えられるだけではなく、社会の支え手としての役割を担い、活躍できる社会の実現に向け、引き続き、「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」に取り組んでいく。
- ・市民一人ひとりが健康の意識を高め、心身ともに健康を保ちながら、いきいきと暮らせるよう、幅広い年齢層を対象とした健康づくりや介護予防の推進、生きがいづくりの支援を行い、市民の幸せの基盤となる健康・長寿の実現を目指す。

⑤ 持続可能な地域をつくり、安全安心な暮らしを守る

【数値目標】

(本市に住み続けたい人の割合（「事情が許せば、住み続けたい」を含む）：
74.9%（H26）→80.0%（H31）

【施策に関する基本的方向性】

- ・引き続き、本市の特性を踏まえた多核集約型の都市構造を基本としたコンパクトなまちづくりを進める。
- ・公共施設の包括的な管理により、財政負担の平準化や総量の見直しを図ることで、持続可能な自治体運営を実現する。
- ・家族・地域・人の絆のもと、すべての市民が主人公として充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指す。
- ・国が掲げる温室効果ガスの排出抑制目標の達成などに向け、市民や事業者とともに様々な取組を進める。

6 第6次秋田市総合都市計画 平成23年3月策定、第7次計画を令和2年度策定予定

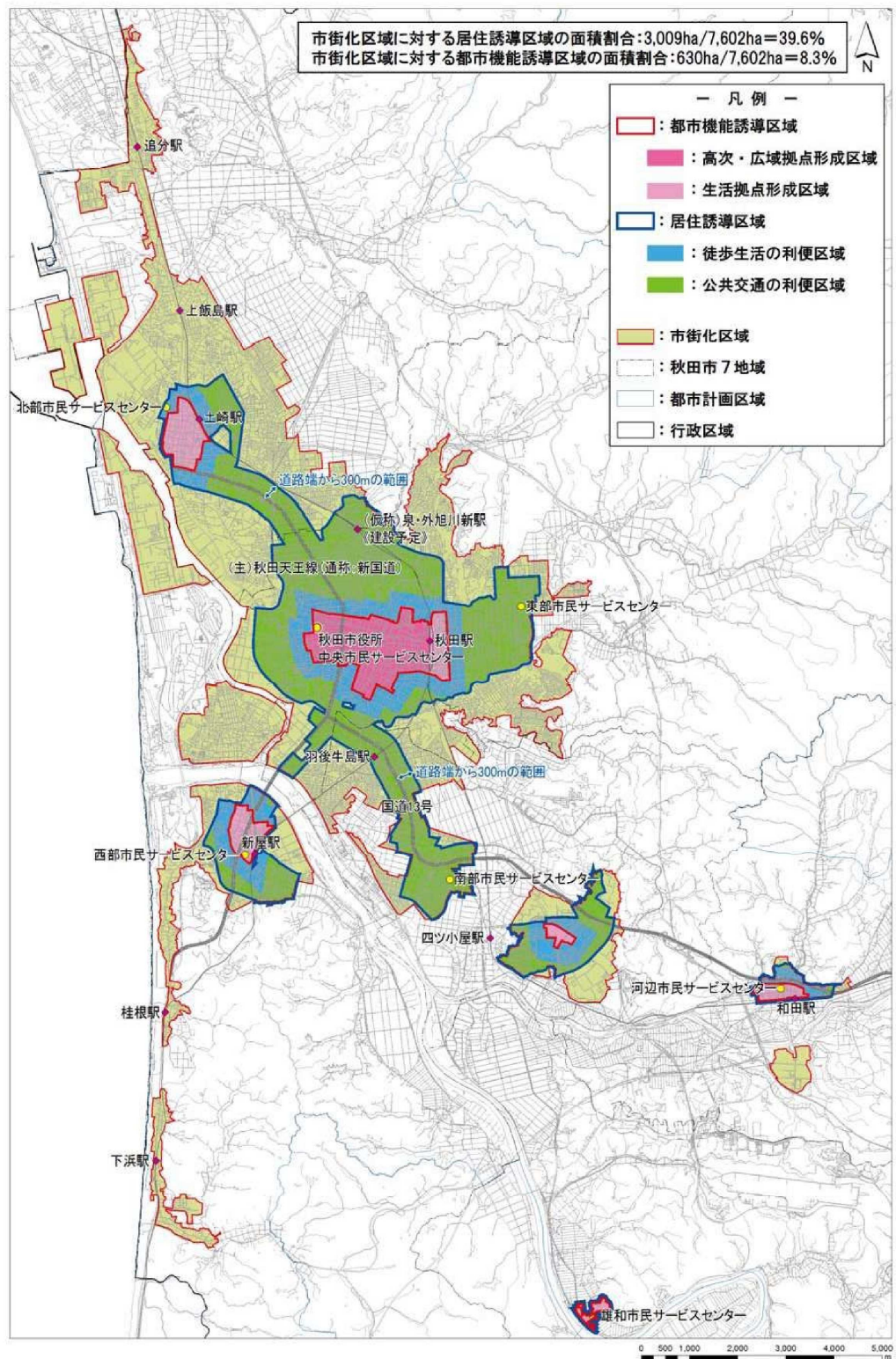
主体	秋田市
計画期間	平成23年度から令和12年度まで
基本的な視点	(1) 高齢者にやさしい都市づくり (2) 環境に配慮した都市づくり (3) 市民・事業者・行政の協働による都市づくり
基本理念	暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい 都市づくりによる元気な秋田の創造～
目標 (政策テーマ)	(1) 旧3市町が一体となった都市構造の形成 (2) コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成 (3) 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり (4) 市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり (5) 秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり
将来都市構造	(1) 「ゾーン」の形成 (2) 都心機能が集約した「都心・中心市街地」、「地域中心」の形成 (3) 既存ストックを活用した拠点間をつなぐ交通網の形成
住宅関連施策（抜粋）	
1 土地利用の方針	
(1) 一体的な土地利用規制に基づく計画的な土地利用の誘導	<p>〈線引き都市計画区域への統合〉</p> <p>〈都市計画区域内の土地利用誘導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の見直し等を含む適切な土地利用誘導 ・地区計画・建築協定等による適切な土地利用誘導 ・企業誘致促進に向けた都市計画法第34条第10号の活用 ・都市計画法第34条第11号の活用による既存集落の維持・活性化 <p>〈都市計画区域外の土地利用誘導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農振法、森林法、自然公園法、自然環境保全法に基づく地域指定の維持 ・無秩序開発の防止に向けた、新たな土地利用誘導施策の導入検討 ・関係各課との連携による五地域区分の管理に向けた総合調整機関の検討
(2) 市街化の拡大抑制と自然環境の保全・管理	<p>〈市街化区域内への開発需要の集約化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約型都市構造の実現に向けた用途地域の制限に基づく土地利用誘導 ・市街化区域内の低未利用地における逆線引きの検討
(3) 安全・安心を支える土地利用の誘導	<p>〈災害の恐れのある区域における適切な開発コントロール〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップに基づく市民・事業者への積極的な情報発信 ・災害危険区域における新たな土地利用誘導施策の導入検討 <p>〈安全・安心な居住環境の整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の指定による修復型のまちづくりの促進 <p>〈土地利用の混在防止に向けた取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の見直しや地区計画の指定による土地利用の適正化 ・街なか居住の促進に向けた住み替え誘導方策の導入

6 住環境・市街地整備の方針	
(1) 集約型都市構造の実現に向けた街なか居住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・街なか居住の促進に向けた誘導施策の導入 ・地域拠点への集合住宅整備に関する助成制度の導入の検討
(2) 質の高い住環境の形成	<p>〈多様なライフスタイルに対応した適切な住宅供給〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅長寿命化計画の策定 ・高齢期を見据えた各地域拠点への住み替え支援 ・多様なニーズに応じた住宅供給の促進
(3) 環境にやさしい住まいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの活用など、環境共生型の住宅整備の促進 ・県産材活用への優遇措置の導入
(4) 誰もが安全・安心して住み続けられる住まいづくり	<p>〈災害対策の充実〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市地域防災計画および秋田市耐震改修促進計画に基づく耐震化・不燃化の促進 <p>〈安心して暮らせる住まいづくり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田市住生活基本計画の策定 ・多世帯型住宅建設が可能な容積率への見直し ・既存住宅におけるバリアフリー化の促進
(5) 市街地開発事業の推進	<p>〈土地区画整理事業の推進〉</p> <p>〈市街地再開発事業の推進〉</p>
(6) まちづくりルール(地区計画制度等)の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地における地区計画などの活用の働きかけ ・市民提案による“まちづくりルール”活用の促進

7 秋田市立地適正化計画 平成 30 年3月策定

主体	秋田市
計画期間	平成 23 年度から令和 22 年度まで
まちづくりの理念	暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる 元気な秋田の創造～
計画の目標	<p>目標 1：高齢者が健康で、活動・活躍できる「場」の創出による、生きがいのある暮らし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者の「社会参画」を促進するため、ソーシャル・コミュニティビジネス等の活躍の場の創出 ・健康に不安を感じてからも、安心して暮らすことのできる生活基盤（都市基盤・公共交通・生活サービス）の確保 <p>目標 2：子育て世代が時間効率メリットを得られる「場」の創出による、子供との時間を大切にできる暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な子育て支援サービス（保育所、こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設等）の確保や、「秋田市版ネウボラ」のサービス拡充 ・働く場を含めた多様な機能集積で得られる「時間効率メリット」の発揮による、良好な子育て環境の創出 <p>目標 3：集い・にぎわい・交流が生まれる「場」の創出による、県都『あきた』の新たな都市型生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県・市連携文化施設」を核とする芸術文化ゾーンの形成や「多世代共生型 CCRC マンション」等の中心市街地活性化施策を契機とした更なる民間投資の促進による、県都『あきた』ならではの高質な空間の提供 ・多様な「ヒト（人）・モノ（商品やサービス）・コト（事象）」を誘発し、交流連携による新たな文化・価値・経済の創出
将来都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画で示す都市構造は、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を勘案し、本市 7 地域が連携した将来都市構造を目指します。 ・各地域の拠点については、高次都市機能が集積している中央地区を高次・広域拠点と位置付け、高次都市機能や居住機能の維持・増進を図るとともに、各地域からの利用に資するよう連携軸を配置します。東部・西部・南部・北部の各地域は、生活拠点に位置付け、現在の生活サービス機能や居住機能の維持・増進を図り、それぞれが自立した拠点形成を図ります。 ・河辺、雄和の各地域は、生活拠点に位置付けますが、現況で生活サービスを他地域に依存しているため、拠点形成においては居住機能の維持・増進を図りつつ、生活サービス機能は現状の機能の維持を基本とし、南部地域や南部地域を経由した中央地域との連携により不足機能を補完します。 ・また、各地域の拠点と居住との関係を明確にするため、居住を対象としたゾーンを設定することとし、各地域の拠点や拠点連携軸の周辺は、都市機能や公共交通を確実に維持・増進させていくため「居住促進エリア」を配置します。居住促進エリアの外側には、地域特性に応じた居住が選択できるように「良質な住環境の維持・形成エリア」、さらに外側には、営農や自然環境の中での居住を念頭に「田園共生エリア」を設定します。

都市機能誘導
区域・居住誘
導区域



8 秋田市耐震改修促進計画 平成31年4月一部改定、令和2年度改定予定

主体	秋田市																																																																																		
計画期間	平成19年度から令和2年度まで																																																																																		
住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標	<p>◇住宅の耐震化の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期目標（平成28年度から平成32年度） 平成32年度末時点の耐震化率：90% <p>グラフ3-1 住宅の耐震化の現状、予測および目標</p> <table border="1"> <caption>住宅の耐震化の現状、予測および目標</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>耐震性あり</th> <th>耐震性不十分</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度現状</td> <td>97,700</td> <td>28,800</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度現状</td> <td>100,700</td> <td>27,800</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>平成26年度現状</td> <td>115,100</td> <td>23,300</td> <td>83%</td> </tr> <tr> <td>平成32年度予測</td> <td>123,400</td> <td>16,800</td> <td>88%</td> </tr> <tr> <td>平成32年度目標</td> <td>126,200</td> <td>14,000</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：施策対象戸数は、平成32年度目標時点の耐震性不十分戸数（14,000戸）から、既に耐震化された戸数（2,800戸）を差し引いた数値である。</p> <p>◇公共建築物の耐震化の現状と目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・32年度末時点の市所有特定建築物の耐震化率：100% <p>表3-3 市所有特定建築物の耐震化の現状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数 a</th> <th rowspan="2">新耐震棟数 b</th> <th rowspan="2">旧耐震棟数 c</th> <th colspan="4">cのうち</th> <th rowspan="2">耐震化率 i (b+e+f+g) / a</th> </tr> <tr> <th>耐震診断実施棟数 d</th> <th>耐震性が確認された棟数 e</th> <th>耐震改修実施棟数 f</th> <th>除却等された棟数 g</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校等</td> <td>323</td> <td>143</td> <td>180</td> <td>154</td> <td>44</td> <td>107</td> <td>26</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>病院等</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>公営住宅等</td> <td>71</td> <td>53</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>庁舎等</td> <td>59</td> <td>31</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>454</td> <td>228</td> <td>226</td> <td>193</td> <td>59</td> <td>124</td> <td>28</td> <td>97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*) 平成27年3月末現在 *) 旧耐震棟数：昭和56年5月以前の基準で建築された特定建築物 *) 新耐震棟数：昭和56年6月以降の基準で建築された特定建築物 *) 「除却等」には、使用停止としたものを含む。</p>	年度	耐震性あり	耐震性不十分	耐震化率	平成18年度現状	97,700	28,800	77%	平成21年度現状	100,700	27,800	78%	平成26年度現状	115,100	23,300	83%	平成32年度予測	123,400	16,800	88%	平成32年度目標	126,200	14,000	90%		総数 a	新耐震棟数 b	旧耐震棟数 c	cのうち				耐震化率 i (b+e+f+g) / a	耐震診断実施棟数 d	耐震性が確認された棟数 e	耐震改修実施棟数 f	除却等された棟数 g	学校等	323	143	180	154	44	107	26	99%	病院等	1	1	0	0	0	0	0	100%	公営住宅等	71	53	18	18	7	11	0	100%	庁舎等	59	31	28	21	8	6	2	80%	計	454	228	226	193	59	124	28	97%
年度	耐震性あり	耐震性不十分	耐震化率																																																																																
平成18年度現状	97,700	28,800	77%																																																																																
平成21年度現状	100,700	27,800	78%																																																																																
平成26年度現状	115,100	23,300	83%																																																																																
平成32年度予測	123,400	16,800	88%																																																																																
平成32年度目標	126,200	14,000	90%																																																																																
	総数 a	新耐震棟数 b	旧耐震棟数 c	cのうち				耐震化率 i (b+e+f+g) / a																																																																											
				耐震診断実施棟数 d	耐震性が確認された棟数 e	耐震改修実施棟数 f	除却等された棟数 g																																																																												
学校等	323	143	180	154	44	107	26	99%																																																																											
病院等	1	1	0	0	0	0	0	100%																																																																											
公営住宅等	71	53	18	18	7	11	0	100%																																																																											
庁舎等	59	31	28	21	8	6	2	80%																																																																											
計	454	228	226	193	59	124	28	97%																																																																											

<p>住宅・建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項</p>	<p>◇耐震化促進に係る基本的な取組方針</p> <p>本市は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。</p> <p>◇優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定拠点避難施設と避難施設 ・ 第一次緊急輸送道路の沿道の建築物 ・ 耐震改修促進法第14条第3号に規定する特定建築物 ・ 緊急対応道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物 <p>◇重点的に耐震化すべき区域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅が密集している地区 <p>◇民間建築物の耐震化の促進を図るための支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田市木造住宅改修等事業 ・ 耐震改修後の上部構造評点が現行の補助基準未満であっても、一定の上部構造評点以上であれば補助する制度 ・ 木造住宅の建物の一部の耐震改修工事実施に対しても補助する制度の創設（寝室や居間など一部改修であっても一定条件を満たせば補助する制度） <p>※今後検討する事項・検討が考えられる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、低所得者向けの耐震改修費用等の助成制度の創設（年齢制限、一定額以下の所得条件による補助額の割り増しなど。） ・ 分譲マンションの管理組合を通じた耐震化の必要性等についての周知 ・ 住宅の建て替え・除却の補助制度の創設 ・ 死亡時一括償還型融資に係る事務費の補助制度の創設 ・ 分譲マンションに対する耐震診断等に関する補助制度の創設 <p>◇公共建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成32年度までの全ての市所有特定建築物の耐震化
<p>住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及</p>	<p>◇地震防災マップの作成・公表</p> <p>◇相談体制の整備および情報提供の充実</p> <p>◇産・学・官の連携による耐震改修の推進</p> <p>◇耐震診断および耐震改修の技術者講習会の開催</p> <p>◇耐震診断および耐震改修の技術者講習会の開催</p> <p>◇リフォームにあわせた耐震改修の誘導</p> <p>◇家具等の転倒防止策の推進</p> <p>◇町内会等との連携策・取組支援策</p>

9 秋田市公共施設等総合管理計画 平成 29 年3月策定

主体	秋田市
計画期間	平成 29 年度から令和 8 年度まで
公共施設等マネジメント基本方針	<p>◇課題：老朽化の進行 ⇒ 基本方針：計画的な維持保全</p> <p>◇課題：厳しい財政状況 ⇒ 基本方針：効率的な施設運営</p> <p>◇課題：市民ニーズの変化 ⇒ 基本方針：適切な施設サービス</p>
公共施設等マネジメント実施方針	<p>(1) 計画的な維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検、診断の継続実施 ・計画保全による公共施設等の長寿命化 ⇒計画保全型の管理と長寿命化の推進 防災、環境負荷低減技術等の導入による機能向上 <p>(2) 効率的な施設運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用方法の見直し ⇒人員配置や施設使用料の見直し、国、県、近隣市町との連携推進 PPP/PFIの活用検討、市民協働による管理運営の効率化 ・施設保有量の見直し ⇒公共施設の集約化、複合化の推進、未利用施設の活用や除却の推進 ランニングコスト削減の推進 <p>(3) 適切な施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズの把握 ⇒バリアフリー化による機能向上 利用状況や市民ニーズを踏まえたサービス提供 ・施設の再編 ⇒地域ニーズを見据えた機能の導入、施設の再配置 まちづくりと連動した再配置
施設分類別の現状と今後の方向性 (抜粋)	<p>◇公営住宅</p> <p>◎今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の活用方法を定めた、平成28年3月に見直しを行った「秋田市営住宅等長寿命化計画（秋田市住生活基本計画）」に基づき、長期的な既存ストックの有効活用を図るため、適切な維持管理や修繕を行っていくことが必要である。 ・平成32年の「秋田市営住宅等長寿命化計画（秋田市住生活基本計画）」改定に当たっては、住宅確保配慮世帯を考慮しつつ、本計画における長期的な施設マネジメント方針と整合性を図る必要がある。

10 秋田市公営住宅等長寿命化計画 令和2年1月改定、第2期計画を令和2年度策定予定

主体	秋田市
計画期間	平成 23 年度から平成 32 年度
長寿命化に関する基本方針	<p>(1) 総合的な活用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市営住宅の主な役割 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅困窮者への住まいの提供 ・家族形成期にある若い世代の本市への定住促進 ・既存市営住宅の有効活用 ②総合的な活用の基本的な方針 <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の安全性、居住水準の確保 ・特定公共賃貸住宅の有効活用 ・建替による継続的な維持管理ができる家賃収入の確保 ・団地の統廃合による効率的な住宅団地の整備および管理 ・計画的な修繕等による長期活用 ・高齢者・子育て世帯等の入居者への適切な設備等の対応 ・入居者の適正化 <p>(2) 長寿命化に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ストックの状況の把握および日常的な維持管理の方針 ②長寿命化およびライフサイクルコストの縮減に関する方針
建替計画の方向性の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・高梨台市営住宅の建替事業の推進 (バリアフリーに配慮した住宅、子育て向け住宅の整備)
維持管理計画の実施方針	<p>◇計画期間内に実施する修繕・改善事業の内容</p> <p>[修繕対応]</p> <p>標準修繕周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで、居住性・安全性等の維持・向上を図り、長期的に活用します。</p> <p>[居住性向上型]</p> <p>引き続き活用を図る昭和 40 年代以降のストックについて、住戸規模・間取りの改善や住戸・住棟設備の機能向上など、居住性の向上を検討します。</p> <p>[福祉対応型]</p> <p>引き続き活用を図る昭和 40 年代以降のストックについて、高齢者等が安全・安心して居住できるよう、住戸、共用部、屋外のバリアフリー化を進めます。</p> <p>[安全性確保型]</p> <p>耐震性に課題のあるラーメン構造住棟において耐震改修等により躯体の安全性を高めるほか、非常時に円滑に避難できるよう避難設備や経路の整備・確保を行います。</p> <p>[長寿命化型]</p> <p>一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき住棟において、耐久性の向上や、躯体への影響の低減、維持管理の容易性向上の観点から予防保全的な改善を行います。</p>

11 第3次秋田市子ども・子育て未来プラン 令和2年3月策定

主体	秋田市
計画期間	令和2年度から令和7年度まで
計画の目的	子どもの健やかな成長と子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組む
計画の対象	「子ども」「子育て家庭」「結婚や子育てを希望する若い世代」を主な対象とする
基本理念	支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～みんなで育むかがやく笑顔～
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供 2 地域における子ども・子育て支援の充実 3 妊娠・出産期からの切れ目ない支援 4 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実 5 ワーク・ライフ・バランスの推進 6 安全・安心な生活環境の整備 7 子どもと家庭へのきめ細やかな支援
施策（抜粋）	<p>◇基本目標6 安全・安心な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。 <p>◎施策の方向性</p> <p>子供を交通事故や犯罪の被害から守るため、地域・学校・関係機関等との連携を強化するとともに、交通事故や犯罪の防止に向けた対策を進めます。</p> <p>◎取組・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世帯同居・近居推進事業 ・市営住宅優先入居制度

12 第4次秋田市地域福祉計画 平成31年3月策定

主体	秋田市
計画期間	平成31年度から令和5年度まで
取組の基本原則	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の絆づくり (2) エイジフレンドリーシティの考え方の反映 (3) 公・共・私の役割分担 (4) 地域の範囲、福祉圏域の考え方
基本理念	みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ
基本目標と施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉を担う人づくり 2 支え合いの地域づくり 3 利用者にあった福祉サービスの仕組みづくり 4 安心して暮らせる福祉の環境づくり
重点事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 包括的支援体制の整備 2 災害に備えた支え合いの地域づくり

13 第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画 平成 29 年3月策定

主体	秋田市
計画期間	平成 29 年度から令和 4 年度まで
基本理念	心豊かで活力ある健康長寿社会
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心で誰もが快適に過ごせる屋外環境の整備 2 交通機関の利便性の向上 3 安心して快適に住み続けられる住環境の整備 4 生涯を通じた生きがいづくりや社会参加の促進 5 あらゆる世代がお互いを認め合う地域社会づくり 6 高齢者の就業や市民参加の機会創出 7 高齢者の情報環境の整備 8 多様な生活支援サービスを利用できる地域づくり
領域別方向性	<ol style="list-style-type: none"> 1 空間環境基盤 安心して外出できる環境を整備し、人と人、人と地域のふれあいが深まるまちづくりを進めます。 2 社会生活基盤 活力ある地域コミュニティづくりに必要な人材、拠点、交流の機会を創出します。 3 産業・経済基盤 知識や経験を活かして多様な形で活躍できる「生涯現役型社会」の実現を目指し、一人ひとりの活躍を総合的に支援する体制づくりに取り組みます。 4 教育・文化基盤 一人ひとりが自己実現できる環境づくりを進め、「これからも住み続けたいと思えるまち」の実現を目指します。
重点施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 産学官民一体で地域課題解決に取り組む“共創”体制づくり 2 地域資源を活用した多様な住民主体のコミュニティ活動の推進 3 経験や能力を発揮し、未来を支える担い手の育成と人材力の強化

14 秋田市環境基本計画 平成 29 年 10 月策定

主体	秋田市
計画期間	平成 30 年度から令和 9 年度まで
環境像	人にも地球にもやさしいあきた
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 低炭素社会の構築 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現 2 循環型社会の構築 3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現 3 安全な生活環境の確保 穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現 4 自然共生社会の構築 あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した豊かな暮らしの実現 5 協働による環境保全の取組 あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現